

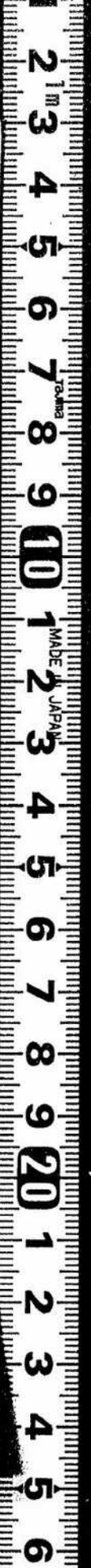
35

外事警察報

特報

第四百七十四號

国立公文書館	
分類	警察庁
	9
排架番号	4 E
	15 - 1
	157





昭和十二年 月 外事警察報 第七十四號 目次

- 一 聯邦新憲法草案に關するスターリンの説明演説……………一
- 二 自一九二四年至一九三六年期間中に起リシソ聯邦生活上の變遷……………二
- 三 憲法草案の根本的特異性……………三
- 四 憲法草案に對するブルジョア批判……………四
- 五 憲法草案の修正と補足……………五
- 六 ソ聯邦新憲法の意義……………六

外國事情

- 〔中華民國〕
- 綏遠事情と西安事件の概況……………一五
- 西安事件直前に於ける西安地方救亡運動狀況……………一六
- 西安事件に對する救國團體の態度……………一七
- 西安事件に對する中共黨の宣傳……………一八
- 在上海日本紡績工場の罷業狀況……………一九
- 上海ソ聯邦居留民俱樂部創立大會の開催……………二〇
- 中國官憲の救國運動指導者一齊檢擧……………二一
- 上海市學生界救國會の工作綱領……………二二
- 全歐華僑抗日救國聯合會の組織狀況……………二三
- 〔獨逸〕
- 獨逸に於ける藝術批評禁止問題……………二七



〔佛蘭西〕	〇
C・G・T・全國委員會の開催	〇
〔北米合衆國〕	〇
米國大統領教書の要旨	〇
佛國に於ける獨逸亡命者に對する身分證明書發給規定	六七
佛國に於ける最高放送審議會設置に關する大統領令	六九
研究資料	〇
日獨防共協定に關するソ紙の論調	〇
日本に於ける統一労働者人民戦線樹立の爲の闘争	〇
西安事件に關するソラウダ紙の論調	〇
中國共產主義同盟の西安事件に對する態度	〇
關領印度に於ける共產黨の活動	〇
全聯邦共產黨中央委員會の舊黨證明書の效力に關する決議	〇
雜報	〇
汪精衛暗殺未遂事件の判決	二四
中山事件の控訴判決	二九
國民革命軍攻撃停止命令に關する毛澤東の談話	二九
米國大統領選舉戦に於ける各政黨の得票数と運動費	二〇
白ロシアに三人民委員部新設	二〇
〔地草〕 極東主要國の人口及び面積	二六
目次終	〇

ソ聯邦新憲法草案に關するスターリンの說明演説

ソ聯邦新憲法草案に就ては本報第六十八號「ソ聯邦新憲法草案に就て」に於て若干の考察及全條文を掲げた外第六十九號にはラデツクの論文、第七十一號にはソ聯國民間に於ける草案審議状況に關するブラウダ紙の論説を掲げた。茲に掲げるのは十一月二十七日附浦鹽に於て發行のクラスノエ・ズナーミヤ紙掲載の「臨時ソウエート大會席上スターリンの爲したる說明演説」と題する記事の譯文である。内容は、憲法委員會の組織と其の任務、一九二四年より一九三六年に至る期間中に起りしソ聯邦生活上の變遷、憲法草案の根本的特異性、憲法草案に對するブルジョア批判、憲法草案の修正と補足、ソ聯邦新憲法の意義等で、殊に憲法草案に對するブルジョア批判に於ては獨逸のドイッチェ・デイプロマン・ポリチツェ・コレスボンデンツの批評を取上げて酷烈に批判してゐる。

一 憲法委員會の組織と其の任務

同志諸君、本大會の審議に附せられたる草案を製作せる憲法委員會は御承知の通り第七回ソ聯邦ソウエート大會の特別指令によつて組織せられ此の指令は一九三五年二月六日に採擇されたものである。同指令は次の如く述べてゐる。

- (一) ソ聯邦憲法には左の變更を加ふ可きこと
 - (イ) 非平等選舉を平等とし段階的のものを直接選舉とし記名式を無記名式に變更する意味に於て選舉制度今後のデモクラシー化を計ること
 - (ロ) 蘇聯邦に於ける現在の階級勢力關係(新社會主義的工業の建設、富農階級の絶滅、コルホズ制度の勝利、ソウエート社會の基礎としての社會主義的所有權の設定その他)に即應して憲法を實施するため憲法の社會的經濟的基礎を確立すること
 - (ニ) ソ聯邦中央執行委員會に對し憲法委員會を選挙することを提議し而して憲法委員會は第一項に示されたる原則の上に憲法修正案を作製し之れをソ聯邦中央委員會の確認を得べく提出すること

ソ聯邦新憲法草案に關するスターリンの說明演説

(三) 最近執行されるべきソ聯邦内のソウエト政權機關の定例選舉は新選舉制に基き行ふべきこと。
之れは一九三五年二月六日であつた。この決議指令が採擇されて一日後即ち一九三五年二月七日にソ聯邦中央執行委員
會第一回會議が開催せられ、第七回ソ聯邦ソウエト大會の決議實行のため三十一名よりなる憲法委員會が組織せられ、
憲法委員會は對しソ聯邦憲法修正案の作製を依頼したのである。
之れがソ聯邦最高機關の公式の根據と指令であつてこれに基づいて憲法委員會が其の職責を盡すべきものであつた。
斯くして憲法委員會は一九二四年より今日迄の間に實現された所のソ聯邦生活の社會主義への進展を考慮し一九二四年
に制定されたる現行憲法に修正變更を加へなければならなかつた。

一 自一九二四年 期間中に起りしソ聯邦生活上の變遷 至一九三六年

一九二四年より一九三六年に至る期間中に起つたソ聯邦生活上の變遷で、憲法委員會が其の憲法草案に反映せしめなけれ
ばならぬことは抑々何か？

此の變遷の本質は如何なる點であるか？

一九二四年に於て吾々は何を有してゐたか？

それはソウエト政權が社會主義の全力的發達の途上一部資本主義的活動を許容し、二つの經濟體系即ち資本主義體系と
社會主義體系との競争過程において社會主義體系の優越を組織することを所期した新經濟政策の第一期であつた。此の競争
過程に於て社會主義の地位を固め資本主義的要素の解消を期し國民經濟の基本體制としての社會主義的體系の勝利を完成す
るのがその任務であつた。

當時我等の工業特に重工業は羨しからざる状態であつた。事實重工業は幾分復興せられたが其の産額は到底戦前の域に達
しなかつた。工業は舊式退嬰且つ貧弱な技術に基礎を置いてあつた。がしかし勿論工業は社會主義に向つて發達しつゝあつ
たのである。當時吾が工業の社會主義的部門の比率は八〇%で資本主義部門の比率は尙工業の二〇%を占めてゐた。吾が國
の農業は更に一層見窄らしい状態であつた。事實地主階級は既に清算せられてゐたが其の代り農業資本家階級、富農階級は
未だに相當の勢力を有つて居つたのである。大體に於て當時農業は立後れた中世紀的技術に依存したる微々たる單獨的な農
民經濟の茫漠たる大洋を思はせ、此の大洋中に吾が國民經濟に於て當時未だ何等重要意義を有するに至らなかつたコルホズ
とソフホズが恰かも點々たる島嶼の如くに存在したのである。コルホズとソフホズは貧弱にして富農が勢力を有したのであ
る。當時吾々は富農の清算でなくその制限を論じたものである。

國內の商取引に就ても同一であつた。商取引上の社會主義部門は漸く五、六割程度のもので、其の殘餘は商人、投機業者
及び其の他の個人商が之れを占めてゐたのである。一九二四年に於ける吾が經濟の状態は斯の如きものであつた。
一九三六年の今日我等は何を有するか。

當時は新經濟政策の初期であり、新經濟政策の濫觴であり、幾分資本主義の活動せる時代であつたが、今日は即ち新經濟
政策の末期、新經濟政策の終焉、國民經濟の全部門に亘り資本主義が完全に清算せられた時代である。

先づ吾が工業が此の期間に長足の發達を遂げたことから申上げる。現在では、既に吾が工業を以て貧弱にして且つ技術的
に拙劣なものとする事は出来ない。正反對である。今日吾が工業は嶄新にして豊富なる近代的技术に基礎を置き重工業殊
に機械製作に大飛躍を遂げて居る。一番大切な事は資本主義は吾が工業圈内より全く驅逐せられ、社會主義的生產形態が今
や吾が工業界に於て斷然支配的體系であるといふ點である。生産額から見た現在の吾が社會主義的重工業は戦前の七倍以上
に達して居ると云ふ事實は輕視す可からざるものである。

農業方面に於ては貧弱なる技術と富農の壓力によつて與へられた微々たる單獨農民世帯の大洋に代つて、今や我等は世界
に於て最も大規模な機械化された最新技術を以て武裝されたコルホズ及びソフホズ制度の生産を有するのである。農業に於
て富農階級は既に清算せられ中世紀的舊式技術の微細な單獨農民經濟部門は今に實に微々たるもので、耕作面積より見たる
自作農の比率は二―三%に過ぎないといふことは諸君御承知の通りである。コルホズが現在その手中に五百七十萬馬力、三
十二萬六千臺のトラクターを有しソフホズと合すれば七百五十八萬馬力、四十萬臺以上のトラクターを所有する事實は見逃
し得ざることである。

國內の商取引に關しては商人及び投機業者はこの方面より全然驅逐し去られた。現在では商取引は全部國家協同組合及び
コルホーズの手中にある。新しいソウエト商業、投機業者と資本家の存在しない商業が生れ發達したのである。

斯の如くにして國民經濟の全部に亘り社會主義體系の完全なる勝利が事實となつて居るのである。此れは何を意味するのか？

此れは人間が人間を搾取すると云ふことが廢止されたこと、生産器具と手段に對する社會主義的所有權が、吾がソウエト社會の不動の原則として設定されたことを意味するのである。(拍手)

ソ聯邦國民經濟の領域に於ける此等の變遷の結果として、今や我等は不景氣と失業を知らず、貧困と破綻とを知らず富裕にして文化的なる生活の爲めに凡ゆる可能性を國民に與ふる所の新社會主義經濟を有するのである。

一九二四年より一九三六年に至る期間中に吾が經濟界に起りし變遷は根本に於て斯の如きものであつた。このソ聯邦經濟界の變遷と相俟つて吾々社會の階級的機構も亦變つたのである。

御承知の通り地主階級は國內戰勝利の結果として、既に清算されて終つたその他の搾取階級と運命を共にした。工業界には資本家がなくなつた。農村經濟界には富農階級がなくなつた。商取引界には商人と投機業者がなくなつた。斯くして一切の搾取階級は清算せらるゝこととなり、茲に労働階級、農民階級、インテリ階級が残つたのである。然し乍ら此等の社會的集團が此の期間中に何等變遷を見ず、依然として言はゞ資本主義時代にありし如くであると考ふるは誤りである。

一例をソ聯邦の労働階級にとらう。世間では、往々にして古い記憶によつて労働階級をプロレタリアートと名付ける。しかしプロレタリアートとは抑々何であるか？ プロレタリアートは生産器具手段が資本家に屬し、資本家階級がプロレタリアートを搾取せる經濟體系に於て生産器具と手段とを奪はれた階級である。プロレタリアートとは資本家によつて搾取される階級である。然るに御承知の通り吾が國に於ては既に資本家階級は清算せられ生産器具と手段は資本家より取り上げられて労働階級が指導力となつた國家に歸屬するに至つたのである。して見れば労働階級を搾取する資本家階級なるものは最早や存在しない。吾等の労働階級は實に生産器具と手段とを奪はれないばかりか、却て労働階級は全國民と共に之れを占有することとなつた。労働階級が生産手段と器具とを占有したならば、資本家階級は清算せられ労働階級を搾取する一切の可能性が除去されたことになるのである。斯くても尙吾が労働階級をプロレタリアートと稱し得るか、不可なるは明瞭である。プロレタリアートが自己を解放する爲めには資本家階級を覆滅し、資本家より生産器具と手段とを奪ひプロレタリアートを生ぜしむる生産條件を絶滅しなければならぬとマルクスは言つてゐる。ソ聯邦の労働階級は既に此等の解放條件を實

現したと言ひ得るであらうか？ 勿論可能であり可能でなければならぬ。此れは何を意味するか、それはソ聯邦のプロレタリアートは全然新しい階級、資本主義經濟體系を破壊し生産器具及び手段に對する社會主義所有權を確立し、ソウエト社會を共產主義の道程に導く所のソ聯邦労働階級となつたことを意味するのである。

御承知の通りソ聯邦の労働階級は搾取から解放された全然新しい階級であつて、斯の如き階級は人類の歴史上未だ曾て知らざるものである。

農民問題に轉じやう。農民、此れは微々たる生産者の階級であつて、全國に亘つて分散し原始的の存在をなし單獨に而かも舊式技術を以て微細な土地を耕し、私有財産權の奴隷であり、地主、富農、商人、投機業者、高利貸其の他により不法に搾取せらるゝ階級であるとするのが通念である。しかしして事實資本主義國に於ける農民階級は其の基本大衆をとつて見れば斯の如き階級である。吾が國現代の農民階級、ソウエト農民階級はその大多數が斯の如き農民に類するものであると云ひ得るであらうか、左様ではない。斯の如き農民階級は吾が國に既に存在しない。吾がソウエトの農民階級は全然新しい農民階級である。吾が國には農民を搾取せんとする地主も富農も商人も高利貸も最早や存在しないのである。してみれば吾が農民階級は搾取より解放せられた農民階級である。次に吾がソウエト農民階級の壓倒的多數はコルホズ農民である。即ちその労働と資産は單獨の労働、舊式の技術でなく團體労働と近代技術に依存するものである。最後に吾が農民經濟の基本となるものは個人所有權ではなく、團體労働に基いて發達した團體所有權であるのである。

ソウエトの農民階級、此れは全く新しい農民であつて、之れに類する農民階級は人類の歴史が知らなかつたものであることは御承知の通りである。最後にインテリゲンチヤの問題、技術的労働者、文化戦線の労働者、全般的に勤務者と云ふ問題に移らう。インテリゲンチヤも矢張り過ぐる期間中に大きな變化を來たした。從來階級外に超然としてその實大多數は地主や資本家の御用を勤めたやうな舊式な舊式的なインテリゲンチヤでは既にないのである。吾々ソウエト知識階級は労働階級と農民階級にしっかりと結び付いた全然新しいインテリゲンチヤである。

第一にインテリゲンチヤの構成に變化を來たした。貴族、ブルジョアジー出身者は吾がソウエト・インテリゲンチヤ中極めて少率である、ソウエト・インテリゲンチヤ中の八、九割は労働階級、農民階級及び其の他の勤務者層の出身である。最後にインテリゲンチヤの活動の性質そのもの

のが變化した。從來インテリゲンチヤは富裕階級の御用を勤めなければならなかつた。と云ふのは彼等には他に活路がなかつたからである。今日ではインテリゲンチヤは國民の御用を勤めなければならなかつた。と云ふのは搾取階級は最早やなくなつたからである。であるからインテリゲンチヤは今では労働者及び農民と一緒に同じ道具となつて新しい無階級の社會主義社會の建設に勵んで居るソウエート社會の平等な一員であるのである。

御承知の如く此れは全然新しい勤勞的インテリゲンチヤであつて、斯の如きは地球上何れの國にも見當らない所である。以上は過ぐる期間中にソウエート社會の階級的機構中に起つた變遷である。

此等の變遷は何を物語るか？

第一に勞働階級と農民階級又此等の階級とインテリゲンチヤ間の限界がなくなりつゝあり、古い階級的特異性が消滅しつゝあることを物語るもので、つまり此等社會的集團間の距離が次第に短縮せられつゝあると云ふことになる。

第二には此等社會的集團間の經濟的衝突が減少し緩和せられつゝあることを物語るものである。

最後に彼等の間に存する政治的衝突矛盾も亦減少し緩和せられつゝあることを物語るものである。

ソ聯邦の階級機構内に起りし變遷は以上の通りである。

ソ聯邦社會生活上の變遷狀況は尙一方面に於ける變遷に言及しなくては完全ではない。

予はソ聯邦に於ける民族關係方面を述べたい。ソ聯邦内には御承知の通り約六十の民族、民族的集團と種族がある。ソウエート國家は多種民族の國家である。ソ聯邦の民族關係問題は吾々には第一義的意義を有す可きは當然である。

ソウエート社會主義共和國聯邦は御承知の通り一九二二年第一回ソウエート大會に於て組織せられた。聯邦はソ聯邦各民族の平等と自由意志を基調として組織せられたものである。一九二四年に採擇せられたる現行憲法はソ聯邦の最初の憲法である。それは民族間の關係が未だ所期の如く円滑ならず、大露西亞人に對する不信が未だ消滅せず遠心力が未だ作用し續けてゐた時代であつた。

各民族を一個の聯邦多民族國家に統合し、經濟的、政治的及び軍事的相互關係を基礎として各民族の同胞的協力を圓滿にしなければならなかつた。ソウエート政權は此の事業の困難を勿論知つて居た。ソウエート政權はブルジョア國が多種民族國家として不成功に終つた經驗を見て居る。又舊埃洪國が崩壞した經驗を見て居たのである。然るにも不拘ソウエート政權

は敢然として多種民族國家の組織を體驗することゝなつた。何となればソウエート政權は社會主義を基調として興つた多種民族國家は一切の試練を突破す可きを知つたからであつた。

爾來十四年を経過した。體驗するには充分の期間である。さて如何なつたか？ 社會主義を基調として組織せられた多種民族國家建設の實驗が見事に成功したことを過去が明確に證明して居る。此れはレーニン民族政策の疑ふ可からざる勝利である。(拍手)

此の勝利を説明するものは何か？

民族間の不和を醸成する發頭人であつた搾取階級の存在しないこと、相互間の不信、疑惑心を培養し、民族的の感情を焚附ける搾取が存在しないこと、一切の奴隸關係の敵であり、インターナショナルナリズム觀念の忠實なる信奉者である勞働階級が政權を執つて居ること、經濟生活及び社會生活の全領域に於て民族間の相互援助が實際に實現せられて居ること、最後に形態上では民族的であるが、内容は社會主義的であるソ聯邦國民の民族的文化が繁榮した事——凡て此等の要因及び此れに類する要因がソ聯邦國民の風格を根本的に變更し、民族間の疑惑感情を消滅せしめ、彼等の相互親和の情を發達せしめ、斯くして一個の聯邦國家體制内に各民族の本當の同胞的協力が成立したのである。

其の結果として、吾々は今一切の試練を突破し其の鞏固さが世界何れの民族國家が羨望せざらんとするも能はざる多種民族の社會主義國家を有つて居るのである。(暴風の如き拍手)

ソ聯邦の民族關係方面に於て此れ迄に起つた變遷は如上の通りである。

以上は一九二四年より一九三六年に至る期間中ソ聯邦の經濟的及び社會政治的生活方面に起つた變遷の總決算である。

三 憲法草案の根本的特異性

ソ聯邦生活内の此等の變遷は新憲法草案中に如何に反映して居るか？

換言すれば本大會の審議に附せられた憲法草案の根本的特異性は何か？

憲法委員會は一九二四年の憲法原文に變更を加へることを依頼された。

憲法委員會はその活動の結果、憲法の新しい原文ソ聯邦新憲法草案を得た。新憲法草案を作製した憲法委員會は憲法は政綱と混同す可からずと云ふ事を出発點とした。

此れは政綱と憲法との間に根本的な相違があると云ふことを意味する。政綱は未だ存立しないこと、將來獲得し克服しなければならぬ事を言ひ、憲法は既に存在すること、現に今獲得し、克服せられて居る事を言ふのである。政綱は主として將來に關し憲法は現在に關係する。

參考として二つの例を申上げる。

吾がソウエト社會は既に根本に於て社會主義を實現し社會主義制度を築いた。即ちマルクス主義者が共產主義の初期或は下級形態と稱する所のものを實現した。つまり吾が國は既に根本に於て共產主義の初期形態である社會主義を實現したのである。(拍手) 共產主義の此の形態の原則は『其の能力に應じて各人より受け、其の勞働に應じて各人に與ふ』と云ふ定義である。吾が憲法は此の社會主義達成の事實を反映す可きか。憲法は此の達成の上に基礎づけられなければならぬか勿論左様でなければならぬ。何となれば社會主義はソ聯邦にとりては、既に獲得せられ、克服達成せられたものであるからである。

所でソウエト社會は『其の能力に應じて各人より受け、其の需用に應じて各人に與ふ』と云ふ定義を指導原則とする共產主義の高度形態、此の共產主義の高度形態を將來獲得するを其の目的として居るが、未だ其の實現を見て居ない。吾が憲法は未だ實現し居らず今後達成さる可き共產主義の高度形態に基礎を置く事を得るであらうか。否それは出来ない。何となれば共產主義の高度形態は、ソ聯邦にとりては未だ實現し居らず、將來に於て實現さる可き所のものであるからである。若し憲法が將來達成す可き事に關する豫定案、或は宣言と化し去るを欲せざる限りそれは出来ないのである。

これが現歴史的段階に於ける吾が憲法の輪廓である。

斯様な次第で新憲法草案は過ぐる道程の決算であり、既に獲得せられたる達成の決算である。故に此の決算は既に事實上獲得せられ達成せられた所のもの、登録であり、法的確認であるのである。(暴風の如き拍手)

ソ聯邦新憲法の第一の特質は此の點である。

次にブルジョア國家の憲法は資本主義制度が確固不動であると云ふ信念から出發するを常とする。此等の憲法の主旨は資

本主義の諸原則であり、其の根幹となるものは土地、森林、工場其の他の生産器具及び手段に對する個人所有權、人が人を搾取すること、搾取者と被搾取者の存立、社會の一部たる勤勞多數者の非保障又は一部少數者の保障等である。此等の憲法は以上の如き資本主義制度に依存し、其れを反映し、其れを法規的に固めてをるのである。

ソ聯邦憲法草案は之れと異り、資本主義制の清算、ソ聯邦に於ける社會主義制の勝利と云ふ事實から出發して居る。ソ聯邦新憲法草案の主眼は、社會主義の諸原則であつて其の基準となるものは既に達成せられ、實現せられたるもの即ち土地、森林、工場其の他の生産器具及び手段に對する社會主義的所有權、搾取と搾取階級の清算、多數者の貧困と少數者奢侈の清算、失業の清算、『勞せざる者は食ふ可からず』の定義に従つた勞働能力ある各市民の義務及び名譽としての勞働、勞働の權利即ち保障されたる勞務を受く可き市民各自の權利、休養の權利、教育の權利等である。新憲法草案は以上の諸點及び之れに類する社會主義制に依存し、新憲法は此等の諸點を反映し、之れを法規として固めたものである。

新憲法草案の第二の特質は此の點である。

次はブルジョア憲法は暗黙の中に社會は相反目する階級、富を占有する階級と之れを占有せざる階級より成立つものであると云ふ前提から出發し、如何なる政黨が政權を掌握するとも、社會の國家的指導(獨裁政治)はブルジョア階級に屬す可きものであるとするものである。憲法は有産階級に氣に入り之れに有利なる社會的秩序を確立する爲めに必要とするものである。

ソ聯邦新憲法草案はブルジョア憲法と異り、社會には最早既に相反目する階級は存立しない。社會は互に親和せる階級即ち勞働者と農民より成立つこと、政權を掌握するものは即ち此の勤勞階級であること、社會の國家的指導(獨裁政治)は社會の先進階級としての勤勞階級に屬すること、憲法は勤勞者に有利にして勤勞者により歡迎される社會的秩序を確立する爲めに必要であると云ふ事から出發して居るのである。

新憲法草案の第三特質は此の點である。

次にブルジョア憲法は暗黙の中に民族と人種は平等權利であり得ない、有資格の民族あり、無資格の民族あり、其の外第三範疇に屬する民族と人種例へば無資格民族以上に權利の少ない植民地の民族、人種ありと云ふ前提から出發して居る。之れは之等の憲法は其の根底に於て民族主義的のもの即ち支配民族の憲法であることを意味するのである。

ソ聯邦新憲法草案は此等の憲法と異り其の反對に深くインターナショナル化されたものである。吾が憲法には凡ゆる民族、人種は平等である。

皮膚或は言語の相違、文化の程度或は國家的發達程度の相違、又其の他の民族、人種間の或る相違は民族的不平等を肯定する根據となり得ないと云ふ事から出發して居る。吾が憲法は凡ゆる民族、人種は其の過去と現在の状態から拘束されない其の強弱から拘束されないもの、即ち社會の經濟的社會的、國家的及び文化的生活の全範圍に亘り同一の權利を享有すべきものであると云ふ事から出發して居るのである。新憲法草案の第四特質は此の點である。

新憲法草案の第五特質は其の終始一貫せる徹底的のデモクラチズムである。民主主義の見地からすればブルジョア憲法は二つのグループに分けることが出来る。即ち此等憲法の一グループは國民權利の平等とデモクラシー的自由を直接否定し或は事實上空に歸せしめて居る。他のグループはデモクラシー原則を快よく採用し剩へ見せびらかして居るが、しかしデモクラシーの權利と自由が全然歪曲せられて居る但書と制限を施して居る。

彼等は全國民の平等選舉權を逃べて居るが、しかし其處には居住期間、教育又は財産上の資格制限を附して居る。彼等は國民平等權を説くが、しかし其處には婦人或は其の一部を除くが居ると云ふ點にある。

ソ聯邦新憲法草案の特質は斯様な但書と制限から解放されて居ると云ふ點にある。新憲法には主動的國民も被動的國民も存在しない。新憲法にとつては全國民は主動的である。新憲法は男子と女子『定住者』と『不定住者』有産者と無産者、有教育者と無教育者間の權利の相違を認めない。新憲法にとつては全國民は其の權利に於て平等である。社會に於て其の地位を決定するものは財産状態でもなく、民族籍でもなく、性でもなく職務上の地位でもなく、國民各自の能力と勞働とである。

最後にもう一つ新憲法草案の特質性を申し上げる。ブルジョア憲法は國民の正當の權利を固着せしめ其の實現の條件、實現の可能性、實現の方法を顧みないのである。彼等は國民の平等を言ふ、然るに主人と勞働者、地主と農民との間に若し前者に富と社會に於ける政治的重點があり、後者には之れなく、前者は搾取者であり、後者は被搾取者でありとせば、實際上の平等があり得べきでないこと云ふことを忘れて居るのである。又言論、集會、出版の自由を言ふ。然るに若し勞働階級が集會の爲めに適當なる場所、印刷所、充分なる用紙を自由に所有する可能性を奪はれたとせば、此等の自由は勞働階級にとつ

ては空文に歸することを忘れて居るのである。

新憲法草案の特質は、國民の正當なる權利の伸長を制限せず、此の權利實現方法問題に重點を置く點にある。新憲法草案は單に國民の平等を宣明するに止まらず、搾取制度廢止の事實、一切の搾取より國民を解放せる事實を法的確證を以て保障して居るのである。新憲法草案は單に勞働の權利を宣明するに止まらず、ソウエト社會に於て不景氣の存在せざる事實、失業絶無の事實を法的確證を以て保障して居るのである。新憲法草案は單にデモクラシー的自由を宣明するに止まらず、之れを一定の物質的方法を以て法的に保障するのである。故に新憲法草案のデモクラチズムは『普通の『世間並の』デモクラチズムでなく、社會主義的デモクラチズムであることが解るのである。ソ聯邦新憲法草案の根本的特質は以上の通りである。之れが一九二四年より一九三六年に至る期間中に實現されたソ聯邦の經濟的、社會政治的、生活の變遷動向が新憲法草案に現はれた反映である。

四 憲法草案に對するブルジョア批判

憲法草案に對するブルジョアの批判に就て數言を述べる。

外國新聞が憲法草案に對して如何なる態度をとつて居るか云ふ問題は勿論關心に價するものである。外國新聞がブルジョア國家内の各種住民層の輿論を反映する以上吾々としては憲法草案に對する外國新聞の批判を看過することは出来ない。憲法草案に對する外國新聞の態度の第一印象は憲法草案を毀滅すると云ふのが大體の傾向である。予は最も反動的なフアツシヨ出版物を此の際中上げた。批評家の此の一面は新憲法草案を毀滅し草案などはない、そんなものは世の中にないと云ふ風にするのが最善だと考へてゐる。沈黙は批判ではないと云ふかも知れぬ、しかし夫れは間違つて居る。無視度外の特殊方法としての黙殺方法は矢張り批判の一形式である。事實無言の笑聲でも矢張り批判の形式である。(笑聲拍手) 然るに彼等の黙殺方法は失敗した。結局彼等は蓋を開けて殘念至極ながらソ聯邦憲法草案は矢張りあるのだ、あるにはあるが人心に惡影響を與へ始めたと世界に發表しなければならぬやうになつた。さうする外に仕方がなかつた。何故なれば世の中には何等かの輿論と云ふものがあり、事實の眞相を知らんとする讀者や生きた人間が居り、何時迄も彼等を偽購すると云ふこと

は出来ないからである、胡魔化しはきかぬものだ。

批評家の第二のグループは憲法草案は事實世の中に存在すると云ふことを認めてゐるが、しかし彼等は草案は大なる關心に價しないと考へてゐる。何故なれば夫れは實質に於て憲法草案ではない、單なる空文に過ぎない、或る策動をする爲め、民衆を欺く爲めの空約束であるとなしてゐるのである。

彼等はしかもソ聯邦には善い憲法案があり得べき筈がない。何故なればソ聯邦は國家ではない。つまり地理的概念(笑聲)に過ぎない。ソ聯邦が國家でないにせよ、その憲法は實際の憲法でない筈だと附け加へてゐる。此の批評家團の典型的な代表者は獨逸の機關紙ドイツチエ・デイプロマテン・ポリチツセ・コレスボンデンツであることは怪しむに足りない。同誌はソ聯邦の憲法草案は空約束であり、欺瞞であり、『ボチヨムキンの村』であると公言してゐる。同誌は明白にソ聯邦は國家ではない、ソ聯邦は一定の『地理的概念』に過ぎない、だからソ聯邦憲法を實際の憲法と認むることは出来ないといつてゐるのである。

斯ふ云ふ批評家に就ては何と云ふてよいか。露西亞の大文豪シチエドリンが其の物語の二に一個の官僚家——頑愚な鈍骨漢、しかし極端に自惚れの強い熱情的な人間を描いてゐる。

所で此の官僚家が其の管下の州間に『秩序』と『安寧』を維持する爲めに數千の住民を殺し幾十の都邑を焼いた。彼は周圍を見廻して地平線上に亞米利加と云ふ、未だ餘り知れ渡らない國があり其處には國民を騒がす自由と云ふものがあり、又別箇の方法で國家を治めて居ると云ふことを知つた。其の官僚が亞米利加を見付けて心配した『之れは如何云ふ國だ、何處から出て来たか、何を基礎として存在するのか(滿場笑聲、拍手)勿論亞米利加は數世紀前偶然に發見せられたものだ。其の精神を絶滅する爲めに、亞米利加を又閉め切つてしまふわけには行かぬものか』と云ひながら(笑聲)決議書を作つた。『復た亞米利加を閉塞すべし。』(笑聲)ドイツチエ・デイプロマテン、ポリチツセ、コレスボンデンツの連中はシチエドリンの官僚と瓜二つのやうに思はれる(滿場笑聲、拍手)。此の連中に對してソ聯邦は既に目に物を見せて居る。ソ聯邦は十九年の間世界の勞働階級解放の精神を鼓吹し、勞働階級の敵を狂氣せしめ、燈臺の如く屹立して居る。此のソ聯邦は管に存在して居るばかりでなく、發展しつゝある。管に發展しつゝあるばかりでなく、繁榮しつゝある。管に發展しつゝあるばかりでなく、人心を新たにし被壓階級に新希望を植付ける所の新憲法草案を編みつゝあるのである。(拍手)そこで獨逸機關誌の連

中は心配せざるを得ない。これは如何云ふ國だ何を基礎として存在するのだ。(笑聲)その國を一九一七年十月に開いたのから、何故に其の精神を絶滅する爲めに、復た之れを閉めてしまつてはいけないのか、と喚くのである。彼等は再びソ聯邦を閉塞してしまへ、ソ聯邦は國家として存在しない、ソ聯邦は地理的概念に外ならない。(笑聲)と決議し廣告したのである。亞米利加を閉塞すると言ふ決議を作つたシチエドリンの官僚は鈍骨漢ではあつたが、現實を理解する能力があつたと見えて獨言を言つた。『しかし之れは俺の手には負へぬやうだ(爆笑拍手)予は獨逸機關誌の連中が紙の上では任意の國家を『抹殺する』ことは勿論出来るが、しかし眞剣に考へて之れは俺の手には負へぬ(爆笑拍手)と判断する智慧があるかどうかは知らぬ。

憲法が空約束である『ボチヨムキンの村』であると言ふ事に就ては予はそれ自體が證明する幾多の事實を例證したいと思ふ一九一七年ソ聯邦國民はブルジョアを轉覆してプロレタリアト獨裁政治を設定しソウエト政權を樹立した。之れは事實であつて約束ではない。

次にソウエト政權は地主階級を清算し舊地主の耕地、官有地、修道院所有地一億五千萬ヘクタールを農民に與へた。之れは從來農民の手にあつた土地以上である。之れは事實であつて約束ではない。次にソウエト政權は資本家階級を倒して彼等の銀行、工場、鐵道、其他生産手段と器具を沒收し、之れを社會主義所有權に移し、此等の企業の主班に勞働階級の優秀人格を据えたのである。之れは事實であつて約束ではない。(拍手)

次に新しい社會主義的原則と新技術の上に工業と農業を組織してソウエト政權は現在の聯邦の農業をして戦前の一倍半の産額を擧げしめ、工業をして戦前産額の七倍に達せしめ、國民所得をして戦前に比し四倍に増加せしめた。凡て之れは事實であつて約束ではない。(拍手)

次にソウエト政權は失業を清算し勞働の權利、休養の權利、教育の權利を實施し、勞働者農民及インテリゲンチヤに優良な物質的文化的條件を保證し、無記名投票による直接平等の普選の實施を保證した。凡て之れは事實であつて約束ではない(拍手)

最後にソ聯邦は此等の社會的事實の登録であり、法的確認であり、既に獲得し克服したるものゝ登録であり、法的確認であつて、約束ではない所の新憲法草案を與へたのである。

獨逸機關誌の連中の囁言が、若し夫れがソ聯邦の實際を國民に隠蔽し、國民を混迷に陥らしめ之れを欺瞞する目的に出たものでないとしたならば一體如何言ふ始末になるか。

事實は以上の通りである。所で事實は曲げることの出来ない頑固なものである。獨逸機關誌の連中は言ふであらう。それは事實にとつて尙更悪いと。(笑聲)彼等には有名な露西亞の諺『法律は馬鹿には利かぬ』(哄笑拍手)と言ふ言葉で答へるより仕方がない。

批評家の第三グループは憲法草案の美點尊嚴を認むるに吝でない。

彼等は憲法草案を肯定的現象と認める。然し乍ら御承知の通り彼等は憲法の條項が實施され得るかと言ふ事を疑つて居るのである。と言ふのは彼等は全體憲法の條項は實現す可からざるもの、机上の空論に過ぎずと信じて居るからである。之れは穩かに言へば懷疑派である。斯う言ふ懷疑派は何處の國にもある。

吾々は此の種懷疑派と遭遇するのが最初ではない。ボルシェウイキが一九一七年に政權をとつた時懷疑派は言つた。ボルシェウイキは悪い人間ではないやうだが、しかし政權を執つた所でうまく行くまい。失敗するであらう。しかし事實に於て失敗したのはボルシェウイキでなく懷疑派であつた。内亂戰及外國の武力干渉時代に此の懷疑派の一面は言ふた。ソウエト政權勿論悪くはない。しかしレニキン、コルチャクと之れに加へる外國側が恐らくソウエト政權に勝つたらうと。しかし懷疑派は茲でも又違算をやつたのが事實である。ソウエト政權が第一次五年計畫を發表した時に懷疑派が又舞臺に上つて立派な事業だが實現は六ヶ敷いものだ。ボルシェウイキの五ヶ年計畫はうまく行くまいと言ふた。しかし事實は又も懷疑派が敗れて五ヶ年計畫は四ヶ年で實現されたのである。

新憲法草案と之れに對する懷疑派の批判に付ても同一の事が言はれる。草案を公表するや此の批評家の一面は又もや其の悲觀的懷疑主義と憲法の或る條項は非實現性のものであると言ふ疑惑を以て舞臺に現はれた。懷疑派が過去に於て失敗したやうに今回も亦失敗すると言ふ事は疑の餘地がない。

批評家の第四グループは新憲法草案を『右傾』であり『プロレタリアートの獨裁政治の放棄』であり『ボルシェウイキ制度の清算』であり『ボルシェウイキの右傾は事實である』と言ふ事を以て特質づけて囂々と論じ立て、居る。特に此の點では波蘭及一部亞米利加の新聞が熱心である。此等の批評家に就ては何と言ふてよいか。

勞働階級獨裁政治の基礎を擴大し獨裁政治により弾力性のある、つまり社會の國家的指導により強力な體制とすることを以て彼等が之れを勞働階級獨裁政治の強化でなく、其の弱体化であり剩へ其の放棄なりと解釋するに於ては大體此の連中は勞働階級の獨裁政治とは何ぞやと言ふ事を知るや否やと反問せざるを得ない。若し社會主義勝利の法的確證、工業化成果の法的確證、集散化とデモクラシー化を目して、彼等が之れを『右傾』なりとするならば、此の連中は右翼と左翼の區別を知ると反問せざるを得ない(滿場笑聲拍手)此の連中は全然憲法草案の批判に於て混迷し右と左を間違つて居ることは明白である。

此の機會に於てゴーゴリの『死せる魂』の御殿女中ペラゲヤを想起せざるを得ない。ゴーゴリの物語には彼女は馭者のチーコフ・セリファンに道を教へてやる場面となつた所で彼女は道の右の方か左の方か區別がつかないで困つてしまつたことが書いてある。

波蘭新聞の批評家連は功名心に驅られては居るが『死せる魂』の御殿女中ペラゲヤのレベルより相距ること遠くないと思ふ。(拍手)馭者のセリファンがペラゲヤが右と左と間違へたのを叱り付けて『なんだでくの棒め、手前は右も左も知らないのか』と言ふたことを諸君は想起するであらうが、予も亦血の廻りの悪い彼等批評家を叱り付けて『何んと云ふ情ない批評家達だ。君等はどつちが右でどつちが左だか知らないのか』と言はざるを得ない。(拍手)

最後にもう一つ批評家のグループがある。若し前述の批評家連は勞働階級の獨裁政治を放棄したと言ふて憲法草案を非難して居るとせば、今度の批評家連は夫れとは反對に憲法草案はソ聯邦の現狀を何等變へる所はない。勞働階級の獨裁政治を其の儘にして居る。政黨の自由を認めて居らぬ。ソ聯邦内に於て共產黨現在の指導的地位に變更を來さぬと言ふて非難するのである。此の批評家連はソ聯邦内に政黨の自由がないと言ふ事はデモクラシーの原則を破壊する微候であると考へて居るのである。予は新憲法草案は事實勞働階級の獨裁政治制を堅持すると同様ソ聯邦共產黨現在の指導的地位を變更なく維持するものなるを認めざるを得ない。(暴風の如き拍手)若し尊敬す可き批評家連が、之れを以て憲法草案の缺點とするならばそれはまことにお氣毒な次第である。吾々ボルシェウイキは之れを以て憲法草案の長所なりと考へるのである。(暴風の如き拍手)各種政黨の自由に關しては吾々には別箇の見解がある。

政黨は階級の一部階級の尖端部である、數箇の政黨つまり政黨の自由なるものは相反目する階級があり、其の利害が相反

し、相容れざるものがあり、言はず資本家あり、労働者あり、地主あり、農民あり、富農あり、貧農等々のある社會に於てのみ存在し得るものである。

然るにソ聯邦に於ては資本家地主富農等の如き階級の既に無い、ソ聯邦には單に二階級——労働者及農民のみである。彼等の利害は常に相反せざるのみか却つて親善である。して見ればソ聯邦には數箇の政黨が存在する素地つまり政黨の自由がない理である。ソ聯邦には唯だ一箇の政黨共產黨の地盤があるのみである。ソ聯邦には唯だ一箇の政黨、勇敢に最後迄労働者と農民の利益を擁護する共產黨があるのみである。而して共產黨が此等階級の利益を最善に擁護して居る點に就ては疑ふ餘地がない。(暴風の如き拍手)

デモクラシーを云々するものがある、しかしデモクラシーとは一體何であるか、階級間の反目が存在する資本主義國に於けるデモクラシーは結局強い者の爲のデモクラシー、少數有産者の爲のデモクラシーである。ソ聯邦に於ては之れと反對に労働者の爲のデモクラシー即ち凡ての人の爲のデモクラシーである。であるからデモクラシーの原則を破るものはソ聯邦新憲法草案でなくブルジョア憲法である。

故に予はソ聯邦憲法は世界中唯一の徹底せるデモクラシー憲法であると考へる。ソ聯邦新憲法草案に關するブルジョア側の批判は以上の通りである。

五 憲法草案の修正と補足

全國民の審議に附したる憲法草案に對する修正と補足の問題に轉じて述べやう。

憲法草案の全國民的審議の結果、相當多數の修正乃至補足意見があつた。しかして此等の意見は新聞紙上に發表された筈である。修正及補足意見は種々雜多のものであるが、予は之れを其の意義によつて三の範疇に分けたいと思ふ。

第一範疇に屬する修正意見の特質は憲法問題でなく、將來の立法機關の法制事務に關する事である。種々な保險問題、コルホーズ建設の問題、工業施設の問題、金融事業の問題は修正意見の主題である。

此等の修正意見の發案者は憲法諸問題と當面臨機の法制との區別を逸して居るやうである。であるから彼等は出来るだけ

多くの法律を憲法に入れる、つまり憲法を法令全集のやうなものにしやうとするのである。しかし憲法は法令集ではない。憲法は根本的法律である。それだけである。憲法は將來の立法機關の法制事務を除外しないが、之れを豫想するものである。憲法は此の種機關の將來の法制事務に對して法的根據を與ふるものである。故に憲法に直接關係なき此種修正乃至補足は將來の立法機關に移譲す可きものと考へる。

第二範疇に屬するものは歴史的考證やソウエト政權が未だ獲得せず、將來獲得せざる可からざる事項に關する宣言の諸要素を憲法に入れやうと言ふのである。黨労働階級及び全労働者が社會主義勝利の爲めに戦ひ來つた多年の克服上の困難を憲法に挿入し、ソウエト運動窮極の目的即ち完全なる共產主義社會の建設を憲法の上に示すこと、之れが種々と變化して現はれた修正の本旨である。此の種憲法に直接關係を有せざる修正は除外す可きであると予は考へる。憲法は既に獲得し保證されたもの、登録であり法的確認である。若し吾々が此の憲法の本質を毀損せざらんとせば過去の歴史的考證やソ聯邦労働者が將來達成す可きことの宣言を以て憲法を補足すべきでない。之れが爲めには吾々には別箇の方法と別箇のドキュメントがあるのである。

最後に第三範疇に屬するものは憲法草案に直接關係を有する修正と補足である。此の範疇に屬する修正意見の大部分は編纂的性質のものである。故に之れは本大會の編纂委員會に委ね可きもので、予は大會は同委員會を組織して之れに新憲法草案最後の編纂を委任するだらうと思ふ。

第三範疇に屬する修正意見の殘餘の部分は餘程本質的の意義を有し之れに付て數言述べなければならぬと思ふ。

(一) 先づ第一は憲法草案第一條に關する修正で四つの修正意見がある。其の一は『労働者及び農民の國家』と言ふ言葉の代りに『労働者の國家』とせよと言ふのである。其の二は『労働者及び農民の國家』と言ふ言葉に『及び労働インテリゲンチヤ』を加へよと言ふのである。其の三は『労働者及農民の國家』と言ふ言葉の代りに『ソ聯邦領土内に居住する全人種及び民族の國家』と言ふ言葉を使用せよと言ふのである。其の四は『農民』と言ふ言葉を『コルホーズ員』或は『社會主義農業労働者』と言ふ言葉に代へよと言ふのである。此等の修正意見を採用す可きであるか、予は然らずと考へる。

憲法草案第一條は何を言ふて居るか。之はソウエト社會の團體的構成を言ふて居るのである。吾々マルクス主義者は憲法に於て吾社會の階級的構成問題を回避し得るか？ 否それは出来ない。ソウエト社會は御承知の通り労働者と農民の二

階級より成立つて居る。憲法草案第一條は即ち此の事を言ふて居るのである。して見れば憲法草案第一條は吾が社會の階級の構成を正當に反映して居るものである。然らば勤勞インテリゲンチヤは如何するかと質問するであらう。

インテリゲンチヤは決して階級ではなかつた。又階級たり得ざるものである。インテリゲンチヤは社會の各階級中に其の人員を散在せしめた層であつた。舊時代にはインテリゲンチヤは貴族ブルジョア間に一部は農民間に而して其の極小部分は勞働者の間に散在して居つた。吾がソウエト時代にはインテリゲンチヤは主として勞働者と農民中に加はつて居る。インテリゲンチヤは如何に他と混在し、又如何なる特質を帯びるとしてもインテリゲンチヤは依然として層であつて階級ではないのである。此の事情が勤勞インテリゲンチヤの權利を壓迫するのではないかと問ふ者があらう。決して左様ではない。憲法草案第一條はソウエト社會種々相の權利に就てでなく、社會階級の構成を言つてをるのである。ソウエト社會種々相の權利の中には勤勞インテリゲンチヤの權利を含むものであるが、之は主として憲法草案第十章第十一章に述べられて居る。此の條章に照して勞働者農民及勤勞インテリゲンチヤは國家の經濟的社會的及び文化的生活の全範圍に於て全く平等の權利のあることは明白である。して見れば勤勞インテリゲンチヤの權利壓迫云々は論外である。

ソ連邦組織内の民族人種に就ても同一のことが言はれる。憲法草案第二章には既にソ連邦は平等權を有する民族の自由聯盟であることを示して居るのである。

此の定義をソウエト社會の民族的構成でなく、其の階級的構成を闡明して居る、憲法草案第一條に反復してよいものか？ 其の必要がないことは明白である。ソ連邦構成内の人種民族の權利に就ては憲法草案第二章第十章及第十一章に述べられて居る。此の條章に照してソ連邦内の民族及人種は國內の經濟的社會的及び文化的生活の全範圍に於て同一の權利を享有することは明白である。して見れば民族的權利の壓縮云々は論外である。

『農民』と言ふ言葉を『コルホーズ員』或は『社會主義農業勤勞者』と言ふ言葉に代へることも矢張り正當でないであらう。第一に農民中にはコルホーズ員の外に尙百萬以上の非コルホーズ員世帯がある。此等のものを如何するか。恐らく此の修正意見の發表者は之れを計算外に置いたものと思はれる。

之れは賢明ではない。第二に若し農民の多數者がコルホーズ經濟を施行するに至つたとしても農民たることを止めてしまつた彼等には、私的經濟、私用住宅其他が最早やなくなつたと言ふことにはならないのである。第三に『勞働者』と言ふ言

葉を『社會主義工業勤勞者』と言ふ言葉に代へさうなものであると思ふが、修正意見の發表者が何故に之れを提案しなかつたか？ 最後に我國には既に勞働者階級と農民階級が消滅してしまつたか。若し消滅してしまはないとすれば、彼等に附せられた名稱を辭書の中から抹消してよいか。修正發案者は恐らく現在にあらすして將來の社會階級が既に存在せず、勞働者及農民が單一な共產主義社會の勤勞者となつたことを考へて居るらしい。して見れば彼等は明かに先廻りして居るのである。しかし憲法を編成するに際しては將來の事ではなくして現に存在する所、現在を出發點とすることが必要である。憲法は先廻りは出来ない、又先廻りをす可きでない。

(二) 次に憲法草案第十七條に關する修正である。修正意見は聯邦共和國がソ連邦より自由脱退の權利を保有すると言ふ憲法の條項を全然除去してしまふのである。此の提案は正當ではない。従つて大會が之れを採擇す可きでないと言ふ考へる。ソ連邦は平等權を有する聯邦共和國の自由聯盟である。

ソ連邦より自由に脱退し得ると言ふ簡條を憲法から除外することは此の聯盟の自由性を破壊することとなる。吾々は此の方針をとつてよいものか。予はいけないと考へる。ソ連邦内にはソ連邦の組織内から脱退を希望するやうな共和國は一もない。だから第十七條は實踐的意義を有しないと考へる。吾が國にはソ連邦構成より脱退したいと希望する共和國が一つもないと言ふのは勿論本當の事である。

それだからとて吾々は聯邦共和國のソ連邦より脱退し得る權利を壓迫す可きではない。ソ連邦内には又他の聯邦共和國を壓迫しやうとする聯邦共和國もないのである。であるから聯邦共和國の權利の平等を規定する條項をソ連邦の憲法から除去するわけには行かぬのである。

(三) 次は憲法草案第二章を補足する提案で、其の内容は自治ソウエト社會主義共和國は其の經濟的文化的發達が適當の程度に達したる際、聯邦ソウエト社會主義共和國となり得ると云ふのである。此の提案は採擇す可きかどうか？ 余は採擇す可からずと考へる。此の提案は其の内容の點ばかりでなく、其の動機も正當でないと思ふ。自治共和國が經濟的に文化的に圓熟したから聯邦共和國の列に加へやうとか、又或共和國が經濟的、文化的に退嬰して居るから之を自治共和國としやうと云ふことを發議すべきではない、之れは非マルクスの非レーニンの手法である。例へばタタール共和國は自治共和國であつてカザーク共和國は聯邦共和國である。然しこれはカザーク共和國は文化的經濟的發達の觀點より見ればタ

タール共和國よりも上位にあると云ふことにはならぬ。事實は丁度其の反對である。又例へばホウオルジェの獨逸人自治共和國とキルキーズ聯邦共和國に就ても同一の事が云はれる。前者は自治共和國であるけれども其の經濟的文化的關係に於て優に後者の上にあるのである。

自治共和國を聯邦共和國の列に加へると云ふことに根據を與へる所の特徴はどう云ふものか。之れには三つある。

第一に共和國はソ聯邦領土を以て四方から圍繞せられない邊境であることが必要である。

それは何故か、聯邦共和國はソ聯邦から脱退する權利を保有するとせば其の共和國は論理的にも實質的にもソ聯邦から脱退する問題を提起し得る可能性を有する必要があるのみか、此の問題は或る外國と境を接し、つまりソ聯邦領土を以て四方から圍繞せられて居ない共和國のみが提起し得るものである。勿論吾が國には事實ソ聯邦より脱退する問題を提起するやうな共和國はないのである。しかし聯邦共和國にしてソ聯邦より脱退する權利を有するものとするならば、此の權利を空文に歸せしめないことが必要である。一例を申せばバンキール或はタール共和國である。假りに此の自治共和國が聯邦共和國の班に列したとして見る、彼等は果してソ聯邦より脱退すると云ふ問題を論理的にも實質的にも提起し得るかそれは出來ないであらう。何となれば彼等は四方八方ソウェト共和國と州とによつて圍繞せられ、ソ聯邦組織内から何處へも逃出されないではないか。(滿場笑聲拍手)であるから斯ういふ共和國を聯邦共和國の班に列すると云ふのは正當ではない。第二にはソウェト共和國にその名稱を與へてゐる。民族は其の共和國內に於ては兎も角多數を占めて居る必要がある。例へばクルイム自治共和國の如きである。この共和國は邊境の共和國である、しかしクリミヤの韃靼人は同共和國內には多數ではない。その反對に少數である。して見ればクルイム共和國を聯邦共和國の班に列せしむることは正當でなく又論理的でないことになる。第三には共和國はその住民數に於て相當數少くとも百萬以上の住民を有する必要がある。何となれば住民も少なく僅の軍隊を有する小さなソウェト共和國が獨立國家として存在し得ると想到するは正當でない。帝國主義強盜國が之れを攫つて行つたかも知れないのである。余は此等の三つの客觀的徴候のない限り現在に於て或る自治共和國を聯邦共和國の班に列せしむると云ふ問題を提起するは當らずと考へる。

(四) 次に第二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八及び二十九條の聯邦共和國を地方及び州に區分する細い行政區畫の條項を抹消してしまへと云ふのである。余は之れを矢張り正當な提案でないと思ふ。ソ聯邦内には仕事

の上に繁雜を來し州とか地方に細分することを無暗に好きな連中がある。憲法草案は斯う云ふ人々に辯をはめたのである。これは非常に好い事と思ふ。と云ふのは吾が國に於ては信賴の空氣、安定と明瞭を要求するからである。

(五) 第五の修正意見は第三十三條に關するものである。二院制度は非合目的であるから民族ソウェトを廢止せよといふ提案である。予はこの提案も正當でないと思ふ。若しソ聯邦は單一民族國家であるならば一院制度は二院制度よりも善いであらう。しかしソ聯邦は單一民族國家ではない、ソ聯邦は御承知の通り多種民族國家である。吾が國には其の民族から獨立してソ聯邦全勤勞者の共通の利益を代表する最高機關がある。之れが聯邦ソウェトである。然るにソ聯邦の諸民族には共通の利害の外に彼等の民族性に關聯する民族特有の利害がある。この特有の利益を蔑視することができるか、それは出來ない。この特有の利害を反映する所の特別最高の機關を必要とするかどうか、無論必要である。斯ういふ機關なくしてはソ聯邦の如き多種民族の國家を統治することはできないといふことは明瞭である。斯ういふ機關は即ち第二院であるソ聯邦民族ソウェトである。

歐米諸國の議院史を引證して、此等諸國家の二院制度は單にマイナスを出すだけである、第二院は大抵は反動の中心となり前進の障害となつてゐると言ふものがある。それは本當である。しかし此れは其の國家の兩院間に平等權がないから起ることである。御承知の通り第二院には第一院よりも餘計に權利を與へて居り、又規定として第二院は非デモクラシー方法で組織され、議員は上司の任命によるといふ風に出來て居るのであるからである。苦し兩院間に平等權があり第二院が第一院の如くデモクラシー的に組織せらるゝならば、斯ういふ缺陷がないであらう事は疑ふ可からざる所である。

(六) 次に兩院議員數の平等を要求する憲法草案の補足案である。予は此の提案は採擇し得ると考へる。予は之れを明白な政治的プラスと考へる。と云ふのは兩院の平等權を強調するものであるからである。

(七) 次に民族ソウェト代議員の選舉は聯邦ソウェトと同様直接選舉の方法に依る可きことを提案した憲法草案の補足案である。此の提案は採擇し得べきものと予は考へる。此の案は選舉に際して一部技術上の不便を伴ふことは勿論であるが、しかし之れは大なる政治的收穫である。何となればこれは民族ソウェトの權威を發揚するものであるからである。

(八) 次は最高ソウェト幹部會に臨時法令發布の權能を與へると云ふ第四十條の補足案である。此の提案は正當でなく從つて大會が採擇すべからざるものと予は考へる。或は一個の機關でなく多くの機關が發令し得ると云ふ規定は止めなければ

ばならぬ。斯ふ云ふ規定は法律の安定と云ふ原則に矛盾するものである。法律の安定は吾々にとり今日の如く必要なるは未だ嘗てないのである。ソ聯邦の立法権は唯一個の機關——ソ聯邦最高ソウエートでなければならぬ。

(九) 次はソ聯邦最高ソウエート幹部會議長はソ聯邦最高ソウエートでなく、全國民の選舉による可きことを要求せる憲法草案第四十八條の補足案である。此の補足案は正當でなく、吾が憲法の精神に違背するものであると予は思ふ。吾憲法の體制に従へばソ聯邦には全國民によつて選舉せられ最高ソウエートと並立し、最高ソウエートに對立し得る一人の大統領はあり得ないのである。ソ聯邦の大統領は團體的である、之は全國民によつてではなく、最高ソウエートによつて選舉せられ、最高ソウエートに對し責任を負ふ所の最高ソウエート幹部會議長を含む最高ソウエート幹部會なのである。歴史の經驗は斯ふ云ふ最高機關の設立は國家を不祥事變より保障する最もデモクラシイ的なものであることを證明してゐる。

(一〇) 次は同じく第四十八條の修正であつて最高ソウエート幹部會副議長は各聯邦共和國が一名の副議長を有し得るやうに十一名に増員すべしと云ふのである。予は此の修正案は採擇し得べきものと思ふ。何となれば此れは事態を改善しソ聯邦最高ソウエートの權威を強化するからである。

(一一) 次は第七十七條の修正案であつて新たに一般聯邦人民委員會——國防工業人民委員會の設立を要求したものである。予は此の修正案は採擇すべきであると思ふ。(拍手) 何となれば吾が國防工業を分離し之れに適應する人民委員會の形式を與ふる時が熟したからである。之れは吾が國防事業の改善に資するものであると考へる。

(一二) 次は宗教的儀式的執行を禁止することを要求した憲法草案第二百二十四條の修正意見である。此の修正意見は吾が憲法の精神に違背するものとして棄却する可きものと予は考へる。

(一三) 最後に相當本質的な修正案がある。それは憲法草案第三百三十五條の修正案である。之れは僧侶、舊自軍人及び凡て社會公共の利益の爲めに働かない者の選舉權を剝奪するか、或は兎に角此の範疇の人々の選舉權を制限して單に受動的選舉權を與へよといふ提案である。選舉する權利で選舉される權利ではない。予はこの提案は矢張り棄却されるべきものであると思ふ。ソウエート政權は非労働人及搾取者の選舉權を永久に剝奪したのではない。或一定の時期迄一時的であつた。彼等の選舉權を剝奪するソウエート法律は彼等の反抗に對する回答であつたのである。當時より既に幾星霜を閲し此の期間中に吾々は搾取階級を絶滅せしめソウエート政權を無敵の力としたのである。此の法律を再検討すべき時が來たのではないか？予は

その時であると思ふ。ソウエート政權に敵意を抱く者又は舊自軍人、富農、僧侶、其の他の或る者が國家の最高機關に潜り込むかも知れないから危険だと云ふ論者もある。しかし何が怖いのか？ 狼を恐れては林には入れない(萬場騒然拍手)。

第一に舊富農、自軍人、僧侶、全部がソウエート政權に敵意を有つてゐるのではない。第二に若し國民が何處かで敵意を有する人間を選舉したとするならば、吾々の宣傳が拙劣だと云ふ事になり、斯ふ云ふ恥辱に甘んじなければならぬ事になる。若し吾々の宣傳にしてボルシエウイキの遂行せらるゝならば、國民は決してかくの如き敵意を有する人々を最高機關に選舉せぬであらう。つまり働くことが必要であつて啜り泣きする要はない。(暴風の如き拍手) 働くのが大切であつて一切萬事がきちんと出来上つて据膳を待つ可きではない。レーニンは既に一九一九年にソウエート政權が何等の除外例なく普通選舉を施行するを有利とする時が、遠からず來ると云ふことを述べた。何等の除外例なくと云ふことに注意されたい。レーニンは外國の軍事干渉が未だ清算されず、吾が工業と農業とが慘憺たる状態にあつた時に之れを言ふたのである。當時より既に十七年を経過した。同志諸君レーニンの指示を實行す可き時ではないか。予は其の時であると思ふ。

レーニンは一九一九年に其の著『露西亞共産黨綱領案』に左の如く述べた。只今朗讀する。

『露西亞共産黨は移動して行く歴史的必然性に對して間違つた通念を有たぬやうに、一部國民の選舉權喪失はソウエート共和國に於ては多數ブルジョア民主國に於けるが如く國民に等級をつけ一生無權利に終らせると云ふやうなものでは決してない。唯搾取者に對してである。ソウエート社會主義共和國の基本的法令に反し、自己の搾取的地位を保ち、或は資本主義的關係を維持しやうとする者に對してのみである。と云ふ事を勤勞者大衆に説明しなければならぬ。故にソウエート共和國に於ては一方に於ては逐日社會主義が強化され搾取者となり、或は資本主義關係を維持せんとする客觀的可能性を有する人々の數は減少しつゝあるのである。選舉權喪失者の率に自然に減少しつゝあるのである。今露西亞には此の率は二—三%強であらう。他方に於ては近き將來外國の壓迫が停止せられ搾取者の清算が完成し一定の條件の下にプロレタリア國家權力が搾取者の反抗を鎮壓する別個の方法をとり何等の制限なく普通選舉權を實施する情勢が作られるであらう』(レーニン全集第二十四卷九四頁)

之れで明瞭である。ソ聯邦憲法草案に對する修正乃至補足は以上の通りである。

六 ソ聯邦新憲法の意義

殆んど五ヶ月間に亘る全國民審議の結果に徴すれば憲法草案は本大會により協賛を得るものであることを豫想することが出来る。(暴風の如き拍手、満場起立喝采)

ソ聯邦は數日後に於て社會主義デモクラシーを原則とする新社會主義憲法を有することとなるであらう。

此れはソ聯邦に於ける社會主義勝利の事實、ソ聯邦勤勞者が資本主義の奴隸より解放せられたる事實、ソ聯邦に於てデモクラシーが發展し徹底せる事實を極めて簡潔に殆んど議定書の形に論述した歴史的のドキュメントである。

此れは資本主義諸國の幾百萬の眞面目な人々が夢想し續けて居る所のもが既にソ聯邦に於て實現せられて居ることを證據立てるドキュメントである。(暴風の如き拍手) 此れによつてソ聯邦新憲法の國際的意義が再評價されねばならぬ。即今

フアシズムの濁浪が勞働階級の社會主義運動を汚し文明世界の識者のデモクラシー的希求を泥土に委して居るの秋ソ聯邦の新憲法はフアシズムに對して社會主義とデモクラシーが無敵のものであると云ふことを論述した起訴狀である。(拍手)ソ

聯邦新憲法は今日フアシヨの野蠻に對し闘争しつゝある者の道徳的援助であり現實的支援である。(暴風の如き拍手)。

ソ聯邦新憲法はソ聯邦國民にとり更に一段の意義を有する。若し資本主義諸國民にとりソ聯邦憲法が行動綱領の意義ありとせば、ソ聯邦國民にとつては人類解放戦線に於けるソ聯邦國民の闘争と其の勝利の總決算たる意義を有する。吾が國が何の爲めに戦ひ彼等が如何にして全世界的に歴史的胜利を博するに至るかを知れば欣快に堪えない。吾が國民が多量に流した血が無益とならず、其の結果を結んだことは欣快に堪えない。(盛なる拍手)

之れは吾が勞働階級、吾が農民、吾が勤勞インテリゲンチヤを精神的に武装するものである。之れは合法的自尊心の昇揚と躍進である。之れは自己の力量に對する信念を強め共產主義新勝利獲得の爲めの新闘争への動員である。(暴風の如き拍手)

喝采、満場總起立『同志スターリン萬歳』を連呼し、大會は起立してインターナショナルを歌ふ。インターナショナル再び拍手喝采起りウラー『吾等の總帥』同志スターリン萬歳の聲響せんばかりである。(F. U. H.)

外國事情



中華民國

綏遠事情と西安事件の概況

昨年十月、徳王中心の蒙政會(内蒙古地方自治政務委員會の通稱)は、自治問題を圍つて綏遠政府當局と衝突し、遂に武力的交渉にまで進展し、曾て滿洲國や北支が中央政府より獨立した時の如き觀を呈した。

蔣介石は事態を重大視し、陝西に飛び、重大會議を開き善處を計り居る中、十二月十二日張學良は突如叛逆を企て、蔣及中央要人十數名を襲撃し西安に監禁し、政府改革及對日即時宣戰等を蔣に要求し、形勢頗る不穩のものが有つたが、宋子文等の活躍により妥協成立し、蔣及要人等は全部十數日にして釋放され、歸京した。

張學良は、叛亂罪として懲刑十年公民権停止廿五ヶ年の判決が與へられたが、蔣の請願もあり一月四日特赦となつた。斯くて事件も一先づ落付いたが、西安にあつた楊虎城等は中央の處置に不満あり、其の命に順はず、西安の形勢は再び悪化するに至つた。

次に西安事變直前の支那の狀勢と西安事變の概要を述べる事とする。

一 綏遠事情

昨年十一月三日、久しく暗雲を持て對峙してゐた綏遠省東部の内蒙古自治政務委員會（通稱蒙政會）と云ひ、徳王中心に蒙古人を主とす」と綏遠省當局とが衝突して、情勢漸く險惡となり、同十五日蒙古軍は俄然歩騎兵三千、飛行機八機、山野砲十數門を以て陶林に進撃し、政府軍を攻撃した。政府は綏遠省主席傅作儀、大同にある趙承綏騎兵司令が指揮を執り之に當つたが、破竹の勢の蒙古軍は中々強硬にして恰も綏遠の一邊は、蒙古軍に蹂躪されたるの觀を呈し、南京政府は極度に神經をとがらした。

元來人種を異にし、地理的にも支那最北の地たる關係上内蒙古は獨立の勢濃厚にして、南京政府は之を慰撫する爲以前より百靈廟に、例の蒙古自治政務委員會を設置し、或る程度の自治を許してゐたものであるが、徳王を中心とする此の自治團體は、之に満足せず南京の命に順はなかつた爲、南京側ではその方策として綏遠蒙古自治委員會を新に組織し之を牽制し主席傅作儀をして、徳王の行動を盡く妨害せしめてゐたのである。然し徳王は昨年五月百靈廟に蒙古軍政府なるものを組織し、その下に軍政省、民政省、文教省、財政省、司法省を置き独自の政治を施してゐた。西南問題解決以來蔣の内蒙古政策は全く積極的になり、

傅作儀を主力とし、徳王の本據たる百靈廟を占領した。蒙政會の目指す處のものは、明かに政府と相容れない性質のものであつたが、中央政府が公約に反して、蒙政會を顛覆せしめた事實に蒙古人は憤慨極りなかつた。

茲に吾人の注意すべき事は、蔣の該事件に對しての態度である。日支重要會議の繼續を全部、外交部長張群に委せたまふで、蔣は南京を去り、十月十七、八日は浙江省杭州で杭州會議を、十月二十四日には陝西省西安で西安會議を、更に十月三十一日には河南省洛陽にて、洛陽會議を召集してゐる。以上の各地に於ける會議の主要議題が總て綏遠及北支問題にあつた事は周知の事柄で、西安、洛陽兩會議には北支將領の殆ど全部が招致され殊に傅作儀の如きは役目柄到る處の會議に出席し、直接蔣の指令を受けてゐる。南京政府は、之等の重要會議は共匪討伐を主眼とするものであると説明してゐるが、蔣の此の活躍は時恰も日支交渉中の事であり、内蒙古の事態に極度に神經をとがらし、徳王の背後に日本有りと断定し、對日政策の爲に、北支諸勢力の糾合を計つたものであると云はれても己むを得ない。所謂人民戦線一派から、賣國奴呼ばりされ、反蔣運動の猛烈なるを知つた蔣は、この綏東一角の微勢力に對しても極力意を用ひ、有利な解決を全國民に示したかつたものと察せられる。

以上の如く蔣は、日支交渉の多難な折、湖北にて東奔西走、會議から會議への繼續中、突如十二月十二日勃發したのが、張學良麾下の兵變即ち西安事件である。

二 西安事件

滿洲事變が勃發した時張學良は北平の順承王府にゐた。學良は直に蔣介石に相談した處、蔣の返事は『日本軍と今戦ふな。滿洲を捨て、總退却せよ。』と云つた。曾て閻錫山馮玉祥等が反蔣の軍を起し、蔣が危機に瀕した際、學良が蔣に味方した爲、蔣は今日の地位を築き得たのに、學良が滿洲を逐はるゝに當り蔣は前記の如き無情冷淡な言葉を與へたので、張の怒りは骨髓に達した。然し自己の勢力のみを以てしては、日本軍に抵抗出來ないのは明かで涙を呑んで、在滿全軍に無抵抗、總退却を電命した。滿洲全土は日本軍の手に陥り、之から學良の苦難は始つた。熱河戦が始まるや、國民政府から無能呼ばりにされ北平にゐたままになくなつて遂に海外に亡命した。昭和九年一月國內の不評判が消えた頃、北支に於て再起すべく上海に歸つて來たが、蔣は學良が北支に歸る事は對日關係を悪化するの口實の下に之を許さず、剿匪副司令に任じ漢口に駐在せしめて共産軍討伐を命じた。よつて蔣は腹心の張群（現外交部長）を湖北省主席として、同様漢口に置き、只管學良の監視に

力めさせた。漢口に在つて、舊東北軍を集め次第に勢力を盛り返へして來るに及び、蔣はこれを更に陝西省西安に移してしまつた。學良が己むを得ず西安に移つてから、蔣は全國の軍事統制を口實に東北軍の編制換へに著手し、優良部隊を中央軍に編入し、惡質部隊に解散を命じた。之に對しても學良は隱忍したが、内蒙古の風雲急を告げ、蔣より綏遠軍援助出動を命ぜらるゝに至つて、自滅の他無き前途を達觀し、機は今なりと積憤を一時に爆發させた。

此の間、老獪な共産軍は、學良が蔣の冷遇虐待に憤慨してゐるのに乘じ、「反蔣、抗日」のスローガンを掲げ、學良と妥協してゐた。折しも抗日思想は全國に瀰漫し、抗日聯合戦線の糾合愈々固く、對日妥協策に邁進する蔣を賣國奴呼ばりにする聲が全國に漲つたので、學良は反蔣の烽を揚ぐるに絶好の機會なりと觀じたのである。

前記の如く、蔣は北支工作の爲十二月十一日陝西省華清池温泉に一泊し、翌十二日朝八時半温泉を出發し、臨潼に準備せる公用列車に乗らんとして途中まで來た處、張學良の部下柏某は數百の兵を以て之を襲撃した。この際中央要人邵元冲、錢大鈞兩名は負傷し、衛兵十數名が死傷した。急報により楊虎城は西安より急行し、之を喰止めて、蔣を

城内にある楊虎城の居室に、他の一行を綏靖公署招待所に監禁した。一行は、陳誠、邵力子、蔣作賓、陳調元、蔣鼎文、錢大鈞、衛立煌、朱紹良、蔣方震等何れも中央蔣派要人にして、駐日大使館付王參事官も蔣の求めにより日支交渉の報告の爲西安に赴き監禁の仲間に入った。

獨裁官蔣介石の監禁が南京政府を驚倒震駭せしめたるは勿論、諸外國にも異常の衝動を興へた。南京政府は直に各地の軍閥巨頭に對して『政府空前の危機に際して自重を望む』旨の通電を發し軍閥の動搖防止に躍起となつたものゝ蔣の生死に就き確報無く、政府の威信地に墜ち、共產軍乃至は學良と何等かの關係ありと思料せらるゝ親蘇派の巨頭于右任、馮玉祥、孫科等は南京に在住して居る爲、政府部内は一層の狼狽動搖を極めた。

宋哲元、韓復榘、閻錫山、劉湘、李宗仁、白崇禧等地方軍閥は續々中央擁護の通電を發したるに拘らず、互に疑心暗鬼の態であつた。

茲に今回の事變の經過を新聞紙等の報するところにより日を逐ふて記述すれば次の如くである。

十二月十二日 張學良は叛逆を企て、蔣介石及中央要人十數名を西安に監禁し、左記要旨の聲明を發した。

蔣軍は、數年來中央の命に従ひ邊境に赴き、専ら割拠に従事し中國の安寧、人民の福運増進の爲努力し來つたが、その間

定、一一中央軍の軍事行動を直に中止せられたい。

十九日 宋子文は飛行機で西安に向ふ。

學良は十ヶ條の妥協條件を提出した。

二十日 宋子文と張學良が會見した。

二十一日 ドナルド南京に歸着し妥協工作の困難を傳へる。宋子文も歸京する。

中央軍は妥協不可能と見て西安包圍策を進める。

二十二日 宋子文は、南京にて要人達と協議の結果、妥協案を携行、蔣夫人宋美齡を伴ひ再び西安に向ふ。

二十三日 宋子文、宋美齡、學良に會見、最後の妥協に進む。中央軍、學良軍包圍を漸次狭め、學良軍を愈々最後の土壇場に追ひ込む。閻錫山調停に力める。

二十四日 妥協進み曙光を見たけれども情勢は尙混沌として居る。

二十五日 事態急轉換、午後五時半、蔣は釋放され夫人及ドナルドと共に飛行機に搭乗、學良に送られて洛陽に安着した。

二十六日 蔣は夫人同伴、軍用機に護られ、午後零時五十分南京郊外の軍用飛行場に安着。直に軍官學校内にある官邸に入った。

學良も南京着、孔蔣熙邸にて謹慎した。

二十七日 西安で一時死去を傳へられた要人十四名は午前

外國事情 中華民國

蔣介石の南京政府は批政百出し、先づ對外的には華北を失ひ冀東、冀察の獨立を見、更に綏遠もこれならはうとする。國民政府は須く對日宣言を布告し、もつて外侮を一掃すべきものなるに、軟弱加飾して外交交渉に終始し、國家國民は今や危殆に瀕せんとし見るに忍びざるものがある。我等はこの機に於て蔣介石の現國民政府を否認し國家の改造を斷行し外敵を驅逐して東北四省その他の失地を回復し、國家國民の幸福の爲第一線に立たんとするものである。

國民政府は直に學良の免職を發表した。

十三日 軍政部長何應欣、指揮を執り中央軍北上を開始する。

蔣の顧問英人ドナルド洛陽に飛ぶ。

十四日 蔣介石死亡説、生存説、交々傳はり生死不明。

十五日 『蔣に即時抗日實行を迫つたが、頑強に拒絶したから殺害した』と學良は西安より放送した。中央軍は遠巻きに西安總攻撃の態をとる。

十六日 南京政府中央政治會議を開き張學良討伐令を發し何應欣が討伐總司令に任命された。國民政府は蔣介石の安全なる旨を公式に發表した。

十八日 蔣鼎文は西安を釋放され洛陽を経て、飛行機にて南京に歸着した。同人の歸還で、西安攻撃中止令が出た蔣介石の蔣鼎文に携行せしめた何應欣宛の信書がある。

内容は次の如くである。一、余は十九日南京に歸着の豫

十時飛行機で西安を出發途中鄭州で休憩の後、午後六時五十分無事南京に歸還した。

其の後張學良の處置に關する軍法會議は三十一日午前十一時から軍事委員會大禮堂で、李烈鈞裁判長となり、鹿鐘麟、朱培德立會の下に開かれ、學良は宋子文に伴はれて出延、李裁判長は『張學良の罪は深く咎むべきであるが、事變中、常に蔣介石の身を暴徒から護り危害の及ぶのを防ぎ又現在では悔悟の情認むべきものがある』と述べ十ヶ年の有期徒刑並に廿五ヶ年の公民權停止の判決があつた。然し右判決は形式的に名分を明かにしたのみで、一月四日蔣よりの嘆願書を主題として中央政治會議にて討議を重ね『改悛の情顯著なるもの有り』との理由で特赦に決定、以上の罪は解消することゝなつた。何れにせよ一時は支那大動亂さへ豫想された西安事變はこれで結末がついたわけである。

尙事件以後の情勢を見るに次の如くである。

蔣生還の妥協條件に關して、中央は無條件なりと言つてあるが、大體左の如き諸項を含んでゐると傳へられる。

一、舊東北軍、西北軍を國軍として改編。

一、共產軍の討伐中止と抗日戦線の發展。

一、南京政府の改組。

一、學良、楊虎城の處罰を行はざること。

一、軍費、武器の補給。
 之等は蔣介石、張學良、楊虎城、宋子文、宋美齡の五名にて秘密裡に行はれ、蔣は之を保証したものと謂はれる。
 かくて一月八日、楊虎城、于學忠、王以哲等は、右各項目の即時實行意思なき南京の處置に不満なりとし、中央の命令を峻拒する態度を表明、飽く迄、抗日即時宣戦を主張して已まず『五日の行政院及軍事委員會で決定した人事及部隊部署の指示は抗日の意圖無きものである。日本と即時開戦すべしと云ふ我等の主張は、我等の準備が出来たからでなく、己むに己まれぬ自衛の行動である。即ち力の問題でなく、意思の問題である』と揚言し、已に共産軍と合同し、西安には共産軍首領毛澤東、周恩來等が最高方針に參與し

西安人民政府組織に當つてゐる。
 尙即時抗日開戦、國民政府改組等の諸項の要求に對し老獪な蔣介石は、重大なる決定は、來る二月十五日開催される三中全會（國民黨第三次中央全體會議）にてなすと云ひ體良く遷延策により要求を封じてゐる。
 陝西政局再悪化以來、南京政府は極力政治的解決に努めてゐるが『大公報は相容れざる思想上の對立であるから、之が解決は極めて困難であらう』と言つてゐる。
 蔣は今般の重大事件惹起の原因を自己の統率力の及ばなかつた故として、下野を決意してゐるが、官民擧つて、留任をすゝめてゐる。蔣は假令、下野にしても、中央軍權は依然として、蔣の左右する處であらう。

西安事件直前に於ける西安地方救亡運動狀況

最近上海帝國總領事館に於ては北平に於て發行せらるる小型抗日新聞「救亡報導」創刊號（一九三六年十一月十八日附にて編輯者救亡報導社北平、清華園、代表者王斌、北平西直門崇元觀五號とあり）を入手したが、該紙に『西安の救亡運動』と題する静謐なる者の寄稿した記事が掲載せられて居る。該記事の内容は西安事件直前に於ける同地方の救國（即ち抗日）運動の狀況並に張學良の意見等興味ある問題を記述して居る。西安事件を觀察する上に何等かの參考となると思料せられるので次に譯載することとする。

救亡運動の展開團結禦侮の叫びは十月來確に普及徹底

した。此度我々が命を受けて西安に到り國防最前線の北平

より抗敵の根據地西北に來て見て「團結禦侮」が單なる少數先進分子の口號でなく、舉國上下一致の要求であることを如實に立證することが出來た。言葉を換へて云へば團結禦侮は已に宣傳口號より進んで行動口號と爲つたのである。

滅亡するであらう。然し我等の唯一戰勝條件は大なる民衆の有ることである。此の故に民衆の開放運動が大切である」と。

吾人が北平を出發するとき救亡工作は漸く新しき階級に入り、學生聯合會は日増に公然擴大し、上層と下層の通路たる聯合戰線は日に擴大し鞏固に趨いて居た。

又曰く『勦共の事は必ず近く解決の方法あり中國の同志討の内戦は已に早くより人々から嫌はれて居る』

西安に到り最も眼に着たことは上層者の覺醒と其の態度の變つたことが全く意想外なことであつた。

其處には尙ほ高壓的な一種の特種勢力があつたにも拘らず、其の半面に於ける實力は快速に増大し民衆救亡運動は無形の裡に保障と激勵を受けて居た。

『綏東の事に對しては東北軍は絶対に傍觀せず』と此處まで語つた彼は暫くして更に云ふ『傍觀どころでは無い之は正に我々自身の任務である！』と。
 學生救亡運動に關しては極めて多くの意見があつた。即ち『學生は學生としての範圍内に於て救亡工作に従ふべきであり、學生に對する外人の批評と意見に注意し他人の苦衷を諒解せねばならぬ』

張學良將軍の轉變が抗敵の實力を非常に増大せしめたことは疑ふべくもない事實である。彼の談に依りても抗敵に燃へて居ることを知ることが出来るのみならず、極めて深刻なる見解を把持して居ることが窺はれる。彼は時局に就き次の様に云つた。

『最近一二年の間に抗日戰爭は必ず爆發するであらう。全國上下は斷じて此の上忍受することは不可能である。只武器に許り拘泥するなら我等は何時まで経つても敵に勝つことは出來ぬ。五十年も準備して居る間には中國は疾く

關の報告は東北人民失脚後の情況を指摘して居るが、此の件に就き華北學生は特に注意せねばならぬ』
 次で彼は極めて遠慮さうに『學生運動の領袖は二つの點に注意せねばならぬ。夫れは第一救亡を職業としてはならぬこと、第二過去の轍を踏み、救亡に名を藉りて官途に就き就職後墮落腐敗するが如きことがあつてはならぬことである』と。彼は沈痛なる語調を以つて云つた『責任の重大なることは即ちそれだけ苦難の多いことである。犠牲は我等が抗敵戰爭を開始せるときより覺悟すべきである！』と。

綏靖公署の楊虎城主任は抗敵の主張極めて堅く、其の參謀長李興中は『西北民衆救亡運動の開發と之れが保障に關して正に計劃中である』と語つた。斯の如き言葉は過去に於ては聴くことの出来ない處であつた。今日中國軍人にして能く此の見解を持つことは救亡運動の前途に曙光を見出すものと云はねばならぬ。

西安の民衆團體中最も活躍し且つ群衆基礎を有するものは東北人民救亡會である。同會は西北に流れ來れる大部分の東北人を網羅し居り、而も地域を限らず群衆を吸收せる爲參加せる者には、高級官吏あり、下級公務員あり、士兵學校教師、學生……ありて最初より廣汎なる一種の聯合陣線であつた。九・一八記念日當日は一萬人の大デモを行つた其の主體は學生でなく社會各界の人士が荒涼零落の西北に於て此の一大壯舉を敢行したのである。其の意義と影響は固より偉大であつた。

双十節には更に閱兵式に参加し宣言を發し抗戰の要求を提出した。然し同會は一聯合戦線であつて其の包含する群衆は相當複雑なる爲許多缺陷のあることは否認すべくも無い。一般に前進的青年は常に過激に亘り或は閉門の錯誤に陥り、或る時は口號許り高唱して内部の一致を缺き、或る時は他人を疑ひて工作を數名の狭小範圍に限り、一般上層人士は殆んど群衆から離れ、其の上官僚臭味を帯び甚しき

は、「御用」「支持」の役を勤めるものさへあつた。然しそれは餘りに憂慮すべき程度ではなく前進の過程に於て自然に改まり匡正されるものと思ふ。

之に次ぐものは西北各界救國會である。其の工作範圍は極めて狭く、只九・一八、双十節に宣言を發出し、各黨各派の無條件合作と、即時抗戰の主張を提出強調したに過ぎない。

其の群衆的基礎は極めて弱く今日尙は半ば秘密の域に停留して居る工作方法も拙劣で、閉門過激の錯誤顯著なるものあり、正式の團體の參加無く合法的に擧げられた執行者も居らず全く一個の看板に過ぎない。

然し最近では漸次改革され、遠からず正式に改組されるものゝ如く現に一般紳士に働きかけつゝあり、同時に各階級團體も着々組織せられ強化しつゝあり、加入の準備中に在る。現に新聞界救國會、自由職業者救國會、青年作家協會等は漸次發會の準備成り、不日成立するであらう一般指導者も漸く過去に於ける錯誤を認識し、群衆基礎と廣汎なる聯合の必要を感じるに至つた。余が正に西安を去らんとするとき、丁度蔣委員長は西安に行かうとして居つた同地の民衆は此の消息を聴き、此の領袖に對し民意を表示すべく非常な熱意を持ち、十數個の團體は歓迎と請願を發起して居つた。參加團體は東北人民救國會、留東同學會、東

大校友會、東北各同鄉會及西北の各團體等であつた。今度の行動が成功するや否は知るべくも無いが、各團體間の聯合は之に依りて確に少なからず促進せられ、少くとも將來の健全なる西北各界救國會の基礎は今次の行動を根據として築かれるものと思はれる。

學生方面は表面上極めて消沈の態であつた。夫れは教育當局者の壓迫極めて強く、各校當局者の多くは頑冥な老朽者で學術を偏重し、言論や行動を制限して居り、學生自身も鬭争經驗なき爲長期間の鬭争に堪えること能はざる状態に在る。又同地では新聞の壓迫頗る烈しく、各新聞、雜誌類、手紙は何れも検閲を受けて居る爲、他地方の消息と隔絶され、同地の消息も全く之を外部に報道する方法なく學生は各種の壓迫を受くるのみで新しき刺戟を受くることがないから、大彈壓一過後急に恢復することは不可能であらう。

一二九後西安學生は二回に亘りデモを舉行して北平學生に呼應した。聞く處では參加者は頗る多く、誠に熱烈なものであつた。其の影響を受けて各校は何れも救國會を設け救國學生聯合會も形を成すことが出來たと云ふことである。今年の春梅世鈞の追悼大會を舉行せる爲、大彈壓を受け、八十餘名も逮捕され、各救亡團體は何れも封鎖された。西安學生界に於て最も精銳を誇つて居た刊行物「救亡線」も

發行禁止となつた。逮捕された學生は何れも學生の指導者株で其後釋放はされたが、或るものは變節し、或者は消極的となり、且つ何れも相互に監視報告の責任を負はされるに至り、爲めに今日に至るも尙ほ彼等は自由に人と面談することも活動することも出來ぬことは云ふも更なりである。

我等は教育廳々長周學昌及各校當局に會つて學生の開放と救亡運動指導を要請した。最初は誰も接見して呉れなかつたが、邵主席に會うことが出來てからは相互間に完全な諒解が出來、少なからず痛快に意見の交換をした。又辛じて數名の學生とも談することが出來た。省立高中、第一中學、第二中學及第一師範の學生と會見することが出來熱烈なる意見の交換をした。

彼等の熱情は極めて熾烈であり確固たるものがあつたが環境は頗る不利益で活動の可能性無きことを苦にして居つた。彼等は我々の行つたことに非常の興味を持ち且つ大なる期待を持つて居つた。談工作方法の問題に及びたる時我々は切實に過去の錯誤と新形勢に順應する認識の必要を指摘した。

然し彼等は長期間地下運動許りして居た爲完全に之を理解することは出來なかつた上層分子と合作し、師長の指導を仰ぐ等の問題に就ては全く不同意であつた。最後に今春

の梅世鈞追悼大會の錯誤を指摘してやつたが、彼等は驚いて居つた。此のことは曾て誰も口にしたものがないが我々は云つてやつた……

此の問題は「三三一」の北平に於ける郭清追悼の行動と全く同様なもので、客觀環境と主觀力量に頓着なく一時的の喝采を博せんとすることは大なる間違であり、問題自體からしても一般群衆に呼掛け参加を求めることは出来ぬではないかと、我等の必要とする處は救亡工作であつて一時的の闘争ではない。其のことは工作の進展に伴ひ自然に判ることゝ信ずる。

今度移轉して行つた東北大學工學院には二百餘名の學生があつたけれども組織もなく極めて消極的であつた。聽く處では同地の同學會は彼等に對して非常に失望を感じて居つたと云ふことである。今日尙同學會の發起した救國會があり、最初の中は十餘名が自發的に工作に當り其後漸次發

達して居つたが、第一師範の九名が又々退校處分され、十名は逮捕された。其の原因と云ふのは學校の命する制服を着ずに登校したと云ふ至つて簡単なものであつたが、其實は曾て熱心に救國運動に携つたのが原因であつた。但し學生は即時ストライキを起し全學生にて教育廳に請願せんとし官憲に包圍阻止せられたるも頗る強硬であつた。双方譲歩の意はあるも今日尙解決に至つて居ない。徒に結果を望むことは却つて失ふものである(編者の聽く處によれば、西南師範事件は已に學生の要求を入れて解決したと云ふ)西安の情況は大體右の通りである。若し外部よりの連絡正確な指導があれば西安の救亡運動は吃度發展し得るものと信ずるけれども、少なくとも過去は忽諾にしてあつたと思はれる。西北及華北の人々は手を執つて起つてそして強大なる隊伍を結成せねばならぬ。

歸平後一九三六年十一月一日記 靜澄(S・K)

西安事件に對する救國團體の態度

十二月十二日突發せる西安事件は中國は勿論、國際的にも異常の衝動を與へ、その推移に對しては中外人共に重大關心を保持して居るが、張學良等の所謂「抗日主張」が「聯ソ、容共、抗日」にある關係上之れと主張を以て各黨各派の合作による抗日救國聯合戰線の結成に狂奔して來た全國各界救國聯合會以下の各救國團體の動向も亦世人の注視の的となるに至つた。

れども、全國各界救國聯合會の最高指導者が一齊檢舉せられて居る爲か、其後數日間は何等の活動も認められず経過した。西安事件の真相が漸次判明すると共に其態度も決定を見た模様で、十二月十五日附を以て次掲譯文の如き「當面の時局に關する緊急宣言」を發出するに至つた。

救國會の西安事件に對する主張の要點は

- 一、内戦の制止
 - 二、剿共の停止
 - 三、抗日統一戰線を建立して蔣張の對立を解消する事
 - 四、西安事件を平和解決すること
 - 五、緩遠の抗戦を強化すること
- 等で抗日によりて内争を阻止せんとするにあるものと如くである。

全國各界救國聯合會の當面の時局に關する緊急宣言

十二月十二日の西安事件は全國及全世界を震撼せしめた我が全國各界救國聯合會は民衆的立場と團結禦侮の立場に於て全國上下並に全世界に向つて鄭重に宣告する。

現在は恰も緩遠抗戦が既に發動せられて居る時であつて全國民衆は各黨各派の一致合作に依つて緩遠抗戦を全國的抗戦に擴大せらるべきを期待して居る時なのである。斯る時に於て我が國內に此の空前的重大事件が発生したことは、全民族的立場より觀て實際不幸なる事である。

張學良、楊虎城諸將軍の提出せる主張は、各黨各派を聯合し、民主政治を實行し全國力量を團結し出兵して失地を奪回せよと言ふのであるが、其の採つた處の手段は蔣介石

先生を抑留して武力に訴へたのである。斯る常軌を逸した方法が全國民衆の同情を買ひ得ざることとは當然である。

全國各界救國聯合會は聯合に依つて真正の統一を求め、團結に依つて抗戦の勝利を獲得すべきことを主張して來たのである。我等は飽く迄も兄弟牆に閤ぐ處の内争と内戦に反對し、全國民衆と各方面の實力派が誠意を以て團結し、共に困難に赴かんことを要求するものである。故に當面の局勢に對して吾人は只だ全國各方面の實力派各軍政領袖が抗敵救亡の大前提の下に過去の感情を棄て、和衷共濟、全國抗戦の爲に努力し失地奪回の爲に奮闘せんことを要求するものである。

我等は特に政府當局が陝西事件に對し迅速に平和的解決

を爲し、抗日救亡の主張を實行せられんことを希望すると同時に、張學良、楊虎城將軍は一面に於ては蔣先生の自由を恢復し、一面に於ては東北と陝西の健兒を統率して綏遠に出勤し、我が綏遠、山西の將士を援助して事實上に於て失地奪回の主張を表示せられんことを希望するものである。

我等は飽く迄も自ら相殺戮する内戦に反對するものであり、特に現在に於ては我が閻錫山、傅作儀、領導下の山西綏遠の健兒が勇敢に抗敵して失地奪回に努めてゐる時であり、東北義勇軍も亦敵と抗争して屢々敵の氣勢を推きつゝあるの時であり、我が全國民衆が綏遠援助に奮起して居る時であつて、如何なる内戦も結局敵の侵略を容易ならしめ自ら我が中華を亡すものであることを自覺してゐる際であるから、我等は如何なる方面に發動する内戦にも反對するものである。張、楊諸將軍が若し武力を用ひて輕々しく事端を醸し、其の抗日救國の主張を顧みないならば我等は言ふ迄もなく飽く迄も之に反對するものである。同時に若し中央當局が武力討伐の方式に依つて現下の紛糾を解決せんとするならば我等は之れに對しても飽く迄も反對するものである。

我等が今日要求する處のものは諸氏が全國民衆の意見を尊重して平和的折衝に依つて勉めて眼前の内戦を回避し、察哈爾、綏遠の抗戦を擴大せられん事である。

寇深く事は急である。此の民族存亡の最後の危機に當り何人も亦一切の偏見と過去の感情を除き、全民族の利益に服従すべきであつて内戦を起す者は何人であつても夫れは敵のスパイであり民族の罪人である。

陝西事件發生後に於て日本帝國主義は更に中國に内戦發生の可能性ありとして在留日本人の生命財産に對する適切なる保護を爲すべきことを口實に、更に積極的に軍隊を増派して西北と華北の併呑を實行せんとしてゐる。日本は更に悪辣にも防共を名として我に内戦進行を慫慂し、少數の親日分子も亦其辭を誇張して全國民衆の視線を轉向せしめ我綏遠の前線に在る抗敵健兒をして精神的及物質的支援を失はしめ、我勇敢なる將士の熱血を枯渴せしめて奪回した百靈廟大廟に頭顱を並べ多倫の二の舞を演ぜしめんとして居る。

我等は飽く迄も『内戦に反對し抗戦を擴大する』の大旗を押樹て、全國民衆に呼掛け、即時に總動員して前線將士の援助と一切の内戦解消運動を強化せんとするものである。

我等は政府に對し即時民衆の救亡組織を解放し、公開的に救國運動を保護すべきことを要求する。
我等は一切の資産ある中國人は閻錫山將軍の「毀家紓難」

我等が張學良、楊虎城將軍に告げんとするものは中央の過去の政策に關しては我等は暫く之を言はない。最近數ヶ月に於て中央は既に屢々宣言を發して救國を主張して居り綏遠の抗戦も既に事實上發動せられてゐるのである。斯る時機に於て全國民衆と各方面實力派は只だ中央を督勵して自主的立場を確保し、各方面と聯合し民衆組織を開放し、武装抗戦を擴大すべきであつて絶対に中央反對を言ふべきではない。

故に張楊諸將軍の主張にして若し眞心から抗敵することに在つて私見を挟まざるものならば、必然的に人民の支持を獲るであらうが、若し只だ抗日に名を藉つて私利を圖らんとするものであるならば必ずや天下後世の唾棄する處となるであらう。

同時に我等が中央當局諸公に告げんとするものは、中央方面が若し事實上於て孫中山先生の遺教を實行し、一再ならず宣言せる領土主權を保持するの主張を實現するならば此の緊張せる局勢の下に於て更に眞正なる抗日の段階に依つて一再の内戦を停止し、救國運動を保護し、民衆の愛國的言論と組織を開放すべきであり、斯くする事に依つて始めて眞心よりする救國運動をして信賴すべき保障を獲得せしめ、野心を抱く投機的分子をして亦施すべき術なからしむるであらうことである。

(其家産を破つて國難を救ふの意にて閻錫山が七千萬弗を寄附せしを言ふ)に倣ひ、一切軍隊の將士は傅作儀、孫長勝等の民族英雄の奮戦に倣ひ一切の知識あり特殊技術ある教授學者は、曾昭倫教授の前線に於ける活動に倣ひ、一切の愛國志士は北平學生の戰闘参加に倣ふべく、一切の奴隸たることを欲せざる中國人は間斷なく前線將士を援助し救済すべきである、我等は一日工獻(一日分の収益を全部救國基金に寄附する運動)に満足せず、我々は引續き日寄與する處がなければならぬ。

我等は一切の現存の内戦を停止する事を要求し、一切の新内戦に反對する。

我等は綏遠の抗戦を全國的規模の抗戦に擴大せねばならぬ。

我等は當局に全國民衆の民意を尊重し陝西問題を平和解決することを要求すると同時に、張楊諸將軍に直ちに蔣先生の自由を恢復して中央と折衝して抗日を實行する大計を協議することを要求する。

一切の力量を集中して日本帝國主義に當れ!
全國各界救國聯合會

中華民國二十五年十二月十五日 (S・K)

西安事件に對する中共黨の宣傳

昭和十一年十二月十二日陝西省の首都西安に於て國民政府行政院長兼軍事委員長蔣介石が張學良、干學忠及び楊虎城の軍隊に監禁せられたりとの報一度傳へらるゝや、國民政府當局は其の影響の重大なるに鑑み何よりも先づ治安確保の方策を樹立し、主要都市には部分的戒嚴令を施行すると同時にラヂオ及び新聞を通じて人心安定に努め此の點に關しては相當効果を擧げ得た模様である。中央及び地方の各當局が斯く必死の努力を爲しつゝある時、中國共產黨中央上海中央局は十二月十四日附を以て「張學良、干學忠、楊虎城部隊の轉向及び其の對日戰爭の總動員に對する書」を發出し、張學良等の蔣介石監禁を賞讃し、亡國奴たるを欲せざる總ての人々が一致して彼等の如く人民抗日戰線の方面に轉向し、抗日聯合軍及び國防政府を組織し最も主要なる大敵日本帝國主義を亡ぼす爲めに闘争することを宣傳したが、一部に於ては右宣傳文の内容がコミンテルン第七次大會の決議に依る統一聯合戰線の策略に反すること及び印刷が前例を破つて石刷に依つたる事實を以て共產黨より眞に發出せられたるものに非ず、寧ろ共產黨及び各界救國聯合會等に對する彈壓を招來せんとする用意の下に爲されたる反共產黨宣傳なりと爲すものがあるが未だ何れとも斷ずるを得ない。不取敢茲に其の全文譯出掲載することとした。

張學良、干學忠、楊虎城部隊の轉向及び其の對日戰爭の總動員に對する同胞に告ぐる書

同胞諸君！ 日本帝國主義強盜の此の數年來の侵略と掠奪とは我が山河の半を變色せしめ、又八千萬以上の同胞を直接日本帝國主義の鐵蹄下に呻吟せしめてゐるばかりでなく、現在では全國の同胞が總べて亡國奴たるの脅威を受けてゐる。殊に計畫的な掠奪の下に種々の事件即ち成都、北海、漢口、上海、豐臺……等の事變が續起し是等の事變中

に日本帝國主義の飛行機、軍艦、陸戰隊は毫も障礙を受くことなく全國を横行し、武裝した密輸、領事館設置の強行、戒嚴令施行、歩哨配備、演習、逮捕……等の事件は中國の領土内に於て屢々行はれた。

同胞諸君見よ！ 日本人強盜の眼中に中華民族の存在などは曾てあつたことがあるか？ 而して賣國賊の主持してゐる南京政府は領土を保全し人民の生命財産を保護したことがあるか？ 斯くの如き將賊及び南京政府が奮起して日本に抗するであらうことを坐して待たんとするのは誠に痴

人の夢に等しいのだ！

中國共產黨中央及び其の指導下の人民ソウエイト政府と紅軍とは去年八月一日全國の各黨派、各社團に向ひ、宗教信仰、階級、職業の別を問はず即日内戰を停止して一致團結して日本と戰爭すべきことを決然と而かも懇切に呼びかけたのである。此の呼び掛けは亡國奴たるを欲しない大多數の同胞から熱烈な支持を受けたが、其の後他の方面に於て即ち日本帝國主義強盜も亦南京政府に『共同防共』其の他幾多の亡國條件を提出した。

同胞諸君見よ！ 此の二つの絶對的に相反する呼び掛けに對して、賣國賊の主持してゐる南京政府は何の道に進んだであらうか？

明らかに蔣介石、張群、何應欽等の賣國賊は全國の民衆と同一戦線に立つて日本と戰爭しやうとしないばかりでなく、一層多數の軍隊を西北に移動して抗日を叫ぶ人民と紅軍に反對する内戰を進め、他の一面に於ては日本の呼び掛けと要求とに對し或は公然と或は秘密に之れを受け入れた誰もが知つてゐる通り『中日航業合作』の惠通公司は日本帝國主義の控制の下に成立し『中日經濟合作』の各種機關は日本帝國主義の華北に於ける富源の開発及び掠奪を助け、而して如何なる方面に發動した抗日運動も悉く是等の賣國賊達によつて破壊せられた。現在彼等は日本帝國

主義指揮下の偽蒙軍隊の緩遠攻撃事件に對して之を不問に附してゐるばかりでなく、依然上海、熱河、長城等の事變に際して採つた漢奸の態度及び策略を採用してゐる。即ち全國の實力を動員して日本に抗することなく、地方部隊をして孤立に陥らしめ、其の結果後方よりの援兵なくして失敗に終らしめた。斯くて全國の人民間に戰敗的情緒を醸成し彼等の中國を賣つて日本帝國主義と親善關係を維持せんとする目的を達せんと企圖し、甚しきに至つては前線に於て亡國奴たるに甘じない將士達が血をあびながら奮闘してゐる今日、是等の賣國賊は遂に後方に於て救國運動の戰士及び亡國奴たるを欲しない、名士學者を大々的に逮捕した。

『共同防共』の協定に至ては蔣賊は實際上新な計畫の下に親しく西北に赴いて之を實施し、一切の軍隊を擧げて抗日紅軍に向はしめ日本帝國主義をして最も順利に緩遠、察哈爾等に大量侵入せしめた。

然し賣國賊達は結局抗日救國の浪に吞まれざるを得なかつた。久しからざる以前、最大の賣國賊の一人楊永泰は愛國志士に暗殺され、現在蔣賊も亦、ソウエイト人民政府及び紅軍と全民抗日戰線の陣營に轉向した張學良、干學忠、楊虎城等の軍隊に監禁せられた。張學良等の部隊の轉向は亡國奴たるを欲しない全國人民の模範となつた。如何となれば彼等は數年來の經驗に於て誰が抗日的ソウエイト人民

政府並に紅軍及び中國民衆に反對し、誰が畢竟滅亡するかと云ふこと及び之に反し誰が抗日の陣營に立て敢然日本に抗し誰が畢竟生存し得るか云ふことを深く知つたからである。張學良等は過去に於て親しく軍隊を指揮して紅軍及び一切の抗日的部隊を攻撃した事があり、又人民の抗日を妨碍して來た大敵でもあつたが、彼等は今や翻然と轉向し抗日部隊に参加して來た。我等は勿論過去を追究しないばかりでなく亡國奴たるを欲しない總ての人々が一致して彼等の如く人民抗日戦線の方面に轉向し皆が兄弟として手を連ね、協力して抗日聯合軍及び抗日救國を統一指導する國防政府を組織し、目前我が民族にとつて最も主要な大敵で

四〇

ある日本帝國主義を亡ぼす爲に闘争することを歓迎する。亡國奴たるに甘じない一切の同胞は起て！ 最後の勝利は我等のものだ！

- (一) 全國同胞は一致覺醒して抗日戦線に参加せよ！
- (二) 全國總動員を以て日本と戦へ！
- (三) 日本帝國主義及び其の一切のスパイ賣國賊を打倒せよ！
- (四) 中華民族の解放萬歳

一九三六年十二月十四日

中國共產黨中央上海中央局

(S・K)

在上海日本紡績工場の罷業狀況

昨年十一月六日上海紡第四工場の怠業に端を發した在上海日本紡績工場の罷業は三十一日間に亘り八會社二十六工場三萬八千九百餘人の工人を渦中に捲き込んだもので、其の背後に於て國民黨乃至同黨系工會、共產黨乃至其の指導下にある救國團體が工人の指導權を把握すべく積極的に活動したものである。次に其の概要を掲げる。

一 在上海邦人紡績工場の現況

上海に於ける邦人經營紡績（絹絲及製麻を含む）工場に

於て勞務に服する中國工人の数は左表に示すが如く、總計實に五萬六千三百二十六名の多數に上り更に之等工人に依りて扶養せらるゝ家族を加ふる時は、在滬邦人紡績工場に

依りて生活する者は二十數萬を算するであらう。

在上海邦人經營紡績（絹糸製麻を含む）廠工人數調査表

昭和十一年十一月調

會社名	工場別	工 場 別		合 計	各廠工人總計
		男工數	女工數		
上海紡績株式會社	第一廠 織機部	一五〇	四五〇	六〇〇	（男一八三〇〇） （女五三八〇〇）
	第二廠 織機部	二五五	四〇〇	六〇五	
	第三廠 織機部	一三五〇	七〇〇	二一八〇	
	同 一 廠 ガス糸部	四〇	三五〇	三九〇	
	第四廠 紡績	五〇〇	一一〇〇	一六〇〇	
	第五廠 織機部	一〇五〇	四〇〇	一四五〇	
	第六廠 毛糸部	七〇	一三〇	二〇〇	
	第一廠 紡績	二九八	一一七三	一四七一	
同興紡績株式會社	第二廠 織機	三〇〇	六四〇	一七二〇	（男二八三八） （女二三五三）
	第一廠 織機	二四〇	五四〇	一七八〇	

東華紡績株式會社 第一廠ナシ		第二廠紡績		第三廠紡績		大康紗廠 (大日本紡分設)		公大紗廠 (鐘紡系)		裕豐紡績株式會社 (東洋紡分設) (第二廠ナシ)	
第一廠	第二廠	第三廠	第四廠	第五廠	第六廠	第七廠	第八廠	第九廠	第一廠	第二廠	第三廠
紡績部	紡績部	紡績部	紡績部	紡績部	紡績部	紡績部	紡績部	紡績部	第一廠	第二廠	第三廠
一七四	一八四	一七四	一七四	一七四	一七四	一七四	一七四	一七四	一六〇	一六〇	一六〇
六二八	六二八	六二八	六二八	六二八	六二八	六二八	六二八	六二八	九一〇	九一〇	九一〇
八〇二	八〇二	八〇二	八〇二	八〇二	八〇二	八〇二	八〇二	八〇二	一〇七〇	一〇七〇	一〇七〇
(男一三五八) (女一二五八)	(男一三五八) (女一二五八)	(男一三五八) (女一二五八)	(男一三五八) (女一二五八)	(男一三五八) (女一二五八)	(男一三五八) (女一二五八)	(男一三五八) (女一二五八)	(男一三五八) (女一二五八)	(男一三五八) (女一二五八)	六五九二 (男四一九五) (女四六四一)	六五九二 (男四一九五) (女四六四一)	六五九二 (男四一九五) (女四六四一)

內外綿株式會社		第一加工場		第二廠同		第三廠紡績		第四廠同		第五廠同		第六廠同		第七廠織紡機績		第八廠紡績		第九廠織紡機績		本部雜役		(原動附其他雜役)
一九七	一九七	一九七	一九七	一九七	一九七	一九七	一九七	一九七	一九七	一九七	一九七	一九七	一九七	一九七	一九七	一九七	一九七	一九七	一九七	一九七	一九七	三三五
四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	六〇
二四二	二四二	二四二	二四二	二四二	二四二	二四二	二四二	二四二	二四二	二四二	二四二	二四二	二四二	二四二	二四二	二四二	二四二	二四二	二四二	二四二	二四二	四三五
(男三六四四) (女九三一九)																						

總計	東亞製麻株式會社	日華紡織株式會社				豐田紡織廠		
		吳淞第八廠 同	喜和第六廠 同	曹家渡第三廠 紡績	浦東第一廠 織紡	第二廠 紡織	第一廠 織紡	第三加工場
一三、一三七	五五〇	一一三	三一	三〇五	一九五	二九〇	一九〇〇	七一
四三、一九九	七〇〇	八七五	二八七九	一七五六	一九七三	八七〇	一〇三八〇	八九
五六、三三六	一二五〇	九八八	三一九〇	二〇六一	三〇五五	一一六〇	二八六〇	八〇〇
	(男 一、二五〇 女 七五〇)			(男 八一四 女 一四八)	九二九四	(男 七四〇 女 三二八〇)	四〇二〇	

備考 本表中大康紗廠及裕豐紡績株式會社に付ては原動附其他雜役工人数を表示したが、其他の會社に付ては各工場別に原動附其他雜役工数を掲ぐることに困難なるに付き、各工廠工人に付ては原動數中に之を包含せしめた。

二 罷業の状況

(一) 原因

今次在滬邦人紡績工人の罷業は待遇の改善を理由に罷業したもので、工人が待遇改善を要求するに至つた主要原因として左の諸點を擧げることを得る。

(一) 棉花の豊收と綿糸の高値の好條件に恵まれ、紡績業界が異常なる活況を呈し、資本家側が相當の利潤を収めたること。

(二) 中國人經營紡績工場が工賃の値上を爲したること。

(三) 閉鎖或は操短中なりし中外人經營の紡績工場が一齊に操業を開始し、好條件にて工人を募集せること。

(四) 邦人紡績工場の中國工人に對する待遇は中國人經營の工場に比すれば遙に優れるも、上海事變前に比し劣つたこと。

今次の罷業は右の如き原因に依り純然たる經濟的條件に依つて發生したものと認められるが、爭議發生後背後に於て救國團體、國民黨系上海市總工會、上海忠義會等が策動したる結果、多分に政治的色彩が添加されたのは事實である。

(2) 工人側の要求條件

今次罷業に際しては工人側より資本家側に對しては何等の具體的要求條件をも提出せず、僅かに(一)十一月九日同興紡織株式會社第二工場構内に撒布してあつた在滬各日本紡績工場代表と署名せる傳單(二)十一月十一日午前六時滬東黃興路に參集せる上海紡、同興紡、東華、大康等の工人約一千名が請願の爲上海市政府に向はんとしして中國官憲に解散を命ぜられ小競合を演じた際に、現場に於て撒布

せられたる上海紡績第一、二、三、四、五、工場同興東華の紡績工場全體工人の署名ある傳單(三)十一月十二日滬東方面の工人間に頒布せられたる大康罷工工人聯合會の署名ある傳單(四)十一月十二日同興滬東方面の工人間に頒布せられたる裕豐罷工委員會の署名ある傳單等の内容に依つて、工人の要求が那邊にあるかを察知し得る程度に過ぎない状態であつた。今之等四種の傳單に現はれたる工人の要求を摘記すれば左の如くである。

(イ) 十一月九日同興第二工場内に於て發見せる傳單に記載されたる要求

- 1、工賃十分の二を増額せよ
 - 2、食事後一時間運轉を停めよ
 - 3、一人の工人も解雇するを許さず
 - 4、一人の工人も拷問し毆打するを許さず
 - 5、日曜日の居残に反對す
- (ロ) 十一月十一日黃興路にて撒布せる傳單に記載されたる要求
- 1、工賃百分の十を増給せよ
 - 2、一二八事變前の賞與金制度を復活せよ
 - 3、米手當を復活せよ
 - 4、毎日一時間休憩せしめよ
 - 5、今後故なく工人を解雇せざること

(八) 十一月十二日滬東工人間に頒布せられたる大康罷工
工人聯合會の署名ある傳單に記載されたる要求

- 1、工賃を二割増給し之を通報に明記すること
 - 2、毎月四日分の賞與を出し日曜日の居残を廢止すること
 - 3、理由なく工人を解雇せざること
 - 4、運轉を停めても罰金を取らず工人を毆打惡罵せざること
 - 5、食事時に一時間運轉を停め午前午後に一時間休憩すること
 - 6、毎日三錢の米傳票を出すこと
 - 7、休業期間中も普通の工賃を支給すること
- (二) 十一月十二日滬東方面工人間に頒布せられたる裕豐
罷工委員會の署名ある傳單に記載せられたる要求
- 1、工賃を百分の二十増額すること
 - 2、食事時に一時間休憩すること
 - 3、賞與を復活すること
 - 4、工人を解雇し或は毆打惡罵せざること
 - 5、織布部精紡部は時間外操業を爲さざること
 - 6、日曜日に半日作業すれば一日分の工賃を一日作業すれば二
日分の工賃を支給すること
 - 7、前に解雇せられたる工人を復職せしむること
- 以上四種の傳單に現はれたる共通の主要要求を擧ぐれば
左の如くである。
- 一、工賃を増給すること(一割乃至二割)
 - 二、賞與制度を復活すること

- 三、米手當を復活すること
 - 四、故なく工人を解雇せざること
 - 五、故なく工人を毆打惡罵せざること
 - 六、日曜の居残を廢止すること
- 又二十四日内外棉(第一、二、三、四、五、六、七、八
九工場)日華(第三、四、五、六、七工場)同興(第一、
二、工場)豐田(第一、二、工場)上海紡(第一、二、三
四、五、六工場)大康、裕豐及公大の各工場代表四十餘名
が今次の怠罷業の調停に乗出せる青帮の首領たる上海市地
方協會長杜月笙と會見せる際に提出せる工人側の要求は左
の五項目であつた。
- 一、工賃を一割増額すること
 - 二、一・二八事變前の賞與金制度を復活すること
 - 三、毎日休憩時間を一時間とすること
 - 四、故なく工人を解雇せざること
 - 五、工人を毆打惡罵せざること
- (三) 解決條件
- 今次罷業の調停に乗り出した上海市地方協會々長杜月笙

と船津在華紡績同業會との間に十一月二十六日協議纏つた
解決條件は

- 一、工賃を百分の五増給すること
 - 二、毎月の賞與金制度は獎勵制度と改め成績優良なるもの
は各工場に於て適宜増給し工賃を増額して之を獎勵する
こと
 - 三、故なく工人を解雇せざること
 - 四、工人を毆打惡罵せざること
 - 五、毎日の作業を十二時間とすること
 - 六、時間外作業せる時は其居残りせる二時間に對して別々
に工賃を給すること
 - 七、食事時に三十分間運轉を停止すること
- で右條件を以て罷工々人は十一月二十六日朝より一齊に復
業せしむることに船津杜間に協議が纏つた。而して右船津、
杜兩者の申合せは一般的の解決條件で、直接工場側と工人
との間に妥協成立せるものも若干あつた。同興紡第二工場
及日華紡第一乃至第七工場の如きは其の一例である。

(4) 罷業の経過

今次の罷業は十一月六日上海紡第四工場の怠業に端を發
し次で同八日夜上海紡織第二、三、工場、同興紡第二工場
及東華紡工場工人の罷業となつて以來十二月六日日華紡第
一、二工場浦東工場の再罷業の解決に至る迄の間罷業は三

十一日(此間十一月二十八日より十二月二日迄は各社共操
業)間に亘り八會社二十六工場三萬八千九百餘人の工人を
其の禍中に捲き込んだ、今次の罷業に際し全然波及を免れ
た工場は左の如くである。

- 上海紡第六工場 (毛糸)
- 裕豐第一、三、四、五工場 (第二はなし)
- 公大第一、三工場 (第三精糸)
- 同興第一工場
- 内外第一、二加工場 (染色)
- 東亞製麻工場
- 日華第八(華豐) 工場(在吳淞)

(5) 今次の罷業に現はれたる特殊現象

今次の罷業が待遇改善を主とする經濟的要求の爲に發生
せることは前述の通りであるが、此の争議に際し工人側の
戦法は全く従來の夫れと其趣を異にし、指導者は潜行的に
活動して全然其鋒先を現はさず、且つ

- 一、罷業の急先鋒は年少女工のみにして何れの工場に於て
も男工は殆んど我關せずの態度にて之を傍觀し居り
- 二、代表も出さず又具體的要求條件も提出せず而かも比較
的統制が採れ居り、會社側をして對策を講ずるを得ざら
しめた。

三 罷業の背後關係

今次の在滬邦人紡績工場工人の罷業は其發生當初の情勢より觀察する時は、單なる經濟的要求の爲に發生せるもので、何等背後に於ける策動は認められなかつたけれども、罷業發生後國民黨乃至同黨系工會、共產黨乃至其指導下に在る救國團體等が、工人群の指導權を把握すべく積極的に活動を開始したことは幾多の事實に依りて否むべからざる處である。

罷業發生後國民黨上海特別市黨部及上海市社會局は勞資爭議調停に乗り出したが、兎角工人側の要求を實現せしめんと努めた傾向があつた。背後に於て積極的に工人に働き掛け事實上工人の指導に當つたものは一は共產黨系分子の指導する救國團體で、一は國民黨系藍衣社乃至青帮の合作による上海總會と上海忠義會である。之等の活動狀況は左の如くである。

(一) 救國團體の罷業援助

昨一九三六年三月發生せる邦人紡績裕豐紗廠の罷工は共產黨系分子の指導する救國會の策動に依りて誘發せられたが、共產黨の新政策たる所謂抗日救國聯合戦線の結成を目指して活動する救國運動の指導者は、其後幾何もなくして上海日本人救國聯合會(昨一九三六年八月成立せる

上海工人救國會に合流)の組織運動を起し、邦人紡績工場に働き掛け七月上旬在滬日本紡績工場工人代表の名を以て上海各日本紡績工場工人に宛てた傳單を密發して滬東滬西方面の工人に配付した。今次の罷業發生直後の十一月九日同興第二工場内に於て撒布せられたる傳單は前記のものと同じ(用紙、インキの色、字體共完全に同一)のものなることが判明した。之等の事實よりするも救國會の邦人紡績工場に働き掛け及罷工の準備運動は既に六、七月頃より開始されて居たことを窺知するを得るであらう。而して今次滬東方面に於ける邦人紡績工場の罷業發生は救國團體の爲に絶好の機會を與へたもので、上海各界救國聯合會は十一月十二日共同租界靜安寺路上海女子基督教青年會に於て孫文誕辰紀念大會の名に於て開催せる各救國團體代表大會に於て特に滬東罷工工人代表を招いて反日的演説をなさしめ、席上に於て上海日商紗廠罷工工人後援會を組織することを決議し、會衆より罷工援助基金を募集して二百餘弗を得たのを初め、各救國團體に於て引續き罷工資金を募集することを申合せた。

救國團體中本罷工に關し最も積極的に活動したのは上海各界救國聯合會、上海學生界救國會、上海職業界救國會、上海婦女界救國會、上海工人救國會等で上海學生界救國會は十一月十四日附を以て「日本紡績工場華人工人の聯合罷

工に就ての宣言」と題する檄文を發出して罷工を支援し抗日を宣傳し、上海各界救國聯合會も亦十一月十五日附を以て「日本紡績工場罷工工人援助に關し全國同胞に懇請す」と題する抗日的檄文を發して工人を煽動する一方、十一月十二日各救國團體に依つて組織せられたる上海日商紗廠工人罷工後援會の名を以て全上海の大衆に呼び掛けた檄文を發して罷工基金募集運動を續行した。救國團體の募集したる罷業基金は總額四千弗に達せる由であるが、救國會は此の基金を以て滬東及滬西に於て十一月十五日頃より十一月二十四日に亘り罷工々人に米券(一枚五角)を發給した事實がある。又此外救國會が罷工の際に活動せる一二の例を擧ぐれば

(イ) 十一月十一日上紡、同興、東華等の工人約一千名が黃興路に集合して上海市政府に向つて請願示威を敢行せんとしたが、其當時の指導者は逃走中にて中國官憲より逮捕令を發せられて居た女辯護士史良であつたこと及其示威運動の先頭に押附てた白旗に上海工人義氣救國會と大書してあつた。

(ロ) 十一月十二日夕同共紡第二工場工人の出勤妨害を爲して居た爲に、工部局警察に連行せられたる中國婦人が上海婦女界救國會員たりし事實もある。

(ハ) 十一月二十三日佛租界工部局警察部の手に逮捕せら

れた救國運動指導者章乃器方に於て罷工援助の爲に作成せる米券(五角)が二千二百枚發見せられた。

(ニ) 十一月十八日豐田紗廠工人代表六十名を以て「豐田紗廠請願代表團」を組織して中山路を経て請願の爲上海市政府に至らんと企てたるものも救國會關係者であると言はれて居る。

而して救國會は罷工運動を救國運動に聯系せしめ、全上海日本紡績工場のゼネストを行ひ、更に之れを中外人經營の各工場並に電車バス等に擴大し罷工を政治罷工に進展せしめんと陰謀を企て、居た模様である。

而して救國團體は飽く迄も其初志を貫徹すべく執拗なる活動を續け、罷業が殆んど終熄せんとせる十一月二十四日に至り又々滬西日本紗廠罷工委員會の名を以て「工友に告ぐる書」と題する煽動的檄文を日本紡績工場の工人に密送し、今次罷業に依りて犠牲せられたる工人を歴訪して氣脈を通じ、第二次罷業を敢行すべく策動しつゝある形跡がある。

(2) 上海市總會乃至上海市忠義會の罷業援助
上海市社會局及國民黨上海特別市黨部が爭議調停に乗り出し、表面的に活動せることは前述の通りであるが、藍衣社乃至青帮系の上海市總會と、上海市忠義會が今次の罷業に際し救國團體に對抗して工人群の指導權を把握せんと

して策動して居たことは想像に難くない。罷業解決の調停に立てる上海市地方協會長杜月笙と折衝せる工人側の代表機關たる上海市紡績業職工互助會の事務所は、現に上海曹家渡なる上海市忠義會内に在り、加之滬東に於て工人の出勤妨害をなしたる故を以て工部局警察に逮捕せられたる者の内に、一二忠義會關係者が介在して居た事實もあり、更に今次の罷工を機會に上海市忠義會は滬東に分會を新設した模様もあり、救國會は上海市忠義會一派を目してフアンストナリと稱して居るが、忠義會の構成分子は藍衣社員青幫員等であると言はれて居る。

中國官憲は救國會指導者が罷業を煽動した故を以て救國會に對する彈壓を開始せる結果、救國會の運動は大頓坐を來したので今後に於ける勞働運動は上海市總工會と上海市忠義會とに依りて指導せらるゝものと認められる。

四 邦人紡績の罷業と前後して發生せる中外人經營紡績工場の罷業等

邦人紡績の罷業と相前後して發生せる上海に於ける中外人經營紡績工場の罷業は何れも待遇改善要求に依りて發生したもので、邦人紡績の罷業と相關々係にあつたものと認められる。之等中外人經營紡績工場にして罷業せるものを參考まで左に列記する。

十月二十五日	二十六日	緯通	滬東
十一月二日	五日	中新第六廠	滬西
十一月四日	九日	恒豐	滬東
十一月四日	六日	中新第七廠	滬東
十一月五日	六日	永安第一廠	滬東
十一月七日	—	永安第三廠	滬西
十一月十日	十一日	中新第一廠第八廠	滬東
十一月十一日	—	仁德	滬東
十一月十三日	—	中新第九廠	滬西
十一月十四日	十八日	新裕	滬東
十一月十五日	—	統益	滬東
十一月十七日	—	大豐	滬東
十一月十八日	—	恒大	滬東
十一月二十二日	—	怡和麻袋廠	滬東
十一月二十日	—	恒豐	滬東
十一月三十日	—	中新第二廠	滬西
十一月十四日	—	中新第五廠	滬東
十一月十二日	—	操業開始	怡和紗廠

尙邦人紡績工人罷業の一原因を爲したる從來閉鎖中なりし紡績工場にして、最近操業を開始せるものは左の如くである。

上海ソ聯邦居留民俱樂部創立大會の開催

上海ソ聯邦居留民俱樂部創立發起人會は昨年十二月十三日午前十時より共同租界北四川路五二三號アイシス映畫館（上海大戲院）に於て上海ソ聯邦居留民俱樂部創立大會を開催し同俱樂部創立の件を決議したが、俱樂部に充つべき建物は目下佛租界巨額達路及亞爾塔路角アルバードガーデンス及佛租界福照路七三九號の二個所を候補家屋として物色中の趣きである。次に俱樂部設立の経緯並に大會の狀況等を掲げん。

一 上海ソ聯邦居留民俱樂部創立の経緯

本年五、六月頃より上海在留ソ聯人間に歸國者同盟設立の議起り、寄々協議を重ねると同時にソ聯邦總領事館の意向を打診し居る模様であつたが總領事館當局は今秋に至り在留ソ聯邦人の統一機關創設は緊急事なる事勿論なるも、「歸國者同盟」なる名稱は既成團體たる不歸國者同盟（ソ聯邦當局の歸國命令を拒絶し海外に殘留せる元ソ聯邦人に依りて組織せられたる團體で現在は有名無實である）との對立抗争を主眼とする政治的團體なるやの感を與へ、其の對外的發展に障害となるのでより廣汎なる目標を有するソ聯邦人俱樂部の如き名稱を冠する社交機關を設立しては如何との意思表示をしたとかにて、茲に上海在留ソ聯邦人俱樂部創立發起人會を組織し具體的計畫を進めるに至つた（發

起人の氏名は次項に列挙せる役員と全然共通してゐるので省略）而して發起人會は昨年十二月十三日ソ聯邦人大會を開催したが、右開催前その作成せる計畫案の審議を求むるが爲め其機關紙チャイナ・デリー・ヘラルド紙並にノース・チャイナ・デリー・ニユース紙上に何れも露文にて大會開催の豫告を掲載し、參加者の資格條件をソ聯邦旅券携帯者に限定した。

二 創立大會の狀況

大會は十二月十三日（日曜日）午前十時より上海共同租界北四川路五二三號アイシス映畫館に於て開催せられ、舞臺正面はマルクス、レーニン、スターリン其他現ソウエト政府要人の寫眞並にソウエト國旗を以て飾られ、參會者約二百五十名にして定刻發起人會々長エム・スウレーウ

イチ先づ開會を宣すると同時に、本大會議長及秘書選舉の件を提議し其の結果議長にエヌ・エス・ゼフィーロフ秘書にアイ・エム・ザ・ツクヘイムが當選し、次いで總領事アイ・アイ・スピルワネクを名譽議長に推す可しとの緊急動議あり満場一致を以て之を採擇し、總領事は拍手喝采裡に名譽議長席に着き全員の起立を求め、ソウエート國歌インターナショナルを合唱した。

次いで日程に入り劈頭議長は俱樂部創設の意義を評述し(一)上海ソ聯邦人俱樂部定款草案、(二)同豫算案、(三)役員及審査委員會の構成等三件案を逐次上程審議し、若干の訂正を加へたけれども一瀉千里に原案を可決し、更に役員選舉に移つたが、役員候補者は總領事館側と打合せの上豫め選定せられ居り、會場に於て参加者一同に候補者名を列記したる用紙を配布し、單に之れに記號を附するのみの無記名投票であつたけれども實際上投票は形式に過ぎない狀況であつた由である。當選せる役員は

- (一) 幹事會(十一名)
- 副會長 アイ・エヌ・シビリベルグ(ソウエート各機關囑託)
 - 會長 エヌ・アイ・ダニレフスキー(元東支鐵道理事)
 - 幹事 アイ・ビー・ミロシニコフ(女) 不明
 - 書記 アイ・エム・ザツクヘイム(チャイナイ・デリー・ヘラルド社幹部)

- 幹事 ブイ・エヌ・イワノフ(チャイナイ・デリー・ヘラルド社記者)
- 同 アイ・ジー・サヤデヤンツ(ソウエート映畫製作所上海代表)
- 同 ブイ・ブイ・レーベテワ(女) 不明
- 同 アイ・エー・カルケス(チャイナイ・デリー・ヘラルド社記者)
- 支配人 エム・エヌ・スウレウイチ(ソウエート商船隊代理店、ユニオン・シツピング、エーゼンシー社長)
- 同 ジー・エー・デトフ 不明
- 幹事 エム・エヌ・トウルチン(洋服商)
- 會計係

- 同候補者(六名)
- アイ・アイ・ドルウリイ(元東鐵幹部)
 - ブイ・エヌ・デルビンスキー(元東鐵上海出張員)
 - エル・ゼツト・シヤビロ(リョラ樂器店々主)
 - エー・エヌ・ルイビン(元全露中央購買組合上海支部員現毛皮商)
 - ワイ・ワイ・チエルニコフ—オスツフスキー
 - エヌ・エヌ・ゼフィーロフ(元東鐵上海出張所長現在出版業を營む)
- (2) 審査委員會
- 委員 アイ・エム・クララフスキー(元全露中央購買組合上海支部員)

- 同候補者(二名)
- アイ・エム・パウムズベイゲル(ソ聯邦商人)
 - アイ・ジー・カルニツキー 不明
 - アイ・ジー・スウテイン 不明
 - デ・エフ・ロワストフ 不明

役員選舉前の休憩中寄附金募集に關する提案あり、募集の結果一千二百二十弗を收集し俱樂部基本金に繰入れたが、俱樂部豫算中には總領事館よりの相當額の援助金も計上されて居ると云ふ。

役員選舉終了後議長の發議に依り在上海ソ聯邦人大會の名に於て莫斯科政府に挨拶打電方を決議したる後、アイ・エヌ・スピルワネク經營者の提供に係るソウエート新短編映畫三種を鑑賞して午後一時議長は大會の閉會を宣し、ソウエート航空行進曲の奏樂裡に散會した。

三 俱樂部創設の目的

本俱樂部の目的が在留ソ聯邦人の一致團結と政治的教養文化普及に在ることは勿論であるけれども議長は本俱樂部

を以てソ聯邦文化本部なりと宣言してゐるのみならず、定款第四條は『ソ聯邦國籍を有せざるものと雖も客員として正會員同様本俱樂部一切の施設を利用することを得』と規定して居る處より見れば、本俱樂部は實に對内的意義を有するのみならず對外的には文化宣傳の本據を爲すものとも觀察するを得る。又常に内訌を以て終始し未だ統一の曙光をさへ見るを得ざる白系露國人は、右の如き強力なる在滬赤系ソ聯邦人自治機關の出現に對し何等の對策を有せず自らの無氣力を痛感しつゝある。

中ソ國交が抗日運動と併行して著しき發展を遂げつゝある現在本俱樂部創設の計畫が具現するに至つたのは決して偶然ではない。而してその創立と日を同じうして今次の西安事件に關する第一報が報道せられたのは偶然の符合なりとは言へ興味ある現象で、西安事件が中ソ國交に如何に反映するや本會の將來を卜するに足る鎖鑰となるであらう中國に於ける人民戦線の消長に本會が如何なる役割を演ずるやは刮目に値するものと思料せられる。(S・K)

中國官憲の救國運動指導者一齊檢舉

去る十一月二十三日上海市政府の命令により上海市公安局が主動となりて上海共同、佛兩租界工部局警察の援助の下に全國各界救國聯合會の指導者たる沈鈞儒、章乃器、鄒韜奮、王造時、李公樸、沙千里、史良等を一齊檢挙し、其の後も引續き一味の檢挙をなしたが、次に右檢挙狀況並救援運動等の狀況を掲げることとする。

一 救國會指導者の檢挙狀況

全國各界救國聯合會常務理事にして上海各界救國聯合會常務理事たる左記七名は、去る十一月二十三日午前二時三十分上海市公安局の要求により上海共同租界及佛租界の各工部局警察の手に逮捕せられた。

- 沈鈞儒字衡山 住所 上海愚園路桃源村五十三號 職業 上海法學院教授長、上海律師(辯護士)公會々長
 - 章乃器 住所 上海佛租界英租界路蘇里二十四號 職業 著述業(經濟學者)
 - 沙千里 住所 上海愛文義路五二四街十四號 職業 辯護士
 - 王造時 住所 上海地豐路七號 職業 辯護士
 - 李公樸 住所 上海愚園路亭昌里二十四號 職業 龍才職業補習學校校長兼龍才圖書館長
 - 鄒韜奮 住所 上海佛租界辣斐德路六〇一弄四號 職業 著述家
 - 史良(婦人) 住所 上海佛租界辣斐德路辣斐坊一號 職業 辯護士
- 而して右七名は逮捕せられて後李、沈、王、沙、の四名

七名逮捕後更に佛租界工部局警察は上海市公安局の要求に依り十一月二十六日共同租界明園路一三三號に事務所を置く上海徵信所(我が興信所に類するもので章乃器の經營)所員姚士彦を佛租界内に於て逮捕したが、同人は上海各界救國聯合會の秘書長で中國共產黨に加盟して居る模様で、身柄は江蘇高等法院第三分院の判決により十二月二日上海市公安局に移送せられた。

而して今回の救國運動指導者檢挙は共同及佛兩租界工部局警察に對し逮捕方を要求せる上海市公安局第二科長洪起より

「上海市長は南京政府より上海各界救國聯合會なる名稱を以て知らるゝ抗日秘密結社の領袖逮捕方訓令に接したり」と通知せる事實に依りても明白なる如く、國民政府の訓令に依りて發動せられたもので、更に引續き救國運動の中下級指導員百三十餘名をも檢挙することとなつて居る趣きで同時に左翼的雜誌二十八種、左翼的書籍五十三種の發行禁止を命じたと言ふ。

尙ほ今次の救國會主催者の一齊檢挙に於ては沙千里、鄒韜奮の家宅に於ては共產黨の文獻を發見し、章乃器の家宅に於ては今次の日本紡績工場「上海日商紗廠罷工工人後援會」の加入申込書四千部及罷工工人に交付すべく作成せる米券(五十枚一冊)

は江蘇高等法院第二分院に又章、鄒、史の三名は同第三分院に押送せられた。(租界内に於て工部局が逮捕したる支那人の支那側官憲への引渡手續に付ては、工部局は先づ被逮捕者を法院に送致し法院が引渡に關する判決を爲したる後支那側官憲に引渡すことと成つて居る)右七名は一旦法院より保釋せられたが(右保釋は市政府側と法院側との連絡に手違ひあつた趣)其後官憲側に於ては二十三日午後再び右の者等に對する逮捕狀を發出し李、沈、王、沙の四名は其翌二十四日午前二時各住所に於て逮捕せられ、一方佛租界に居住する章、鄒、史の三名の内鄒、章の兩名も亦二十四日午後逮捕せられた。史良のみは保釋せられた儘逃走して一時所在不明であつたが十二月卅日に至り自發的に江蘇高等法院檢察所に出現自首したので即日同檢察處に拘留せられた。逮捕せられたる前記六名は何れも法院より身柄を上海市公安局に引渡すべき旨の判決あり、李公樸、沈鈞儒、王造時の三名は十一月二十四日、沙千里は十一月二十五日、章乃器、鄒韜奮は十一月二十八日夫々兩租界工部局より上海市公安局に引渡されたが、同局は十二月四日右六名を蘇州に在る江蘇高等法院檢察局に送還し日下取調中である。右

四十四冊並に上海學生界救國會の文書數通を發見し、其他の被逮捕者の家宅に於ても抗日文書を多數發見したる趣きである。

二 救國會主催者檢挙に關する上海市政府の聲明

上海市公安局が沈鈞儒等七名の救國會の表面的指導者を一齊檢挙したことは、被檢挙者が何れも社會的に知名の士なる關係上中國官憲の大英斷なりとして其後の處分如何に對し深甚なる注意が拂はれつゝあるが、上海市政府は十一月二十五日本件に關して左の如き聲明書を發表して逮捕の原因並に其の處置に對する態度を明らかにした。

李公樸等は不法に所謂「上海各界救國會」を組織して以來名を救國に托し勝手に謠言を放ちつゝあるが、其の意圖は人民の政府に對する信頼を傷けんとするものにして、最近共產黨と結託して妄りに人民陣線を高唱し、階級闘争を煽動し、更に國民政府を顛覆して國防政府を組織することを主張する等の事あり、此等種々の謬説は何れも嚴重なる檢察を加ふるの要がある政府當局は一年余に亘り極力穩健寛容なる態度を持し、苦心勸諭する處があつたけれども彼等は毫も覺醒する處なきものゝ如く、終に言論より諸種の行動と爲り上海總罷業を計畫し、以て治安を擾亂し政府を顛覆せんと企圖に出でたことは已に確證がある。現に緩遠動搖の緊急なる時に於て後方は最も鞏固なる

を要するものあり、緊急の處置を講じて事を未然に防止せざるを得ざるに至つた。

國難の重大なる今日、全國上下は正に一致努力の時である。斷じて少數奇激分子の妄動を許さず、李等は逮捕後法に依り審理すべきも、該救國會内には尙ほ共產黨分子が潜伏し居るので已に員を派し市黨部と共に嚴に調査し、奸賊の艾除を期せらんとす。之れを要するに本市政府は治安維持の責任あり、數十萬工友が煽動に乗ぜられ流離生活を失ふことを庶視するに忍びず且つ三百餘萬の人口を有する都市をして彼等の陰謀煽動に依つて之を無秩序の状態に陥らしむるを得ないのである。

三 救國會の救援運動

中國官憲が全國各界救國聯合會及上海各界救國聯合會の主腦者を一齊檢舉したことが、救國運動に對して大打撃を興へたることは言ふ迄もなく、救國會内に潜伏する左傾分子は極度に狼狽して居り、彼等は「官憲の救國運動の最高指導者に對する一齊檢舉は救國會に對する大彈壓の開始にして必然的に檢舉の手は救國會の中下級幹部に對しても延ばされるであらう」とて大恐慌を來せる模様であるが、一面救國會の中堅分子は官憲が愛國運動者たる沈鈞儒等を逮捕せることは不法であるとして其釋放運動を起し、去る十一月二十四日附を以て全國各界救國聯合會の名を以て緊急通電及緊急宣言を發して全國民衆に呼び掛けると同時に、沈鈞儒等七人非法被捕後援會を組織して右名稱の下に被逮捕者の釋放方要求に關する宣言を發出し、一般に配付し之と併行して左の如き字句を印刷せる用紙に署名を求むる所謂署名運動を起した。

「愛國同胞沈鈞儒、章乃器、鄒韜奮、王造時、李公樸、史良、沙千里の七氏は突如本月二十三日愛國運動をなせる爲めに本市公安局と共同、佛兩租界工部局警察の協力により逮捕せられた聞く處に依れば近々審判せられる趣であると、同人等は正義に基き良心の命ずる處に依り全力を擧げて此等諸氏に對する最後の保證を爲さうとする。

- 一、審判を公開すること
- 二、即時無罪を宣告して釋放することを要求する。

而して右署名運動に對し既に署名せる人物中には馮玉祥、宋慶齡、何香凝、馬相伯等の名も擧げられて居る由で、此の運動の結果は一括して當局に提出し其の採擇を要求せんとするものであると言ふ。前顯沈鈞儒等の釋放運動に付ては救國會自體の運動として救國會は前記の如き署名運動をなす外、救國運動の支持者たる故孫文未亡人宋慶齡は二十四日飛行機にて南京に到り、中央黨部及國民政府に對して沈鈞儒等の釋放方を要求し、馮玉祥、于右任、居正等を歴訪し釋放運動援助方を懇請する處があつた模様である。

四 宋慶齡等の七領袖釋放運動

全國各界救國聯合會の幹部にして遠東反戰同盟の委員たる故孫文未亡人宋慶齡は、沈鈞儒等の檢舉せられたる直後其釋放運動に暗躍すると同時に、十一月二十六日附を以て左の如き聲明を發出して沈鈞儒等の逮捕が日本の要求に依つて爲されたものなることを公表した。

宋慶齡が全國各界救國聯合會七領袖被捕に就て爲したる聲明

余は全國救國聯合會執行委員の一人にして全國各界救國聯合會の七領袖が逮捕せられたに鑑み特に抗議を提出して此等違法逮捕に反對し、諸領袖を全然根據無きに罪に問ひたることに對し反對するものである。

理解ある人士は凡そ此種の逮捕及び罪名が何れも日本帝國主義者の影響の致すところであることを良く知つて居る此の種の背景を有する逮捕なることの最も明瞭な證據は、日本新聞（上海日報、上海毎日新聞）が本日突然余が今朝佛工部局に逮捕せられ、共產黨の活動と第三國際に關係を有するものであると傳へて居ることである。或は日本新聞は已に余を逮捕せんとする事前の消息を獲得して居たかも知れぬが、若しそうならば余の云ふ處は實際少しも間違ひないのである。

全國救國聯合會の者がよく知つてゐる其の目的は、全て政府と人民の一致を促進し聯合戦線を樹立して日本の侵略に抵抗することである。

日本帝國主義者が勝手な言辭を以て挑撥することは反對に、救國會は最早や共產黨を擁護せず政府に反對するものではない。之等の罪名は全て日本帝國主義者が故意に造出したものであつて、中國政府との間に悪感情を發生せしめ是れに依つて政府と人民を分裂し以て其の陰謀を遂げやうとするものである。

痛烈な逮捕に遭ひ罪無きに酷罪に問はれたとは謂へ救國會は猶ほ自己の心情を再び表明せんとするものである。即ち救國會は政府に對しては反對するものではなく彼等は反共產黨を擁護するものではない。彼等は全國人民の政治、信仰、黨籍の不同區別なく聯合戦線を成立して民族解放戦争に従事することを促進せんとするものである。

余が若し日本人側の此種策略を指摘し完全に彼等の意表に出ることを得るならば、幾分は中國人民の反日的忿怒と愛國熱誠を誘引することが出来るのである。

余個人に對し罪名を以て攻撃するに至りては之れは一笑にも値しないし余は又之等日本新聞の侮蔑に對しては反駁もしない。即ち彼等常習の誹謗したり流言を放つたりする卑劣な宣傳はも早や説明の要はないのである。

救國會の七領袖は已に逮捕されたが然し中國にはまだ四億の人民が居り彼等の義憤は壓迫出來ないのである。日本軍閥等に些か注意してやらう！ 彼等には七領袖の逮捕を指出することは出来ても然し全中國にはまだ四億の人民が居ることを！

全國各界救國聯合會
執行委員會

宋慶齡

十一月廿六日

宋慶齡は右個人の聲明に續いて更に十二月十六日附を以て馬相伯（馬は南京に轉居せるが同人の轉居は國民政府に強要せられたる結果なりと謂ふ）及何香凝と連名にて「七領袖逮捕事件に關する宣言」を發表して愛國運動者逮捕の非法を論難し、一切の内戦を停止し即時對日抗戰することを主張した。

五 全國各界救國聯合會の救援運動

沈鈞儒等が檢舉せられたる直後全國各界救國聯合會は十一月二十四日附を以て「全國各新聞雜誌社を通じて全國各人民團體に宛てたる通電」及「沈鈞儒、章乃器、李公樸、史良、王造時、鄒韜奮、沙千里等諸領袖が故なく逮捕せられたる事に關する緊急宣言」を發出せる外各救國團體聯合

の「沈鈞儒等七人非法逮捕後援會」を組織する等各救國團體が其の釋放運動に暗躍しつゝあつたが、全國各界救國聯合會は更に十一月二十七日附を以て左の如き「七領袖が無實の罪にて逮捕せられたることに就て當局及び全國民に告ぐる書」と題する檄文を發して上海市政府の「救國會主腦者檢舉に關する聲明」（前項參照）に反駁を加へ、其の逮捕の非法を論難して逮捕者の釋放を要望する處があつた。

全國各界救國聯合會の七領袖が無實の罪にて逮捕されたことに就て當局及全國々民に告ぐる書

本會の領袖沈鈞儒、章乃器、李公樸、王造時、史良、沙千里、鄒韜奮等が當局の手に無實の罪にて逮捕せられて後上海市當局は既に二十五日正式に諸領袖の被捕原因を以下の如く公布した！（前項「救國會主腦者檢舉に關する聲明」と同様に付省略）

凡そ此の逮捕せる原因として云々せる事項は、本會全體同志が之れを讀んで均しく愕然たらざるを得ないのである。蓋し上海市政府は全市の最高行政機關であつて、凡そ其の云々する所必ず根據、事實あるを要し、而してこそ始めて人民を説服することが出来るのであるが、惟ふに其の上述せる諸領袖平常の行動は本會同志の知つて居る真相と全然符合して居ないのである。

茲に各界の人士が此の真相を見極められんこと及び當局

が或は漢奸の造出せる謠言を陰蔽するを恐れ爰に救國會の種々の經過及び當局の本會領袖が法規に抵觸すると稱する各點を以下一々申述し賢明なる當局及全國人士の御諒察を希ふものである。

市政府當局が目下本會領袖の「嫌疑」として述べて居るところは左の二點に外ならない。即ちその一は本會は即ち非法組織にして人民の政府に對する信頼を破壊し以て共產黨と結託する等と云ふに在り、二つには本會領袖は罷工風潮を煽り密かに治安擾亂を圖るものであると云ふにあるのである。

先づ其の第一點に就て云へば本會は即ち人民自動組織の救國團體であつて成立以來已に一年を経過して居るのであり、即ち人民が組織の自由、集會の自由を有することは世界各民主國家人民の當然有すべき權利であり、且つ本會の組織せるは其他の性質を有する團體では無く救國の爲めに組織してある團體であり、人民は其の他救國團體以外の團體を組織するの自由はないが救國團體を組織するの自由は持つてゐる筈である、此の一年來の本會の凡ゆる行動は事前は何れも政府當局に書類を提出してその同意を求めて居り、本會が最近中華民族衛國將士後援會等に參加し、更に其他各公團、各協會と共同組織するに至りては之等は何れも本會が一公開團體であつて秘密團體ではなく、猶ほ一救

國團體であり其他の性質を有する團體では無いことを證明するに充分である。

假令組織當時或は手續上に缺けたる點があつても、政府當局の責任者は數次本會領袖と會見した時に於ても亦公開提出を承諾して居り、事後に於て「非法組織」の罪名に問はれても之に承服することは出來ないのである。此れが其の一であるが、加之本會成立の目的が人民の政府に對する信頼を削減するに在ると言ふに至つては、本會同志が如何に考へてもそれを理解することは出來ないのである。

本會名は救國に屬し、即ち其の組織目的が救國に在ることとは明かに表示した事實であつて、本會が此の一年來發表した所の言論、主張、文件、目的は何れも政府に對し立ちどころに内争の停止を要求し、一致對外を主張するものであり、之れは文件に依つても證明することが出來、決して他人の誣蔑を許さぬものである。

本會が政府に對し抗日を要求するは即ち本會は猶ほ政府が民意を受け繼いで立ちどころに抗日することが出来ることを信するに因るものであつて、決して所謂人民の政府に對する信頼を削減しやう等とは少しも考へて居ないことを立證するものである。

且つ一國の政府が人民の信頼を得やうとするならば爲すべき所の事業、即ち人民の要求を速に實現し以て人民の要

求を受容れるものであることの証明を爲すべく、而して人民の要求提出に對しては決して高壓手段、威嚇或は逮捕等の手段を用ひてはならぬのである。

過去一年來本會の領袖及び同志は國事の日増しに切迫するを感じ居り尙ほ政府に明確な抗日の表示なき爲救國會の組織を發起し、以て人民の公意を集中し政府に抗戰即行を要求せざるを得なかつたのである。

若しも政府當局が早く明確な抗日表示をして居たならば本會の領袖及全體同志は市當局が領袖被捕原因中に發表してゐる、本會同志が人民の政府に對する信頼を弱めんとするものであると云ふが如きは之を欲しても出來ないことではないか？

本會が全國各黨各派聯合して共同抗日を唱導するは此の事實に依るものである。本會が各黨、各派聯合して共同抗日することを唱導する原因は實に過去二十年來中國人自身が互に相殘殺してゐることを知らないことに鑑みたものであつて、本會は成立以來再三「内訌はしてゐても外侮は防ぐ」ものなることを唱導したのであり、國難斯く重大なる今日に於ては此の説も亦必ず全國人の受容れる所であると考へるものである。

惟ふに全國各黨各派が聯合しやうといふ主張は決して共產黨と聯合したとかしないとか云ふことではないのである。

り、而して本會の凡有る主張は抗日を即行することを主張する一事以外は何れも共產黨と同一な點なく國民黨中の人士とも亦本會が聯合を主張するものであつて且つ已に聯合してゐるのである。

併し乍ら當局は本會が國民黨中の人士と聯合したのを「國民黨と結託」したとは見做さないで、本會の文件中に全國各黨各派聯合を主張してゐるのに對して直ちに「共產黨と結託」した證據であるとすのは此れ亦本會同志の其の解釋に苦しむところである。

聞く所によると市政府當局は七領袖を審問した時、會て或る雜誌の中から毛澤東が沈鈞儒、章乃器、鄒韜奮、陶行知に宛てた公開狀（此の公開狀は沈、章、鄒、陶の四人が會て「禦侮團結の數箇の基本條件と最低要求」と題する一小冊子を發行し其の中に各黨各派聯合、共同合作抗日の要求を提出したことあり、之に毛澤東が一公開狀を以て意見を表示したもの）が現はれたので此れを提出して救國會領袖が共產黨と結託した確證であるとされたことである。蓋し意見の發表は人民の自由とするところである。然るに意見發表後他人に對する反響の如何に依つて意見發表者がどうして其の責任を負はねばならぬのか？ 救國會領袖は全國各黨各派聯合し共同抗日すべきを主張し、其の主張後共產黨は公開狀を發表して其の意見を表示したが、此

の公開狀の受信者が直ちに共產黨だと云ふ理由は決してないのである。若しさうでなければ共產黨が先に尙ほ一公開狀「蔣委員長及全體國民黨中央委員會に致す書」を發表して居ることに依つて吾人は直ちに蔣委員長及國民黨中央委員全體が共產黨であると見ることができないのではないか？ 私に考へるに、民國十六年以來中國人民中の優秀分子にして共產黨の罪名に依つて無實の罪に逮捕せられ殺害された者が已にどれ程あるか解らず、民族の氣力が乏しくなつたことも實に甚だしいものであつて、此の様に國難の重大な今日、本會の領袖は遂に亦上海市當局の爲めに斯様な罪名に問はれ、而して當局も亦詳細に人民黨派の立場を追究する許りで抗日問題を顧みないのは、實に當局の爲に惜しむばかりでなく全國人民の禍とする所である。

市政府當局の説明する本會領袖の罪狀の第二は即ち本會領袖が罷工風潮を煽り治安擾亂を陰謀するものであると云ふのであるが、此の點に對しても本會同志は上海市當局が何を根據に斯く云ふのか全く解らないのである。

救國會成立以來の數次の行動は何れも請願、國難記念及び孫中山先生の記念の類に外ならず、原則上之は皆人民の爲の行動である許りでなく且つ其の行動は極めて穏かであり、常軌を逸する様なことはしなかつたのであつて、今次上海日本人紡績工場工人が罷工するに至りたるは確かに該

工場工人が日本帝國主義資本家の壓迫を忍ぶに堪えず、彼等が自動的に罷工したものであり、日本人工場の工人は多く「包身工」(譯者註、年期を定め親方に)であつて其の壓迫、搾取、剝奪の慘酷なことは未だ會て見ない極悪の状況であつて、工人は之等の壓迫に堪えられぬ爲に罷工したもので、決して非法の罷工ではなく、而して此の數萬の飢寒に迫つてゐる罷工工人に對し救國會方面の人士は其の慘狀を憫み之に援助したが、之れは人情として當然のことと且つ今次の罷工工人を援助するものは獨り救國會のみでなく、尙ほ本市其他各慈善團體がある！ 況んや今次の罷工者は何れも日本紡績中の被壓迫華工であり、中國人が中國人を援助するといふ立場からも當然のことであつて、獨り原則上のみならず救國會方面は罷工後の工人生活に對し援助を與ふべきで、中國政府も亦之等何事も告げない華工に對して援助を與へ支持し、或は華工に代つて日本工場側に對して抗議を提出すべきであり、所謂救國會が上海總罷工を發動せんとして居る等と云ふは漢奸が謠言を放つた以外何も外に理由がないのである。

要するに救國會は人民が自動的に組織した一救國團體であり、救國會が會て救國會の名義を用ひて提出してゐる主張は全て救國會側責任者の均しく否認し或は言譁しやうとするものではない。惟ふに救國會の眞の主張真相は他人が

勝手に歪曲し又は誣蔑せれることを欲するものではないのである。

今次市公安局は本會の七領袖に何等罪證がないのに英佛租界工部局と共同して逮捕したが、之れは法律上から云へば實際違法であり、領袖自身に就て云へば全く無實の罪である。

本會は會て發表した宣言中に此の行動が目前の情勢に於ては全く客觀上敵人勢力を助長するものであることを表示し、又當局に對し被捕諸領袖を直ちに釋放することを要求したが更に茲に再び以下の如き聲明を發するものである！

本會は救國團體であり絶對に政府に對しては聊かも敵對行動を採らうとするものではなく、斯く緩速事件切迫し中華民族が生死存亡の秋に際しては、政府が若し眞に人民の信頼を取得しやうとするならば先づ抗敵の決心を明示し、第一に民衆が自動的に組織した救國團體に對し直ちに之が開放を認め、民衆に最大限度の救國自由を許すべきことである。

次に須く信を人民の前に明かにして、政府が已に希望する如く一切の内争を停止し、一致抗日する事を表示し、而して再び「剿匪」の名を用ひ神聖なる民族解放戦争を猶ほ發動せしめ或は他人に誤解せれないやうにしなくてはならぬ。其の三は全國の注意力を日本帝國主義者の侵略行動及び

上海に於ける救國團體は請願代表團を擧げする意味に於て「政治犯人釋放方要求」の示威運動を行ふべく計畫してゐる由である。

七 全國各界救國會の陣容整備と救國團體の今後の動向

全國各界救國聯合會及上海各界救國聯合會の指導者たる沈鈞儒、章乃器等七名が檢舉せられたことに依つて、所謂抗日救國聯合戦線結成運動に一頓挫を來せることは勿論で、沈鈞儒等が檢舉せられたる直後、救國團體内には左記三主張の對立を見た。

一、救國會を國民黨の指示通り正式に登録して指導者を國民黨中央より迎ふること
但しこの場合は會の組織は特に嚴密ならしめ大衆的力量を以て指導者を引摺つて救國會の傳統的主張を實行せしむること

二、救國會を地下運動に移し表面的には別個の名稱を以て公開的活動をなすこと

三、救國會を解散すること
而して右に關しては各救國團體代表聯席會議を開催して討議の結果第一の意見を採用し、國民黨を救國運動に引入るべしと言ふに意見の一致を見たるものゝ如く斯くて救國

日本帝國主義者が中國に對し行つてゐる漢奸活動に集中し再び赤誠の愛國者を犯罪人と爲すが如きことがあつてはならぬことである。

政府當局が眞に欲するは抗戦ではないか？

本會の全體同志はまさにこの三點を以て之れを觀察するものである。

全國各界救國聯合會

十一月二十七日

六 全國各界救國聯合會の政治犯釋放運動

全國各界救國聯合會は蔣介石が十二月二十五日西安にて楊虎城に對して表明せりと稱せらるゝ妥協條件の一たる「上海に於て逮捕されたる各領袖の釋放方を即時下令實行せしむ」との言葉を種に沈鈞儒等七名のみに限らず全政治犯人の即時釋放方を要求すべく、各救國團體に對して二月四日より十四日に至る間を政治犯人釋放運動週間として「政治犯釋放請願書」に對する署名運動を行ふべく指令し、其結果を取纏め上海に於ける各救國團體より五十名の代表を選出し、之等代表は署名表を携行して一月十四日前後南京に赴き、國民政府並に國民黨部に對して救國運動の七領袖並に全政治犯人の即時釋放を請願することゝなし居れる模様で、之等請願代表は目的達成迄は南京に踏み止まる一方

運動の當面の工作として七領袖の救援運動中に於て

一、領袖等の過去の言論、主張を國人に宣布すること

二、社會人士の領袖等の被捕に對する同情心を利用して更に我等の組織を擴大すること

三、積極的に救國會の主張をする

イ、各黨各派各階層の人士を聯合し

ロ、即時抗戦を發動し

ハ、民衆組織を解放すること

ことを提議し政府當局に對して此の意見を主張する處の領袖達を釋放する様要求すること

を決定し更に救國團體の擴大強化に努むることゝなつた模様で、各救國團體は左記の者を沈鈞儒等の後任として、全國各界救國聯合會及び上海各界救國聯合會の新幹部に推舉し其陣容を整備した。

諸青來

錢亦石 上海文化界救國會代表

楊東葦 上海婦女界救國會代表

沈茲九 上海國難教育社代表

張總林 上海國難教育社代表

彭文應

潘大遠 上海各大學教授救國會代表

許鵬飛

李曉夫 上海職業界救國會代表

楊錦才 斯くして救國團體の活動は西安事件後稍々活氣を帯びて來た様にも見受けられ、今彼は西北、楊虎城、于學忠、西

南、李宗仁、白崇禧、舊東北軍李杜、馬占山等の支持を得て抗日救國運動は愈々激化するものと觀察せられる。

(S・K)

上海市學生界救國會の工作綱領

上海に於ける學生の抗日救國運動の指導機關として去る十月十一日上海市學生界救國會を組織したることは本報第七十號掲載の通りであるが、次に該會の工作綱領を掲げることとする。尙該會は今次の邦人紡績工場の罷業に際しても矯激なる抗日的宣傳文書を發し或は直接罷工工人を訪問して罷業を煽動した事實もあり(別項参照)其の動向は注意を要するものと史料せられる。

上海市學生界救國會工作綱領

今次全國の救亡運動學生は先鋒任務を擔任するものであつて、「一二・九」「一二・一六」の事件に於て北平學生は光榮ある歴史の一頁を飾つた。文化の中心に在る上海學生も急遽之に参加激昂したが然し間も無く消沈した。其後上海學生の救亡運動、救亡工作は極めて少數學生の参加あるのみとなり、往々内部に陣營の分裂ありて歩調一致せず許多の力量は無形の中に消耗した。之は實に上海學生の認識不足であり、工作の不充分であ

り、亦上海學生の恥辱でもあつて、之等は元より此種錯誤に基くものであることを證明するものである。我々は聯合して起ち此の組織を成立し下記の工作綱領を規定し之を以て我々の目標とするものである。

一、上海學生の前線に立ち一切の救亡工作に参加すること

我々は上海學生中比較的認識を持ち且つ工作に熱情を有する學生であつて、勿論徹底的に中華民族解放の任務を完

て救亡運動の前線に立ち、一切の工作に對しては忠實勉勵最善の努力を盡し最も勇敢に之に参加すべきである。

二、落後せる學生群衆を教育すること

我々は救亡運動の先鋒であり、責任を以て廣大なる認識不足の學生群衆を教育せねばならぬ、我々は校内に既存の各種學生團體——同鄉會たると球隊、唱歌隊等の何れたるを問はず——に参加して凡そ學生の居る處、凡て我々の熱情を以て感化し、説服し、彼等の讀書に耽り國事を顧みざる錯誤觀念を打破し、彼等の受けたる一切の歪曲されたる理論を是正し、彼等をして救國、自己の身を犠牲にすることの利害關係を明瞭ならしめ、彼等の救亡熱情を高揚し彼等を組織して救亡陣線中に参加せしむべきである。

三、會員の各對象に依つて工作を配備すること

已に参加せる學生に對しては我々は是非共彼等の工作の指導を強化せねばならぬ。彼等をして具體的の工作無き爲に怠り懶け、遂に脱退せしむるが如きことがあつてはならぬ。

我々は彼等の小組生活を強化し、彼等の工作能力、工作對象周囲の環境を考慮し且つ具體的に工作を準備して彼等に與へ、或は彼等をして校内の壁報製作を擔任せしめ或は夜學の教師としての工作を擔任せしめ、或は又外部の宣傳等をも擔任せしむべきである。

四、自我教育

我々は他人を指導し他人を教育する爲には先づ自己の教育に努め、自己の能力を促進し自己の認識を高めねばならぬ。此の教育は下記三項に分つことが出来る。

A、理論方法

民族解放の路線、歴史、進化の法則、現世界の政治情勢、社會の本質、現象及社會科學の基本常識に對しては、凡て徹底せる研究と組織をなすことを以て我々行動の指南とすべきである。

、工作の技術

組織工作は一つの技術であり、良き技術なき工作は往々にして莫大なる損失を招くものである。如何にして工作を展開し、如何にして進歩せる群衆と落後せる群衆とに對し工作し、如何にして其他の人物等に對するかは凡て隨時隨所の必要に應じて検討をなし、錯誤あらば改め、技術を増進し以て工作の展開を援助すべきである。

C、軍事方面

民族解放の最後の目的は必ず對日武裝抗戰であり、之を以て救亡運動の先鋒となすものである。我々は軍事理論と技術に對しては必ず初歩の認識を持ち、以て將來の民衆武裝自衛の基礎と爲し、此れに因り我々は糾察隊の組織を強化すべきである。

五、各救亡團體と密接なる聯絡を取り一致行動すること
救亡運動は全國黨派階層を分たざる所の一致の要求であり、學生は之が先鋒的任務を擔任するものではあるが、必ず全國民衆と一致聯絡することによつて初めて最後の勝利

を保障することが出来るのである。故に我々は必ず各救亡團體と密接なる聯絡を取り、而して一致して救亡行動の歩調を統一し戦線の聯絡を擴大すべきである。(S.K)

全歐華僑抗日救國聯合會の組織狀況

陳銘樞、胡秋原、王禮錫等を中心として昨年九月二十日佛國パリに於て歐洲各國に在留する中國人の抗日團體——全歐華僑抗日救國聯合會が結成せられた趣で、最近上海救國團體に達したる該團體成立經過狀況は次の通りであるが、右團體は中國々内に於ける抗日救國聯合戰線結成運動の現段階に於ける中樞機關たる全國各界救國聯合會の在外支部とも言ふべきもので、一昨一九三五末來英・佛・ベルギー等に於て夫等の國人によりて結成せられたる「中國人民之友社」(會員は主として左傾分子であり、昨年三月十四日英京ロンドンに於て歐洲各國に在る中國人民之友社關係者により中國擁護大會が開催せられた)の活動と共に此種新團體の指導下に在る在歐中國人の策動は、我國交に重大なる影響を及ぼす事なきを保せず其動向は相當注意を要するものと認められる。

一 聯合會組織の爲の準備

全歐華僑抗日救國聯合會組織準備の爲に

- 陶行知 (全國各界救國聯合會代表) 胡秋原 (中華民族革命大同盟代表) 黃琪翔 (中華民族解放行動委員會代表)
- 王禮錫 (在英中國人代表) 王禮鏡 (パリ中國學生會書記)

何肇緒 雷子聲 李濟時 王慶元 朱光 王乎 梁丕功

等十三名はパリに參集し成立大會召集に關する打合せを爲すと同時に、左の如き全歐華僑抗日救國聯合會の工作計畫草案を作成した。

(右草案は九月二十日の成立大會を通過した趣である)

(一) 宣傳方面

- 一、歐文半月刊誌(英佛文併用とし時によりては獨文を用ふ)を出版して國際的宣傳を爲す、名稱は『中國と世界』とし、日本の侵略及中國の解放運動を詳述すると同時に中國文化をも系統的に紹介し、別に評論欄を設けて國際間の極東問題に對する誤れる認識を是正する事に努める。右出版物はパリに於て發行する。
- 二、各國の中國に同情する團體の人士と漢學者を以て、中國問題に關する講演會を開催して、中國問題及び中國文化を討論する(此の運動は在英「中國人民之友社」に於て準備する)
- 三、國際反戰反帝運動及平和運動の集會に參加し、日本の暴行及中國人民の反抗狀況を世界に報告する。
- 四、歐洲各國の著名新聞紙の中國問題に關する評論と通信を系統的に討論し、之に應答するの責任を負ふ。
- 五、各國に在留する中國人の發行する救亡出版物に對する聯絡の責任を負ひ、出來得る限り之れを統制して精力の節約を爲さしめ、材料を收集して歐文にて「中國と世界」に供給する。
- 六、謄寫版刷の「歐聯合會刊」を發行し常に祖國及在外同胞の消息を蒐集し、且つ各國に在留する中國人の重要

論文を轉載し、同時に母國の新聞紙にニュースを提供する。

七、成立大會に於ける決議事項は中、英、佛文より成る小冊子にて發表する。

八、中日問題及救國運動に關する歐文小冊子を編輯發行する。

(二) 組織方面

- 一、各國に在る救國團體は各當該國に於て救國聯合會を組織して集中團結すべく、尙ほ救國團體の組織なくして今次の成立大會に參加せる在諸國中國人は最短期間に救國團體を結成する。
- 二、各國に在る中國人の救國團體の數を調査して聯絡を圖る。
- 三、米國及南洋に在留する中國人に救國總會を組織することを提案し、全球華僑抗日聯合會の組織を促進する。
- 四、母國の救國聯合團體及個別的團體と密接なる聯絡を採る。
- 五、各國の『中國人民之友社』と合作する外其他の中國人に同情する人士と聯絡して獨逸に「中國人民之友社」同性質の團體を組織する。
- 六、代表をアメリカ洲、南洋及母國に派遣して大會の經過及主張を報告し、一致團結して救亡すべく呼掛け

る。

- (三) 橋務方面に關するもの
- 一、初めて來航せる一切の學生及市民の一切の困難は責任を以て極力之れを援助し、直ちに歐洲在留中國人の數及其生活狀況を調査し、當局並に各方面の同胞に呼掛けて救済する。
- 二、在留中國人の子弟の大部分は母國の言語及文章に通ぜざるを以て速かに各國に華僑學校を設立し、或は之を擴張し、又責任を以て各地の在留中國人及中國教育團體と打合せを爲したる上華僑讀本を編輯發行する。

二 成立大會の狀況

- (1) 九月二十日午前十時より午後七時迄の間パリ地理學會内に於て開催した。
- (2) 陳銘樞(十九路軍及中華民族革命大同盟代表) 李濟時、趙一肩、王禮錫、黃同仇、李岷(救國時報代表) 胡秋原、王海鏡、王慶元、朱光の十名主席團に推され午前中は王海鏡、午後は胡秋原司會者となつた。
- 王海鏡開會の辭及胡秋原の準備委員會の報告に次で、左記外國人來賓の演説があつた。
- (イ) ヤング夫人 英國中國人民之友社代表
- (ロ) ヤング 英國中國人民之友社代表

- (ハ) コンスターン夫人 佛國中國人民之友社代表
- (ニ) ゼームス 世界學生聯合會代表
- (ホ) タード 國際反戰反ファシスト同盟代表

- 右外國人來賓は中國の民族解放運動に對し同情を表示し、且つ極力之れを支援する旨を開陳した。外國人來賓の演説に續いて
- (イ) 陳銘樞は十九路軍を代表して國民黨及共產黨並に各黨各派の合作を主張し
- (ロ) 黃同仇は廣西領袖を代表して廣西に於ける抗日運動の真相を報告し
- (ハ) 陸瑾(女)は中國學生救國聯合會代表として國內に於ける青年の救國運動の狀況及其經過を報告し
- (ニ) 陶行知は全國各界救國聯合會代表として團結禦侮の必要を強調し
- (以上は午前中に行はれ午後二時三十分再開せらる)
- (ホ) 王修徳は佛國在留中國勞働者代表として中國勞働者の救國運動に熱心なる事並に生活苦に關する狀況を報告し
- (ヘ) 錢俊瑞は全國各界救國聯合會代表として國內の抗日救國運動狀況及全國各界救國聯合會の工作狀況を報告し

- (ト) 李岷は救國時報(パリ)に於て發行する抗日漢字新聞)代表として救國時報の抗日統一戰線及國共合作に對する主張を説明し
- (チ) 秦豐川は在獨華僑抗日聯合會代表として該會の工作概況及經驗を報告し
- (リ) 侯雨民は在英華僑代表として英國在留中國人の救國運動概況に於て報告を爲し
- (ヌ) 王乎(女)は在佛抗日救國聯合會團體代表として在佛中國人の救國事業に對する活動狀況を報告した。
- (3) 主席代表等の演説報告終了後會則及成立大會宣言並に前顯工作計畫草案の審議を爲し、更に會則の規定に依り執行委員及監察委員の選舉を行つた。右選舉の結果左の如くである。

執行委員 三十九名

陳友仁	陳銘樞	趙海洲
李濟時	溫康蘭	趙一肩
朱江戶	黃琪翔	王禮錫
侯雨民	袁冠新	黃少谷
蘇雨拯	黃同仇	李岷
胡秋原	何肇緒	黃河洲
王海鏡	朱光	王修徳
王慶元	覃澤漢	金福奎

外國事情 中華民國

六九

- 候補執行委員 十名
 - 王 乎 朱伯奇 楊人鞭
 - 羅 衡 何德鶴 詹仲孚
 - 陳柱天 陳貫 雷子聲
 - (六名の缺員はソ聯、白耳義、伊太利、和蘭、英國、獨逸の各國在留中國人の爲に保留せられた)
 - 候補監察委員 七名
 - 江半庵 吳康 秦豐川
 - 江珊英 楊廣陶 巫啓聖
 - 朱堅白
 - 候補監察委員 二名
 - 張賢範 李去山
- 而して右終了後陳銘樞の發聲にて左のスローガンを合唱して散會した。
- 一、精誠團結一致抗日
 - 二、全國武力を聯合して全國抗日軍を組織せよ。
 - 三、日寇を驅逐し失地を收復せよ。
 - 四、民衆を武裝して全國總動員を行ひ祖國を守れ。

五、國共合作し各黨各派合作せよ。
六、大中華民國自由獨立萬歳。

三 常務委員會の成立

大會終了後同日（九月二十日）午後十一時より第一次執
監委員會を開催し左記十一名を常務委員に五選し其の擔任
事務を決定した。

- 陳銘樞 秘書處主任
- 王海鏡 組織部主任
- 胡秋原 宣傳部主任
- 何肇緒 僑務委員會主任
- 雷子聲 財務委員會主任
- 李岷 岷
- 何德鶴
- 王禮錫

（三名は獨逸及白耳義に在留する中國人中より選出す
ることとして保留した）

四 全歐華僑抗日救國聯合會會則

第一章 名 稱

第一條 本會ノ名稱ヲ「全歐華僑抗日救國聯合會」ト
爲ス

第二章 趣 旨

第二條 本會ハ全歐僑胞ヲ網羅シ各黨、職業階級及信
仰ノ別ナク全民團結シ抗日救國並ニ華僑ノ福利増進ヲ計
ルコトヲ以テ趣旨トナス

第三章 會 員

第三條 本會員ヲ分チテ個人ト團體ノ二種ト爲ス
一、個人會員——凡テ歐洲ニ居住セル中國人ニシテ本會
ノ趣旨ニ賛成シ本會ニ登記セルモノハ本會員タルコト
ヲ得
二、團體會員——凡テ在歐ノ抗日救國團體、其他華僑ノ
團體ニシテ本會ノ趣旨ニ賛成シ本會ニ登記セルモノハ
本會ノ團體會員タルコトヲ得

第四章 組織及職務

第四條 本會ハ全體個人會員及團體會員大會ヲ以テ最
高機關ト爲ス執行委員會及監察委員會ヲ設ケ大會開會後
ハ執行委員會ヲ以テ最高執行機關ト爲ス

第五條 大會ハ毎年一回開會シ「九・一八」記念日前後
ノ一週内ニ之ヲ召集ス、但シ必要アル時ハ執行委員會
ノ決定又ハ團體會員三分ノ一以上若クハ個人會員五分ノ
二以上ノ提議ニヨリ臨時大會ヲ召集スルコトヲ得

第六條 執行委員會ハ大會ノ決議事項ヲ執行シ抗日救
國ノ方法ヲ計畫シ全歐華僑ノ抗日救國工作ヲ執行ス

第七條 執行委員ハ三十九名單數ヲ以テ原則ト爲シ候
補十一名トシ監察委員ハ七名、候補二名トス會事務所
在地ノ執行委員數ハ過半數ヲ占ムルコトヲ要ス

第八條 執行委員ハ全歐國別ニ代表一名ヲ推シテ委員
ト爲スノ外執行委員及監察委員ノ候補者ハ左ノモノヨリ
選出ス
一、全歐各國僑胞團體代表者ノ推舉セルモノ
二、本會ノ個人會員ニシテ會員一名ヲ推薦アリ會員十名
以上ノ連名同意アルモノ

第九條 前條ニ列學ノ候補者委員ノ選舉ハ大會出席ノ
全會員ニ依リ表決方法ヲ以テ夫レ々々相前後シテ執行委
員監察委員及其候補委員ノ選舉ヲナス

第十條 執行委員會ハ常務委員十一名ヲ推舉シ日常ノ
會務ヲ處理セシム

第十一條 執行委員會ハ三ヶ月毎ニ一回開會ス但シ必要
アル時ハ執行委員三分ノ一以上ノ提議ニ依リ臨時會ヲ開
催スルコトヲ得何レモ常務委員會之ヲ召集ス常務委員會
ハ半月毎ニ開催シ必要アル時ハ常務委員三分ノ一以上ノ
提議ニ依リ臨時會ヲ召集スルコトヲ得何レモ秘書處之ヲ
召集ス

第十二條 常務委員會ノ下ニハ一、秘書處 二、提議部
三、宣傳部 四、僑務委員會 五、財務委員會ヲ設ク以

上ノ各部、處、會ニハ各主任一名ヲ置キ常務委員會ニ於
テ之ヲ分擔ス

第十三條 執行委員會及常務委員會ノ各部、處、會ハ本
會ニ委員若干ヲ請聘シテ幹事トナスコトヲ得

第十四條 執行委員會及監察委員會ノ任期ハ一年トシ再
選ハ重任スルコトヲ得

第十五條 執行委員會及常務委員會ノ各部、處、會ハ事
務處理ノ都合上會則ニ基キ別ニ細則ヲ設ケ常務委員會ノ
可決ニ依リ之ヲ施行スルコトヲ得

第五章 經 費

第十六條 本會ノ個人會員ハ毎季會費トシテ十「フラン」
ヲ納入シ團體會員ハ毎季二十「フラン」ヲ納入ス經費不
足ノ時ハ財務委員會ニ於テ募捐ス

第十七條 本會ノ個人會員ニシテ會費納入ノ資力ナキ者
ハ常務委員會ノ認可ヲ經テ任意ニ納付スルコトヲ得

第六章 會ノ所在地

第十八條 本會ヲ「パリ」ニ置ク但シ必要ニ應シ執行
委員會ノ決議ニ依リ移轉スルコトヲ得

第七章 附 則

第十九條 本會ノ個人會員及團體會員ニシテ本會ノ會則
及決議事項ニ違反シ又ハ本會ノ組織ヲ破壞スル者ニ對シ
テハ執行委員會ノ可決ニ依リ會員タルノ資格ヲ取消スコ

トヲ得

第二十條 本會會則ハ成立大會ノ通過ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二十一條 本會會則ハ大會ノ決議ニ依リテ之ヲ修正ス

五 全歐華僑抗日救國聯合會成立大會宣言

歐洲各國に居住する我が同胞は九・一八五週年の今日一堂に相會し全歐華僑抗日救國聯合會を設立するに當り謹みて全國先輩兄弟姉妹に對し宣言する。

一 暴日の侵略と抗日運動

五年以來暴日の侵略は追日猛烈を極め現實に我が民族の生存を脅威するに至つた。暴日は我が東北四省を強取したる後又も多數の漢奸を唆し、冀東(河北省東部)察南北(察哈爾南北部)を侵し、北方五省と湖北福建の兩省も或るものは直接日軍の鐵蹄に蹂躪され或るものは其の砲火の脅威下に在る。

暴日は又『華を以て華を制す』の惡辣なる方法を以て内戰を挑撥し冀察及南京に『防共軍事協定』の訂結を迫り、反日勢力を絶滅せんとして居る。又屢々國民黨の解消を迫り漢奸集團を扶植して政權を奪取せしめんとして居る。其他所謂『中日經濟提携』の美名を以て我が民族産業を破壊し、我が國の原料を壟斷し正式軍隊保護の下に海賊的行爲

極く最近に於ては又も豐臺事件に藉口して豐臺一帯を占領し、五省の獨立を要求し、漢口事件に藉口して長江流域を侵略せんとして居る。之等の行爲は單に一地方の占領を以て其他に發生せる事件を解決せんとするに止まらずして、頻發する事件を利用して我全領土を占領し全國同胞を屠殺せんとするものである。全中國の將來にはただ全國的に抗戰して生存するか拱手して死を待つかの二途あるのみである。

五年來同胞が日寇より受けた凌辱と壓迫は歴史上空前のものであつて悲慘の極みである。而かも此の大侵略及大屠殺は現實に全國の長老兄弟姉妹の眼前に擲げられて居るのである。

我が四億五千萬の同胞は甘んじて敵の奴隸たるべきか否か！我が英雄的中華民族は間斷なく而かも益々勇敢に敵と鬪争して居るものである。

我等は曾て東北軍將士として或は義勇軍として東北の地に敵と奮戦し、今尙十五萬以上の義勇軍と人民革命軍は艱苦抗戰を続け居り、十九路と第五軍は淞滬抗戰に於て輝かしき戦績を残し、我が二十九軍第二十五師其他の東北軍は喜峯口一帯に於て肉搏し我抗日同盟軍は察東多倫一帯に於て勇敢に抗戰せる外、其他我が中央軍及紅軍も抗日を要求して居るのである。

を以て公然に密輸入を爲し、中國の全經濟を破壊させ、我四千年の文化を無視し當局に對して教科書の改訂を強要し防共藉口しては當局を強制して之に同意せしめ、直接間接の奴隸教育を爲し、同時に我が當局を脅迫して抗日刊行物を發禁し、愛國團體を封鎖し、愛國志士と作家を逮捕殺害し以て、全中國人民の抗日言論を封じ、甚しきは救國運動さへも思止ませ様として居る。尙其他に阿片モルヒネの類を多量に輸入し我が民族の元氣を奪ひつゝある。南洋とアメリカ州に於て苦心經營中の我僑胞の事業も到る處に暴日の組織的排撃を受けて居る。就中暹羅に於ては排撃思想を煽り我が僑胞の立場を無くして居る。昨年來暴日の侵略は一層激烈となり、所謂『廣田三原則』の承認と遼行を我が當局に強要し、着々として之を我が北方五省並に福建廣東に實施して居る。

本年八月日寇は綏遠を攻略し同時に長江沿岸各要地に特務機關を設置し成都に領事館を開設することの承認を強要した。之れ實に全中國をして一個所の自由の地も無からしめんとするものである。南方に於ては日寇は早くより福建廣東に於て浪人漢奸を指揮し所謂『自治運動』なるものを起し最近は所謂『北海事件』を口實に軍艦を派して示威を行ひ、政府を壓迫して十九路軍を撤退せしめ海南島を開きて日本の海軍根據地と爲すことを要求した。

最近我が傳作儀將軍は綏東を死守して禦侮に盡し廣西軍と新編の十九路軍も抗日護國を聲明した。尙ほ國內國外に於ける武裝同胞と軍隊内に於ける護國禦侮の決心は日に日に鞏固となつて居る。其他の各界の同胞にして誰か祖國の爲にする犠牲を辭するものがあらうか。九・一八事變後各地の愛國民衆は群起して救國團體を組織し當局に新政策の實行を要求し熾に東北義勇軍救濟の資金を募集して居る。淞滬戰爭中國内及國外の同胞が熱烈に支援を與へたことは人をして感泣せしむるものがある。

昨年日寇が北方及福建に於て所謂『自治運動』なるものを起して以來、政府は讓歩を反覆し居るも全國民衆は均しく最後の危機到來せりとして、日寇と國賊の壓迫を受けながら北平學生は悲壯極まる一・二九と一二・一六の大示威を敢行し、其後各地民衆は之に呼應して起ち遂に全國的救國運動を形成するに至つた。本年五月暴日は又も平津に増兵し、爾來同胞は大厄の迫れることを痛感し當局に對する即時抗戰の要望は到る處に示威運動として現はれ、日寇が浪人を保護してする密輸入に對しても其の仇貨の排斥取締は着々實行されて居る。

全民族憤怒の血は今や沸騰し全國同胞は此の上日寇の妥協政策を容認することが出来なくなつた。之等愛國健兒と熱血民族を有する政府にして能く團結禦侮の政策を探るな

ら、救亡圖存が何うして不可能であらう？ 國難愈々重大なるの時全國民衆の團結と覺悟は愈々確固と爲り、全國愛國青年と文化界人士の協力になる抗日の聲、各黨派と民衆團體の團結禦侮の主張、十九路軍の中華民族革命大同盟組織、全國各界救國聯合會の成立、共產黨の國防政府と抗日聯合軍組織の主張、其他許多政府領袖と國民黨領袖の全國大團結の主張は、全國抗日聯合戦線の日と共に強化することを證するもので誠に喜ぶべきことである。然るに祖國當局は今日尙ほ『安内を先んじ攘外を後にする』の政策を棄てず、終始暴日に屈服讓歩し甚しきは賣國を功勞とし愛國を罪ありと爲し、以て日寇の兇暴と漢奸の猖獗を助長し、日寇をして快哉を叫ばせ居ることは我等の最も悲しむ處である。他面全國各黨派各方面の實力は未だ眞の合作を遂ぐるに至らず、民衆にも未だ十分の團結が出来て居らぬ。之が即ち今日尙ほ鞏固なる抗日民族統一戦線を形成するを得ず、全國一致の抗戰の發動せられざる原因である。然し今日になつて尙一致團結の抗日が不可能であるとするなら明日の悲惨は更に思ふべきである！

我が海外僑胞は實に祖國擁護上の一大偉力である。

嫩江と淞滬抗戰の當時我等は如何に熱心に募捐をしたか詳述する迄もない。昨年の國內學生の救國運動發生以後世界の僑胞は擧げて抗日組織を建設し、救國運動に乗り出し

祖國の同胞に呼應して居る。然し國內及國外の同胞の過去に於ける救國工作は未だ其の端を開いたに過ぎず更に大々的に努力を要する。

一般に從來黨派、職業、地域を異にする關係上、眞の合作を遂げること能はず、却つて互に相猜疑し當面の兇暴なる敵を忘れ、緊急なる對策を怠つて居つた。

日寇が綏遠を侵し成都、上海、漢口に脅威を與へ豐臺を占領するに當り、我が全歐華僑抗日救國大會は全歐華僑抗日救國聯合會の設立を決議した。其の目的とする處は全歐華僑の團結利益の擁護及抗日救國運動の爲であつて、就中全國上下の大團結を促進し、一致して祖國生存の爲に戦ひ失地收復の爲に闘ふことを重大目的として居る。

二 我等の主張

中華民族は抗日の外には圖存なく全國上下の團結なくして抗日は無い。過去の教訓に従へば敵の歡ぶ處は中國の分裂であつて其の恐れる處は我等の團結である。歷年祖國は分裂離折と不斷の内戦に依りて日寇に乗せられ、當局は内争に忙殺されて外患を顧るに由なく、領土を失ひ權益を喪失して今日の重大國難を招來したのである。

我等は今日茲に血涙を以て中國當局と同胞に告げる國內の如何なる實力も我が民族の至寶であり、抗日に必須の力であることを。然るに再び之が相衝突して國力を消耗し、

- 敵に乗すべき機會を與へることは我等の忍ぶ能はざる處である。其の希ふ處は全國の統一であり眞の統一は抗日を前提とする闘争に於てのみ完成することが出来ること確信するものである。果して全中國人より一致團結し四億五千の同胞が一心となり得るなら、偉大なる中華民族の必ずや日寇を驅逐し、失地を回復し、中國を復興することが出来ること信する、又全國民衆は如何なる黨派階級の者と雖も亦如何なる信仰職業の者と雖も一つの共通した救亡目標を持つて居るものと信する。此の救亡任務を完成するには
- (1) 軍事的には一切の内戦を停止し全國の兵力を統一して抗日救國軍を組織し、同時に民衆を武装して失地を回復し祖國の主權と領土を保護し
 - (2) 政治的には黨派の別なく協力して民主制度を確立し民衆に與ふるに救亡、結社、集會、言論及出版の自由を以てし、一切の政治犯を釋放し
 - (3) 外交上には英、米、佛、ソ其他中國の民族解放同動に同情を、世界平和に努力する國家民族と協力することを必要と爲し、之等に對し相互共助の條約訂結を提議し太平洋沿岸國の集團的安全制度を確立し、國際聯盟の規約並に國際的平和擁護の諸條約を支持し、其の侵略者には嚴重制裁を課し
 - (4) 經濟上に於ては密輸入を取締り仇貨を排斥し敵の工

場買收、農産原料の壟斷を禁止、對日關稅の引下に反對し、苛捐雜稅を廢止し民族の商工業と農業を振興し、災害を救済し、進んで工人、職員、民衆の生活を改善し、僑胞の安全と凡ゆる權利を保護し

(5) 文化上に於ては抗日教育を普及し救亡文化の自衛を發揚し敵の我が當局に對し實行を強要しつゝある奴隸化教育と「文化統治」に反對せねばならぬ

以上の主張は中國人民共同の要求である。然るに最も痛心に堪へざる事實は内戦未だ止まず、各黨派間の對立は依然として繼續され殊に遺憾とするは政府と人民の間に大なる距離のあることである。民國十七年來の歴次の内戦特に「剿共」戰争は國力を消耗せること幾許なるかを知らぬ斯の如き互殺行爲は實に國を亡ぼし種族を滅するものである。今日に至り國は各派にして若し内戦を停止し、眞に合作すること能はざれば全國の團結を實現し實力を集中して日本帝國主義に抗争することは不可能である。我等は一切に各黨各派の團結政府と人民の一致合作を高唱すると同時に政府は『我が國の主權と領土を侵害する一切の行爲を容認せず』との宣言を實踐し『團結國難に赴くべし』の口號を實現して綏遠、成都、北海、豐臺、漢口等の諸事件に對する日寇の要求を拒絶し、傅作義十九路軍其他の抗日軍隊を援助して抗戰せんことを希望する。最近の政府の對日外交は

比較的好轉の徴あるも新聞電報の傳ふる處によれば政府は成都の愛國民衆を銃殺し、傅作儀十九路軍を援助せざるのみか、却つて十九路軍を撤退させた趣なるが、果して事實とすれば民衆の信頼を裏切る許りでなく、重大なる亡國の慘禍を招來するものである。政府は人民に對し抗日救國の自由を與へ人民をして政府の抗日を後援せしめんことを要望する。同時に民衆は十九路軍と廣西派を助けて抗日の主張を貫徹せしめ、政府を督勵して共同抗日を實行させねばならぬ。過去の國民革命時代に於ける國共合作と國民黨内部の團結は、中國民族戦線の中心を爲し光輝ある北伐を完成せしめたのであつた。

五年來の國難は聯合戦線並に内部團結の破裂に基因するものと云はねばならぬ。幸にして今日國民黨及政府方面には國共聯合抗日に賛成する多數の領袖あり、共產黨と紅軍側に於ても己に一再ならず國民黨及國軍との合作を希望することの意志表示をなし、新しき抗日政策を提示した。今日國內全愛國志士の高唱する聯合救亡は、其の期する處は國民黨共產黨並に全國各黨各派の團結抗日に在る。是の故に政府は日本帝國主義が中國最大の敵なることを銘記し速

に「勦共」軍事行動を中止し、人民救國團體の分在に依り互に全權代表を派し、停戦と抗日の協定を遂げ、同時に他の黨派をも迎へて救國聯席會議を開催し、救亡政策と其の具體的方法を協議せんことを要望する。

我等は至誠を以て祖國の國民黨、共產黨其の他の各黨派領袖に告げる、全國の民衆及海外華僑は一人として抗日救國に不賛成の者はない。諸君の執行しつゝある政策が同志討でなく眞に抗日救國の政策であり、諸君の抗日救國の言論が眞に行動と一致するものであれば全國民衆は擧げて諸君を擁護するであらう。

今日に於ては抗日救國する政府のみが民衆の支援する政權であり、且つ民衆の支援する政權にして始めて民族復興の任務を完ふし得るものと確信する。

中華民族團結萬歲
抗日救國勝利萬歲
中華民族解放萬歲

を高唱して。

中華民國二十五年九月二十日

パリより (S・K)

獨逸

獨逸に於ける藝術批評禁止問題

獨逸宣傳相ゲツベルスは一九三六年十一月二十七日藝術批評統制に關する法令を公布した。其内容は一、向後いはゆる藝術批評を禁止し代りに藝術鑑賞を許可し、各新聞社には藝術記者を置くが藝術記者は三十歳以上とし當該藝術部門において十分の知識經驗あることを證明し宣傳省の許可を受くることを要す 二、向後匿名の藝術批評を禁止し批評に附しては姓名を明記することである。ナチス政府は映畫、文學等の統制を行ひ獨逸的要素の驅逐につとめつゝあるが、今回の批評禁止も獨逸的批評を根絶し獨逸的なものを培養するといふのが其主旨である。左記は一九三六年十一月二十八日付フェルキツセル・ベオプアハテルの記事中ゲツベルスの演説に取材したものである。

一 國家と藝術の關係

獨逸文化を純粹に國民社會主義的に統制する事を目的として成立した獨逸文化協會は一九三六年を以て成立第四週年を迎へた。過去四ヶ年に亘り協會の組織やそれに絡つて來る種々の困難の克服といふのが協會の眼目であつたが、三六年度に於ては此種の課題は略々解決を見て協會の基礎漸く固まるに及び藝術の地位とナチス藝術家に對する國家の要求も一段と積極化されるに至つた。藝術家は第一に獨逸國民の再建、即ち世界大戰後の貧窮

と混亂の爲に獨逸固有の面目と精神を喪失した國民を國民社會主義的世界觀の下に統一し蘇生せしめることが大切である。又協會の存在する意義と其目的も最初から文化を形成する點にあつたのではなく文化的な政策、即ち文化の指導といふ事が其重要な任務であつた。獨逸の藝術家は獨逸國民の生活並びに政治的生活の諸問題に全精神を捧げて活動する近代人となるべきである。

ヒットラー政權以前はがら空きで荒廢した劇場は多數國民の教養の場所、明朗な國民的享樂の會館となつたし、猶太的マルクス主義的知識人の獨占した獨逸映畫場は一九三

五年見事な純ドイツ的作品の試寫を行つたし、四年前迄は國際的な破壊思想乃至は無節操な資本の利益の爲にユダヤ人の手を経て貢獻して來た獨逸新聞は獨逸のペンで獨逸の目的の爲に、そして獨逸國民の惡夢を覺ます爲に書かれるやうになつた。國民の精神生活を破壊するやうなものは獨逸の文書から完全に驅逐され、造形美術家は新しい使命をもつに至つた。全國に亘る數千キロの自動車道路の建設は獨逸の建設事業の記念塔であり、獨逸樂團は新しい獨逸音樂家達に依つて指導され獨逸文化と獨逸精神の寶といふべき國民の事業の經過はラヂオによつて放送されてゐる。今や藝術は國民教育の糧となり、國民は眞の藝術への途に復歸することゝなつた、藝術家は藝術と國民とを結びつけるといふ新使命を負ふのであつて獨逸文化協會は國民社會主義團體たる「慰安の力」と合同して會議を開催したのであるが其主旨は勞働と藝術を緊密に結合するを以て重要事と看做した點にある。然し此緊密な結合は國家の機關が藝術の内部に干渉するといふのではなく文化政策の統一を圖る目的に出たものである。藝術批評の問題、猶太的文化の横行した時代には批評といへば文化を破壊し國民の新生命力を弱めるやうな惡質なものであつた。現に今日も思ひ上つた物議家が存在するが、彼等は猶太批評家の專斷を物眞似する徒輩に過ぎぬ。藝術批評を藝術の立場に引戻し夫に

依つて批評の存在を認めやうとは協會年來の企圖であつたが、其等が悉く水泡に歸した今日ゲツベルス宣傳相は批評的文筆を以て業とする不平淡は社會の他の部門に於ては役立つたないし専ら藝術の世界に閉ぢ込める事が必要だといふ意味で十一月二十八日法令を發して一般批評を禁止し藝術鑑賞乃至藝術記述を以て之に代へることゝした。

之は決して自由な意見を壓迫するものではない。自己の自由な意見を包蔵し、自己の學識、知識、技能、才能等に基いて、想像の所産たる藝術的創作を世に問ふ作家に判定を下す權利を有する者に限つて自己の自由意見を公表することが許される。藝術界の現實は此道である。ゲツベルスは其青年時代に二、三十歳を過ぎた許りの二青年が批評の専門的知識や造詣の片鱗さへも示し得なかつたに拘らず、四五十歳の功勞あり、世界的にも名高い藝術家に對し剣を抜いたことを伯林で經驗した感銘を述べ、今日獨逸の藝術的生活の領域に於て眞にゲツベルスの要求するが如き批評家は見當らないといつてゐる。従つて藝術的な世界に活動する獨逸人にして眞に藝術家を批評し得る有能の士の積極的な仕事を歓迎する事が強調されてゐる。

ナチス首腦部の唱導するが如き批評家がないならば藝術から批評を抹殺しても構はない、それによつて藝術は損失を蒙るものでない。作家にして現代獨逸の指導精神を持た

ない者は批評家の論駁を俟つまでもなく數年ならずして滅びるであらう。眞に偉大なる作家たらんとせば作家は其の創作の自由と名譽の不可侵權をかゝる試練を経て獲得しなくてはならぬ。

二 映畫に於けるエロテイクの問題

第二に論題に上るのは映畫に於けるエロテイク問題であるが、それには數ヶ月前非公開の席上で二、三のいかゞしい映畫の檢閲をパスさせたことが問題となつてゐる、その問題の映畫を意識的に何故パスせしめたか、といふのは男女兩性が双方一致して考究すべき諸問題は或一定の條件の下では表現してよい價値をもつてゐるのであつて、その場合にはそれは道徳的問題といふより節度の問題となるからである。

現代人は世離れのした僧院に住んでゐるのではない。従つて猥談卑俗さ等は高貴な感情をもつ人間にとつては全く輕蔑に類するのではあるが、現實の生活的諸形態を素直に感謝の念をもつて受容れることは近代人の特徴であり價値であるとせねばなるまい。所でこの肉體的享受は藝術界において、あらゆる時代を通じて耳よりも眼の方が適應してをり、それは自由で開放的で、かゝる肉體的感樂から偉大な藝術は發生してゐる。古代美術及其の強力な造形力のデ

モニツクな動因であつたものもこの慰安であつて、それはかのルネサンス時代の獨特な偉大さを形成したのである。

三 藝術に於ける俗的な問題

プリミチヴなものゝ俗的だといつて排斥される謂はれない。それは製作の問題といふよりもその方向性質如何の問題である。獨逸人の全てがワグナーのオペラを聴き味はひ得るほど音樂的だとはいへない、然し他の音樂を聴き分けることが出来、そこから何等かの慰安を得れば其音樂の作曲者も國民に對し貢獻したものといはるべきであらう。獨逸國民の幾千年の過去は統一的な總體であつて、得手勝手に分解される性質のものでない。カール大王もウイドキンドも等しく獨逸國民にとつては歴史上の輝かしい人物である。

四 藝術及び文化的遺産

前述の人物と同じ様に、ゲーテやシラーが單に名目上の存在であるとなして彼等を輕視する等は非歴史的な事であつて、シラーにしても現代に於ては何も寄與するものを持たぬといふ自由主義的ヒューマニストではない。古今を通じてやはり彼は天才的詩人であつて獨逸人が彼を持ち得ることを誇りとし、彼が現代に於ても重要な人物であること

を感謝してゐるのである。獨逸の藝術史や文化史を犯罪事件叢書に分割したり猶太密教的な數字を並べ立て、ゲーテはシラーに毒を盛つたとか、モツアルトを殺したのは誰だ等々を究明するなどは無用であり無節操である。かゝる事は獨逸の高貴な文化乃至文化的遺産に對する冒瀆であり罪惡である。先人の遺した精神を繼承し高唱するだけで十分なのだ。畏敬と感謝の念はこゝから生れるのである。

五 藝術と指令

演劇は人間生活の矛盾からその主材を探り、個人の身分乃至職業の弱點を暴露することは演劇家の特權といつてよい。然しそれによつて地位身分が誹謗されるといふことはない。獨逸國民の藝術的表現の意欲はこの演劇の中に表現され、新しい途を開きつゝある。そして國民社會主義祝典の創業は獨逸現代文化生活の最も重要な要因を形成してゐる、例へば、ニュルンベルグの黨大會、五月一日伯林における獨逸勤勞祭、ビュツケベルグの收穫感謝祭の如き之を體驗した者は藝術的なヴィジョンとして強く印象されることを否定出来ないであらう。かういふ創造的な催しから、現代的な奉仕的儀式が發展し、従つて之から生ずる奉仕觀念は獨逸の傳統を將來に形作るのである。従來の組合祭などは右にいふやうな儀式的祝典ではなく

煽動が主となつてゐた。それは人間の原始への逆戻りであつて、そういふものからは傳統は生れて來ない。統一ある指令によつて動く場合に初めてそれは傳統ある式典となつて來る。従つて立體的な演劇的な藝術は指令によつて始めて生きて來る。だから個人が未だ指令によつて動いてゐない時代には、藝術を保護し獎勵し、有能の才を掘り出し、その將來を開いてやることは國家の爲すべき事業である。

藝術の使命を之ほど深く考究した時代は獨逸史上國民社會主義政府をおいて他にない。藝術家はそれ故自己の使命に自覺め、自己が國民との協力者として選ばれたことを考へて貫かねばならぬ。藝術家は國家と理想を共にし時代の進む線に添つて進み、そして國家はどこまでも文藝の保護者を以て任じなければならぬ。老齡の文藝家に對しても國家は對策を講じ、シラー記念基金の保護「藝術家謝恩」財團のための二百萬マルクの給與、創作家に對する養老疾病扶養の着手等、之等は未だ國家的事業の一斑を開始したに過ぎぬ。

現在までは未だ詩壇、畫壇、樂壇等に劃期的な天才は出現してゐない。然し焦る必要は毫もない。かくて獨逸の爲政者は其の期待する精神を保持した偉大なる藝術的天才の出現を將來に望んでゐる。然しそれは手をつかねて待つのではない、前述の如き具體的方針の下に之を育くん

でゆくといふのであり、ナチス精神を具備した藝術家の出

現を待つといふことにある。

佛 蘭 西

C・G・T・全國委員會の開催

佛蘭西最大の勞働組合組織として、又人民戦線に加入し、国外より現政府を支持して居るC・G・Tの全國委員會が開催された。C・G・Tの動向は政局にも相當重大なる影響を及ぼしつゝあり、従つて今次の全國委員會は世人の注意を惹いたのである。次に掲げるのは一九三六年十二月八、九兩日のル・タン紙の記事より取材せるものである。

C・G・T・全國委員會は十二月八・九兩日に亘り、パリに於て開催せられたのであるが、スペイン問題、組合運動の指針等を巡り、共產黨の影響下にある舊C・G・T・U系分子の指導部に對する不満ありと傳へらるゝ折柄、此の全國委員會が一般より極めて重要視せられたるは素より當然である。即ち本報前號にも述べたる如く、C・G・T・T・指導部は舊C・G・T・U分子の策動を抑へ、「組合運動の政治活動よりの獨立」の傳統維持を決定したのであるが、舊C・G・T・U・派は此の機會を利用し、政府の政策、スペイン問題、組合運動の指針等に関し攻勢に出づるのである。

いかとも見られてゐたのである。

此の全國委員會には書記長レオン・ジュノー、副書記長ブラン其他指導者が多數出席し、夫々演説を爲したのであるが、ジュノー書記長はスペイン問題に對する「勞働階級の權利」及「罷業の權利」等に就きその見解を表明した彼の演説がC・G・Tの動向を示すものとして重視されたのは素より當然である。

彼は先づスペイン問題を詳細に検討せる後「勞働階級の權利」を強調し、勞働者は中立を守る事を得ず、既に佛蘭西勞働階級はスペイン叛徒の佛蘭西國內に於ける軍需品入

手を不可能ならしめ、英國及瑞典等に於ても之と同様の事が見られるに至つたと説き、

次いで内政問題に移り、ブルム政府が議會に提案せる労働爭議強調停法案並に罷業の民主化に言及し前者に關しては、企業家聯盟 (Confédération Générale du Patronat) が勞資交渉を打切り労働運動を分裂せしめんとして策動せる爲必要となりたりと述べ、後者に關しては、罷業の權利に制限を加へるが如きは不可であり又今日の如くフランス下の活動や罷業破りの横行する時代は新なる罷業方法が必要であり、一切の決定は秘密投票の多數決に俟つべきであると説いた。

更にジュネーオー書記長は舊C.G.T.U.系分子に對し徒らに矯激なる行動に出で、事態を紛糾せしめる事は反つて労働階級に不利を來す故に充分自重すべきことを要望し、共産分子の策動に警告を發した。

上に述べたる如く、スペイン内亂問題に對し、労働階級の權利を強調し労働階級は中立を守り得ずと述べ、スペイン政府側に對する同情と支援の意を表明せるに對し、それは絶對不干渉を標榜する政府の外交政策と矛盾し、従つてC.G.T.は人民戦線政府に反對する立場を採るものなりやとの質問も生れたのであつた。然し乍らジュネーオー書記長は右に對して

『C.G.T.は如何なる問題に對しても人民戦線政府を支持する。スペイン問題に就いても同様、吾等は政府を困難なる立場に陥れんと欲するが如きことは絶對にない。

吾等はスペインの同志を支持するが、之を以て人民戦線政府に對する反對行動なりと云ふことは出来ない。吾等の中には人民戦線内閣の倒壊を希望するものは一人もない筈である、我等は只叛亂事件勃發以前に佛西兩國間に締結せられたる通商條約の自由なる適用を望むのみ。然も吾等がスペイン労働階級支援を爲すには吾等自身の責任に於てである。吾等は皆一様に政府がC.G.T.と一致して人民戦線の綱領實現に努力を續くべきことを望むものである』と述べブルム政府に反對の意なきことを示してゐる。

然して右の如くジュネーオー書記長が一方に於てスペイン政府(又は労働階級)支持を口にし乍ら他方に於て不干渉政策を堅持する人民戦線政府反對を否定し居る事實に關しては、彼は第二第三兩インテラーと接觸を保持し、然も今や漸次第三インテラーの影響に押され氣味となつた、従つて今後C.G.T.の動向に關しては共産主義系分子の活動を無視することは出来なくなるであらうとの見方も行はれてゐる。更にブルム政府の外交政策が下院に於ける支持を得たる事實を利用し、『自らの責任に於てスペインの同志支援』を行ふC.G.T.は輿論を代表する議會に反對する

非難が起きて居る。

ものであり大衆を背後にしての權力濫用であり『國家内に國家』を形成するものなりと爲し、人民戦線内部に於ても

北米合衆國

米國大統領教書の要旨

一九三六年十一月三日施行された米國大統領第卅三回選舉に於てフランクリン・D・ルーズヴェルトはヴァーモント及メインの二州を除く四十六州に勝ち、米國憲政史上に未曾有の大勝を博したが、殊に從來共和黨の強固なる地盤と目されて來たペンシルヴァニア州、ニューイングランド兩州並にランドン、ノックスの膝下たるカンザス及イリノイ二州等に優勝したのは一般に豫想外とされた。

ルーズヴェルトは大勝以來本年一月五日開會された第七十五議會第一會期の第二日たる、一月六日自身議場に臨み教書を朗讀したが、右は緊急討議を要する問題を述べた後、内政問題に入り恐慌對策に對する協力の持續、行政機構の改革、ニュー・ディール、失業問題、等を論じ更に外交問題に論及し諸國に於ける寡頭政治の樹立、共和國に於ける軍閥主義の衰頹を述べ汎米會議の業績を纏述し、最後に米國の民主主義を高調してゐる。次に掲げる教書の要旨は外務省情報部編纂『週刊時報』百十一號其他から取材したものである。

北米合衆國に於ては本年一月五日第七十五議會第一會期を開會したが、同六日ルーズヴェルト大統領は自身議場に臨み教書を朗讀した。右は將來の政策を暗示する所多く、先づ目下緊急討議を要するは、

- (一) 近く満期となるべき諸法律の延長
 - (二) 西班牙内亂に依り生じたる現行中立法修正
 - (三) 歳入不足補頭の爲の豫算
- なりと前提した後内政問題に入り

一、一九三三年の恐怖は單に經濟組織を崩壊したのみならず、一般非特權階級を懷疑的ならしめ、民主制其の物に對する挑戦となつたが、政府は右に對し繁榮の恢復及民主主義信念の鼓吹の爲立法部と協力し大過なく且低廉なる犠牲を以て之を解決した。今後四年間此の協力の持續されんことを希望するとなし。

二、行政機構改革に關しては其の緊要なる所以を説き近く議會に具體案を提出すべきを約したが、傳へらるゝ改革案の要旨は次の如くである。

イ、福祉省 (Social Welfare) 並に公共事業省 (Public Works) を新設し、内務省を保全省 (Dep. of Conservation) と改稱し、十二省の下に協議會 (Board) 委員會 (Commission) 社團 (Co-operation) 等百餘の獨立機關を分屬させる。

ロ、大統領の下に六名の行政補佐官 (Executive assistants) を任命し、大統領に大統領本來の任務を遂行する機關を與へる。但し白亜館官房は現在のまゝとし、大統領秘書ジェームス・ルーズベルト (大統領長男) が大統領と議會との聯絡に當る。

ハ、財務省豫算局を大統領の帷幄機關 (Right hand seat) とし豫算編成の外に

1、情報並に公表に關する綜合的權限

2、政府關係の各般の調査

3、行政命令の公布

4、議會に對する勸告案の検討

5、政府各機關相互間の調整などの任務を賦與する

ニ、文官任用制度 政治的勢力を廢除するため、文官任用制 (Civil Service) を擴張して各當局の最高官吏を除き一切の官吏に適用する、その結果官吏は身分を保證され大統領が代るため直ちに行政機關の樞要部に變更を來すやうな事を避ける。現在の文官任用委員會を廢止し、大統領が直接新たな機關を任命し文官の任免黜陟を管掌せしめ、且無給名譽職七名からなる評議會を任命して諮問に應ぜしめる。

ホ、會計検査局 (Controller General) を廢止し (Auditor General) を置き「不法乃至失當の支出」につき、議會に報告させ、検査官は現在行政各機關の支出につき拒否の權限を賦與されてゐるが、新たに Auditor General には右權限を與へなす。

三、ニュー・デール諸施設は農工、金融等の復興並に個人の安全保障及民衆の (生活) の向上を目的としたものであるが、右は單に一時的復興にあらずして甚の悲惨事の繰返さるゝを防止するにあつたとて、其の效用を誇り、更に共和國に於ける政府の目的は物質的繁榮のみならず

らず多數市民の生活の改善、自由の保持、安全保障及慰安並に教養に伴ふ幸福を與ふるにありと述べた後、貧民窟及小作農の救済の必要を力説し。

四、ソープアル・セキユリテイに關し各國の先例は屢次の法律改正に依り所期の目的を達成するに成功したとして現行法の改善を暗示し。

五、失業問題並に其の直接原因たる經濟的均衡の缺如は最廣汎且包括的なる問題で、現在産業的、經濟的活動によりその危機が緩和されたるの故を以て本問題を過去のものととして葬るは正當ならずとして其の根本的解決を強調し。

六、統制なき生産過剩、獨占に依る生産過少及投機は夫々通貨膨脹及通貨縮少を齎す根本的禍根なるに付政府は國民全般の利益の爲個人企業を助け確實なる一般物價水準を樹立し危険なる大變動なからしむるを要す。

七、産業復興法に付ては大多數國民が其の廣義の目的の健全なるを信じたことを確認するが、同法は效力を奪はれたけれどその目的とせる諸問題は未だ消滅せる次第でない。然るに四十八州の單獨の立法に依り正當なる勞働條件及農村収入を確立することは不可能事に屬し、又各州單獨に獨占、不正取引及投機を抑制することも亦不可能であると説き、同時に最近憲法の不備を稱ふる論者ある

も要は基本法の議更にあらずして其の解釋の問題である (此の點は大統領が憲法改正論者を抑へたものとして注目された) とて立法司法及行政各部の一番緊密なる調和及司法權に依る憲法解釋を實際的國民的必要に適應せしむるの必要を述べた上。

八、外交問題に轉じ、多數の國に於ては民主主義に代り寡頭政治を以て新なる政治組織を樹立したものがあつた。右に於ては軍閥の進出を見たるに拘らず共和國に於ては軍閥主義の勢力は衰頽したと述べた後、南米諸國訪問の印象に依れば全亞米利加諸國民の共和政治の成功を希望し之を以て現代文明より起る諸問題に最よく適應し且最も良く平和關係を維持し得るものと信じてゐる。此の意味に於て汎米會議は西半球に平和を保障するものであるとして同會議の業績を纏説し、最後に米國の民主主義を高調し米國の憲法は自由主義的且廣義の解釋を豫想せるものであるが、右に順應するが如き新なる法律に依り國民的要求を處理し得ることを立證するは論理的且愛國的である、司法部もまた民主主義を正鵠ならしむる爲に善處せんことを望むと結んだ。

極東主要國の人口及び面積

國	人口 (單位百萬)	面積 (平方哩)	一方哩 の密度	一九三六年の見積 人口(單位百萬)
印度	三三三	一、八〇五	一九五	三七〇
英領印度	二七二	一、〇九四	二四八	二七二
支那	四五〇一四七〇	七一一	一一一	八五
支那本部	四一〇一四三〇	四、三〇〇	一〇五一一〇〇	四六〇一四八〇
滿洲及び熱河	三〇	一、四〇〇	三六〇一三八〇	四二〇一四四〇
外方の諸地域	一〇	五五〇	五四	三二
日本帝國	九〇・一	二、三五〇	四	一〇
本州	六四・五	二五九	三四九	九八
朝鮮	二一・一	一四六	四四〇	七〇
臺灣	四・六	八五	二四八	二三
比律賓	一・三	一三	三四〇	五
印度支那	一一・五	一一四	一〇七	一一三
シヤム	一一・五	二八六	七五	一一三
英領馬來	四・五	二〇〇	六〇	一三
英領印度	六〇・七	五四	八二	四
瓜哇及びマドゥラ	四一・七	七三四	三二	六五
外方諸島	一九・〇	五一	三一五	四五
アジヤに於ける蘇聯邦	二七・〇	六八三	一一	二〇
		五、七五〇	五	三〇

研究資料

佛國に於ける獨逸亡命者に對する身分證明書發給規定

從來佛蘭西に於ては外國人の國內居住滞在取締の手段として「カルト・ド・レジスタンス」(Carte de Résistance)發給制度、宿泊業者に對して其の住居又は建築物内に於ける外國人の存在を二十四時間以内に届出(殊に外國人が前記身分證明書を所持せざる場合は其の旨申告)の義務賦課等を行つて居たのである。(外事警察報第百二十號参照)

然るに近時獨逸政府の非アーリアン人種排斥壓迫の結果、在獨逸非アーリアン人の國外亡命を爲すもの著しく其の數を増すに至つた。右に關し一九三六年七月四日ジュネーヴに於て諸國政府の取極が締結され、獨逸よりの亡命者に對して一の身分證明書を發給し、右取極參加諸國內來往の便を與ふる事となり、佛蘭西に於ても右證明書發給に關し一九三六年九月十七日大統領令が發布せられた。然して其の内容は次の如くである。

獨逸ヨリノ亡命者ニ對スル身分證明書發給ニ關スル

一九三六年九月十七日ノ命令

佛蘭西共和國大統領ハ
 一九三六年七月四日『ジュネーヴ』ニ於テ締結セラレタル取極、旅券發給及査證ノタメノ稅額ヲ規定セル印紙法第百九十六、第百九十七及第三百五十四條並ニ外國人ノ佛蘭西滞在ノ條件ヲ規定セル一九三五年二月六日ノ命令ニ基キ、命令ヲ發スルコト左ノ如シ

第一條

研究資料

獨逸ヨリノ亡命者ニシテ一九三六年七月四日『ジュネーヴ』ニ於テ締結セラレタル取極ノ第一條ノ定義ニ合シ且ツ適法ニ佛蘭西領土内ニ滞在スルモノノタメニ特別ノ文書ヲ發行ス右文書ハ之ヲ『獨逸ヨリノ亡命者ニ對スル身分證明書』(Certificat d'identité pour les réfugiés d'Allemagne)ト稱シ其ノ名義人ニ對シテ上記取極ノ署名國領土内來往ヲ許可スルモノトス

第二條

本證明書ノ發給又ハ更新ニ對シテハ印紙法第九十六條ニ規定スル二十法ノ税金ヲ賦課ス

本證明書ノ査證ニ對シテハ印紙法第九十七條第二項ニ規定スル五十法又ハ五法ノ税金ヲ賦課スルコトアルヘシ但シ印紙法第三百五十四條ノ規定ニ從ヒ、貧窮ナル亡命者ニ對シテハ無料ニテ證明書ヲ發給シ査證ヲ與フ

第三條

身分證明書ノ發給ハ地方長官、又『パリ』ニ於テハ警視總監ヲ經テ之ヲ行フ。地方長官及警視總監ハ出願者モシ旅券ヲ所持シ居ルトキハ身分證明書發給ニ先立チ之ヲ提供セシムルモノトス

經過規定

第四條

獨逸ヨリノ亡命者ニシテ、自己カ一九三六年八月五日以前佛蘭西國內ニ適法ニ居住シ居リタルコトヲ證明シ得ルモノハ身分證明書ノ下附ヲ出願スルコトヲ得

又右日付以前ニ於テ必要ナル滞在許可ヲクシテ佛蘭西國內ニ居住シ居リタルモノハ其ノ地位ノ適法化ト共ニ其ノ身分證明書(Carte d'identité)ノ下附ヲ願出ツルコトヲ得。此ノ場合右出願者ニ對シテ身分證明書下附願ノ假受領證ヲ交附ス

凡テノ願出(身分證明書及身分證明書ノ下附願)ハ一九三六年十一月一日マテニ之ヲ爲スコトヲ要ス

第五條

内務大臣、外務大臣、大藏大臣及司法大臣ハ本命令ノ施行ニ任ス

佛蘭西に於ける最高放送審議會設置に關する大統領令

佛蘭西に於ては國營及民營のラヂオ放送事業を統制し、教育、娯樂其他各方面に於けるラヂオ放送の成績を擧ぐると同時に外國との智識交換及研究等の爲に最高放送審議會を設置する事となり、其の組織機能等に關し、一九三六年十月二十七日左の如き大統領令が發布された。

佛蘭西共和國大統領ハ

内閣總理大臣及逓信大臣ノ報告ニヨリ、一八五一年十二月二十七日ノ法令、一九二三年六月三十日ノ財政法第八十五條一九二六年十二月二十八日ノ法令、一九三三年五月三十一日ノ財政法第九條乃至第一百五條、一九三三年八月十日ノ命令、一九三三年十一月二十日ノ命令、一九三四年十月十二日及同十五日ノ命令、一九三五年二月十三日ノ命令、一九三五年五月十八日ノ命令、一九三五年七月六日ノ命令ニ基キ、最高逓信審議會ノ意見ニ徴シ、命令ヲ發スルコト左ノ如シ

第一條

國立放送局ノ凡テヲ管轄スル最高放送審議會ヲ「パリ」ニ設置ス

第二條

最高放送審議會ハ其ノ主宰者トシテ總裁及副總裁各一名ヲ有シ、最高十五名ヨリ成リ合同又ハ個別的審議ヲ行フ左記六個ノ部ヲ包含ス

- 一、文藝部
- 二、音樂部
- 三、科學部
- 四、經濟及社會部
- 五、情報部
- 六、教育運動娯樂及旅行部

第三條

最高放送審議會ノ總裁及副總裁ハ各任期二ケ年トシ内閣總理大臣及逓信大臣ノ副書セル命令ニヨリ之ヲ任命ス其ノ他ノ成員モ亦任期二ケ年トシ同シ條件ノ下ニ之ヲ任命シ一年毎ニ其ノ半数ヲ更迭ス但シ再任ヲ妨ケス

例外トシテ各部ニ配置セラレタル成員ノ半数ハ最高放送審議會ノ事務開始ヨリ一年ヲ經過セルトキ之ヲ解任ス解任サルヘキ半数ノ成員ハ抽籤ニヨリ之ヲ決定ス

第四條

最高放送審議會總裁ハ總會ヲ司會ス總裁事故アルトキハ副總裁之ニ代ル

第五條

最高放送審議會ハ番組ノ作成及其ノ實施ノタメノ指針ヲ樹立シ、教育、娯樂、參考資料ノタメノ放送發展ニ資スルト共ニ外國トノ知識交換擴充ニ最適ノ方法ヲ研究及探求シ、最高放送審議會カ作成セル番組ニシテ國家的或ハ國際的影響ヲ有シ且ツ關係大臣カ放送局ノ全部又ハ其ノ一部ニ對シテ之カ放送ノ義務ヲ課スルコトアルヘキモノニ關シ關係大臣ノ承認ヲ求ム最高放送審議會ハ番組ノ作成及其ノ實施ノ任ヲ有スル職員ノ範圍竝ニ權限決定ニ關シ諮問ヲ受ク又最高放送審議會ハ其ノ六部ノ夫々ノ受持ツ各種放送部門ニ充當スヘキ豫算ノ配分ニ關シ其ノ意見ヲ具申ス審議會ハ放送ニ關シ内閣總理大臣又ハ遞信大臣ニヨリ提起サルル一切ノ質問ニ對シ其ノ意見及示唆ヲ與フルコトヲ得最高放送審議會ノ構成員ハマタ内閣總理大臣、遞信大臣若ハ之等ノ代表者ニヨリ其ノ所管事項ニ關シ個人ノ資格ニ於テ諮問ヲ受クルコトアルヘシ

第六條

最高放送審議會ニ一ノ常置委員會ヲ設置シ各部ノ活動ノ調整ト、最高放送審議會ノ常時委任ニヨリ最高放送審議會ヨリ回附サレタル事務ノ處理ヲ行ハシム

右常置委員會ハ

- 一、委員長タルノ權利ヲ有スル内閣總理大臣、内閣總理大臣事故アルトキ其ノ常時委任ニヨリ最高放送審議會總裁ハ最高放送審議會常置委員會委員長ノ職ヲ行フ
- 二、副委員長タルノ權利ヲ有スル最高放送審議會副總裁
- 三、最高放送審議會各部構成員ノ選出スル各部代表二名ヲ合ム

第七條

最高放送審議會會議ハ内閣總理大臣之ヲ召集ス各部及常置委員會會議ハ遞信大臣又ハ其ノ代表者之ヲ召集ス

最高放送審議會書記長ハ最高放送審議會及其ノ各部竝ニ常置委員會ノ書記ノ事務ヲ司ルモノトス之等諸機關ノ審議ハ之ヲ議事録ニ輯録シ内閣總理大臣及遞信大臣ニ各其ノ一部ヲ提出スヘシ

第八條

内閣總理大臣及遞信大臣又ハ之等ノ代表者ハ放送ヲ豫定セラレタル題材ニ關シ豫メ之カ告知ヲ要求スル權利ヲ有ス

第九條

遞信省「ラヂオ」放送課長ハ最高放送審議會及其ノ各部竝ニ常置委員會ノ事務ニ參與ス

第十條

最高放送審議會構成員ハ大藏大臣及遞信大臣ノ共同命令ノ定メタル條件ニ基キ日常ヲ支給サル

第十一條

最高放送審議會構成員タルモノハ同時ニ國立又ハ私營ノ放送局或ハ其他總テ「ラヂオ」放送機關ノ有給職員又ハ協力者タルコトヲ得ス

但シ特別ノ事情ニヨリ必要アルトキハ其ノ都度遞信大臣ハ本規定ノ例外ヲ許容スルコトヲ得

第十二條

本命令ニ牴觸スル規定ハ總テ之ヲ廢止ス

第十三條

内閣總理大臣及遞信大臣ハ本命令ノ施行ニ任ス



報 報

日獨防共協定に關するソ紙の論調

日獨防共協定に關してはソ聯紙は主として外國新聞の論評中防共協定に對し否定的論調を示せるものを轉載して直接自己の意見を表明する事を避ける態度を探り、從つて防共協定に關するソ聯紙自身の論評は比較的少數であるが、其等少數の論評中十二月二十五日附ブラウダ紙の「野望を抱く戦争煽動者」及び十二月一日發行ボルシエウイキ誌「平和運動に對する侵略者陰謀」の二論文は代表的なものと考へられるので茲に譯載することとした。前者の主旨は日獨協定の交渉が秘密裡に進められ、且つ柏林駐在の日本武官が右の交渉に當つた所から推察するに、今回の防共協定は事實は軍事協定に依つて獨逸の意向に制約される事となるから、將來の日ソ關係の親善化は望薄で

あると述べたものである。後者の要旨は、同協定は軍事的以外の何物をも有せずとなし、曾てスターリンがロイ・ハワードとの會見に於て、日獨兩國が今後に於ける戰禍の根源地であると云つた言を引用し、この兩國の軍事的提携を約したる今回の協定に對しては、集團的平和保障制度の樹立強化を主張するソ聯の平和政策以上に正しき政策なきことを世界は悟るであらうと述べてゐる。

一 野望を抱く戦争煽動者

一九三六一一、二五、ブラウダ紙

茲に公表された日獨防共協定の原文は如何なる人をも欺瞞する事は出来ない。戦争の準備に狂奔してゐる最も侵略的な日獨兩國の間に於ける秘密條約を本協定に依つて隠蔽せんとする卑怯な術策は全世界の前に暴露され、當に失敗に歸した。全世界のブルジョア新聞の反響に依ると、下手に誤聞化した文書を發表した所で、誰れも瞞されはしないと述べてゐる。

「一體何を防禦し、誰れを防禦すると云ふのだらうか」と英國の日刊雜誌「ニュー・ステイトメント・アンド・ネーション」は質問してゐる。共產主義を捉へて恰かも危険であるかの如く云ふけれど、此れは獨逸の制度も日本の制度も脅かしはしない。何れの方面から見てもソ聯邦を恐るゝ

根據は一つもない。蓋しソ聯邦は、萬人周知の如く、何よりも先づ第一に平和を希望してゐる。問題は全然別である。國家社會主義と日本人とは、赤い怪物に就いて愚にもつかない囁言を繰り返す事に依つて、自己の陰謀をカムフラージュせんと努めてゐるのである。」

周知の如く、茲にソウエト政府は、發表を急ぎつつあつた日獨防共協定に依つて隠蔽された確かな筋より入手せる日獨秘密條約の締結に關する情報に就いて、其の眞偽を日本政府に對して公式に質問する所あつた。日本政府は始めの中は此等の情報を否定せんと試みてゐたが、其の後間もなく、第三國との間に交渉が行はれてゐる事を認め、尙附言として此等の交渉は只管防共を目的とするものであつて、其れ以外に獨逸と何等の交渉を持つてゐないし、又結ばうと思つてゐないのみならず、日本はソ聯邦との關係の改善を唯これ念じてゐると斷言した。

ソ聯邦は此等の聲明に満足出來ず、日本政府に對してソ聯邦は、信すべき筋より日獨秘密條約の存在を確明した、旨申し述べたソウエト政府は、此の條約が日ソ關係に衝撃を齎らすであらう事を警告した。

過去一ヶ年半の間に、對外諸問題に就いてヒットラーより全權を委任されてゐるリツベントロツプとベルリン駐在日本大使館附武官との間に、コミンテルンの活動と防共

關する政治的情報の交換を行ふ事に就いてのみ交渉が行はれて來たかの如く傳へられてゐる風説の一笑に付すべきものである事を確認する爲めには、茲に發表された日獨協定の原文を詳さに研究すれば十分である。

斯かる場合、日本と獨逸は何故に斯くも用心深く此等の交渉を全世界から隠蔽してゐたか、此點は當然疑はれる可き所である。それから又最後に日本側は何故に大使館付武官が此の交渉の衝に當つたのか、我々の疑問とする所である。ヒットラー、ゲツベルス、其の他彼等の助手共はコミンテルンに對する自己の反感を隠す習慣を持ち合はせてゐないものゝ様である。彼等は通常全世界に向つて其の反感をおちまけてゐる。日本政府も亦共產主義に對してのみならず、一般に日本に於て危険思想と云はれてゐる進歩的な思想に對しても同様最も苛酷なテロ手段を平氣で持つてゐるらしい。思ふに日獨兩國は何物にも妨げられる事なく急速に且つ公然と交渉を進め、兩國の間に各自の今後に於ける防共活動の經驗に基いて政治的情報の交換をなす協定が結ばれたる事を聲を大にして報道してゐる。

再び繰り返して云ふけれど、何が故に此等の交渉が最も秘密に續行され、一年半以上も隠蔽されてゐたのか、何が故に極く最近迄日本政府は此等の交渉に關する如何なる通信をも新聞紙上に掲げる事を許さなかつたのであらうか

此れに對する答へは明かである。所謂防共協定の文書とは日獨兩國の間に結ばれた軍事條約に外ならない。此れは日獨兩國の侵略者共が國民の覺悟を促しつゝある戦争の文書である。

日本軍部の侵略的な分子がイニシアチブをとり自ら發起人となつて取り決めた獨逸との條約が國內に於て、非常に評判悪く、國民は平和を特にソ聯邦との平和關係を希望してゐる事を日本政府はよく知つてゐる。日本政府は今に於ても、尙獨逸との間に何等秘密の條約はないと斷言しながら、國民を誤間化そうとしてゐる。然しそれは成功しないであらう。ソウェイト政府が確かな情報を手に入れてゐると聲明する限り、ソウェイト政府は之を文書を以て實證する事が出来る事を日本政府は覺る可きである。

獨逸との秘密條約に依つて（本條約の内容に就いてはニュース、クロニクル紙の政治記者、ケミングスが概して正しい報道をしてゐる）今や義務づけられてゐる日本は、今後ベルリンの指令に基いて、ソ聯邦とは日蘇兩國間の關係を平常化する事の出来る如何なる協定に就いても一切交渉を打ち切らねばならぬであらう。あれ程までも、日本軍部が恐れてゐた條約即ちソ聯邦との不可侵條約の問題は最早や彼等を脅かす事はないであらう。何となれば今や日本は斯かる協定を締結しない事に形式上義務付けられてゐる。

である。即ち平和擁護の爲め、戦争煽動者及び其の最悪の陰謀に對して集團的安全保障を確立するため以上の警戒とより以上の精力的な闘争が必要である。（H・M）

二 平和工作に對する侵略者の陰謀

一九三六年十一月二十五日に成立せる日獨協定は表面上は反共產主義闘争を目的としてゐるが、實際は軍事的同盟を隠蔽せんとするものであり、全世界を戦禍に巻き込まんとする憎むべき陰謀の重大なる因子の一である。この協定の目標はソ聯に向けられて居ると共にその切先は侵略に脅かされて居る數多の大小列國にも擬せられて居る。

日獨協定の眞義を把握せんとすれば、一九三六年三月一日ハワード氏との會談に際しスターリンの言及せる戦争勃發の危険性ある二地域に關する項を理解しなくてはならぬ。

『余の考では戦禍の中心は二つある、その一つは極東即ち日本の勢力地帯である……その二はドイツである。その何れがより脅威を孕んでゐるかは説明に難い。然し兩者共に現に存し現に活動して居る。之等二つの戦禍を藏する中心地に比すれば、伊エ戦争の如きは一のエピソードに過ぎない。スターリンが勃發せんとする戦争の危機を全世界に暴露

るからである。ソ滿國境に於ける事態の調停に關する問題に就いても、明かに日本はベルリンの指令如何に依つて此れを決定する事となるであらう。丁度日獨協定の發表の前夜滿洲に於ける日本軍部に依つて又もソウェイト國境が侵略された事は蓋し偶然ではあるまい。

日獨秘密協定はソ聯邦に對してよりも、英米に對してより以上の脅威を與へるものであると、ケミングスは述べてゐる。此の點に就いては他のブルジョア新聞も同じ事を指摘してゐる。

『茲に考へねばならないのは、元來英國と云ふ國は冷靜な感情の持主であるから、此等似而非十字軍に加はつて自ら自己を愚弄する様な馬鹿な真似はしないであらう事である若しアジアに於て日本が、ヨーロッパに於て獨逸が地中海に於てイタリアが、夫々覇を唱へる様になれば、大英帝國の古來の威力は茲にその影を没するであらう』とフランスの右翼新聞エコード・パリ紙は述べてゐる。

日獨兩國は世界地圖を塗り變へる爲めに新しい世界戦争を準備してゐるのである。此れは總て、英米其他の諸國に於て、いたく不安に思はれてゐる所である。従つて日獨兩國政府は、其の相互關係に關する規約を到底隠蔽する事は出来ぬであらう。平和の凡ゆる友に執つては唯一つの結論であり得るのみ

して以來この二中心地は更に脅威的なものとなつた。

武力を以て世界分割を行はんとするドイツ・フランスは非常な執拗さを以て軍備擴張をなして居る。一九三三年度に十七萬二千を算する獨逸正規軍は一九三六年には六十五萬に達した。兵役に年制を採用せる結果ドイツ軍の兵員數の百萬超過は近き將來ならんと外紙は報じて居る。この外軍事教育を受けて居る各種のフランス團體（突撃隊労働軍等々）は七十五萬を下らぬ。ドイツ軍用飛行機數は第一線に活動するもののみでも二千臺に達し國內の總數は現在六―七千臺を算してゐる。而してタンクも該期間中に四百臺より三千臺に増加した。ドイツは更に海軍の強化をも計つてゐる、即ちドイツ艦隊の總噸數は現在既に四十二萬乃至四十二萬五千噸に達して居り、又建造中のものは三十七隻、總噸數十一萬四千五百噸である。ドイツ海軍は海軍の最初の攻撃とも稱すべきものは、スペイン政府軍攻撃の海戦及びスペイン海軍の不法なる封鎖への参加である。

更に戦争準備を裏書する重要な證左はドイツに於ける急速なる軍事工業の發達である。一九三三年に三〇であつた軍需品製作工場は一九三六年には三四〇に増加した。而してその従業員數は一九一四年の十一萬人より、一九三五年の三十四萬人に、更に一九三六年には六十萬人に増大し

た。クルツプ工場のみについて見るも、一九三三年に於ける労働者数は四萬であつたが一九三六年には八萬に増加して居る。かくの如く物質的戦争準備に直接従事せる生産機關は現在既に、一九一四年に於けるより五五〇%の増加を見だ。

最近一年間にドイツは各種運輸の極めて強度の武装を行つた。

貨物自動車(これは周知の如く軍隊の動力化に重大なる役割を演ずる)の生産力が増大した。貨物自動車總数は一九三四年の十九萬臺より一九三六年には二十五萬臺に増加した。第一義的に軍事的意義を有する自動車専用道路及びそれに並行する普通の自動車道路が建設された。一九三六年—三七年の間に五つの重要道路(フランクフルト—ケルン・フランクフルト—ミュンヘン・ブレメン—リユベツク等)の裝備が完成する筈である。鐵道の戰備にも多大な注意を拂つて居り、その動員能力の大なることは各種のフアンスト大會参加者の集團輸送に見るも明らかである。ゲーリングの提唱せる有名な「原料四ヶ年計畫」は戦争根源地の經濟的戰備充實に寄與するであらう。ドイツの軍事費の増大も亦注目し値する即ち一九三三年度には九億六千マルクであつたのが一九三六年には百十二億マルクになつてゐる。

成のため汎ゆる策を弄して居る。シヤハト氏の東歐及南歐への旅行、ゲツベルスのイタリイ訪問、ヒツトラーのホルチ及チアノとの會見其他多くの事實は何れもドイツ外交政策の活潑性を物語つて居る。

ドイツの戰禍根據地に起因する戦争の危機が今や全歐洲に於て明らかに觀取され得ることは驚くに當らない。

舊帝國主義者——ロイド・ジョージはドイツ軍備に胚胎する現今の情勢を極めて妥當に表現して居る。即ち彼はマンチェスターに於て曰く『世界大戦後現在の如く險惡な情勢の會つて無かつたことは衆人の認むる所である。暗雲は空を蔽ひ、空氣は危機を豫感せしむる』と。

ドイツの軍備充實と同時に地球の他の半面に於ては極東の戰禍根據地が頻りに活動して居る。

日本の軍部は一刻も攻撃戰準備の歩調を緩めない。日本紙の報ずる所に依れば、一九三六年夏の軍備擴張六ヶ年計畫が作成され、その内容の重點は各兵種の兵員増加及びその技術改善に置かれて居る。この計畫實現には六十二億圓を要すと稱せられて居る。この計畫の豫定するところは歩兵八ヶ師團騎兵八ヶ聯隊、砲兵二十一聯隊、工兵二十五聯隊、空軍八ヶ聯隊を新設するにある。即ち歩兵及騎兵の員数は四七%、砲兵は四五%、飛行隊員は五〇%、工兵三〇〇%の増

ドイツ・フアンズム指導者は軍備充實のため勤勞民を物質的窮乏に驅つて居り一旦戦争となれば民衆は肉彈となる様に運命づけられて居る。クルツプ、テイセンの利益配當金は不斷の増加を続ける一方ドイツ勤勞民の収入は減じ勞銀は低下し、飢餓窮乏化はドイツ全國に擴がりつつある。『パターの代りに大砲を』と云ふ標語は明らかにこの軍事政策を表現して居る。

軍備充實と共にドイツはその外交政策に於て明らかに侵略的意圖を増大して來た。英國ブルジョア支配階級の唱導する「無抵抗主義」なる退嬰的政策に乘じ、又佛國ブルジョアジエを威嚇しドイツ・フアンズムの行動は日増しに傍若無人となつて來た。

國民皆兵の實施更に空軍制度の布告に續いてライン地帯の再軍備が行はれ、兵役二ヶ年制が實施されたことは吾人の記憶に新しいところである。一九三六年十一月十四日ヒツトラーはライン及其他の諸河に關する國際河川協定を一方的に廢棄した。これは河川艦隊新設計畫に關して明らかに軍事的意義を有する。

ドイツはビレネー半島及西領アフリカに於ける戰略上有利な地點を得んが爲め、スペイン動亂に公然と軍事的干渉を行つた。

ドイツは自から主唱者となつて歐洲侵略國のブロック結

加を見る筈である。この大計畫は既に着手され、四ヶ師團新設の準備工作が行はれて居る。現在工兵及輜重大隊は着々聯隊に改編されつつあり、騎砲兵聯隊飛行聯隊等が新設されて居る。世界最優秀艦隊の一を有する日本は更に軍備擴張に努めて居る。國際聯盟の資料によれば、目下建造中の軍艦は三十一隻その中、航空母艦が二隻巡洋艦が四隻であつてその總噸數は七萬九千五百噸である。一九三六年一月一日現在に於ける日本艦隊の總噸數は八十三萬噸である。その外日本政府は極く最近所謂第三次建艦計畫を可決した。その内容とするところは數年間に總噸數二十二萬噸に上る大軍艦(その中には戰國艦及巡洋艦を含む)の建造である。

戦争を技術的に保障するため日本陸軍省は軍事工業特に航空機製作、自動車トラクター製造、化學工業擴張に著しく意を用ひて居る。私營企業の國家統制に關する多數の法律が發布され、又獨特な電力國營案なるものが作成されて居る。——一言にして云へば全日本國民經濟は軍國主義一色に塗りつぶされ戦争開始の準備に忙殺されて居る。

一九三六年度に於ける軍事豫算は十億五千九百萬圓に達したが、本豫算年度に於ては陸海軍兩省合せて、十五億圓即ち全歳入に等しい額を要求して居る。

更に又極東戰禍根據地の活動性は朝鮮及滿洲に於ける對ソ聯戦争に必要な戰場の準備より明らかに觀取される。過

去五ヶ年間滿洲に建設された九千五百軒にも上る新鐵道はそれが滿洲國境に向つて居る限り、明らかに戰略的意義を有するものである。一九三六年中に鐵道及道路網は著しく擴張された。即ち同年中に松花江に沿つては佳木斯に向ふ鐵道、東方は虎林に向ふ鐵道、西方はハロンアルシヤンに向ふ鐵道が敷設された。又一九三六年八月に北鐵は標準軌道に改められ此の線も日本軍事鐵道網に編入された。

日本の軍用貨物の吞吐を目的とする北鮮諸港の開発も依然として続けられてゐる。滿洲にあつては盛に航空網の擴張が行はれて居り、就中重要航空根據地の新設は明らかに日本軍部の侵略計畫を物語つて居る。

關東軍參謀部は鋭意滿洲に於ける冶金工場の擴張に努めて居り、アルミニウム工場、其他特に石炭液化工場建設を行つて居る。この産業建設は採算の可否を度外視し又政府の出資せるこれ等新企業は競争を激化する故に日本内地のトラストが反對して居るにも拘らずその反對を抑切つて行はれて居る。

右の諸事實は日本帝國主義者の侵略的意圖を證するに充分である。更に滿洲並に滿蒙國境に於ける組織的煽動行爲を指摘する必要がある。一九三六年中(九月末まで)に日本及滿洲國軍に依るソ聯及蒙古國境の侵害は九十件以上に達した。

に於ける戰場の軍事技術的建設により世界を威嚇するのみならず、既に對支侵略戰を遂行しつゝあることに依り世界を威嚇して居る。支那領域綏遠(内蒙古)に於ては既に二週間に上り公然と軍事行動が行はれて居る。該地方に侵入せる日滿軍は更に支那領域の一部を獲得せんものと空軍化學的兵器及砲兵を動員せしめてゐる。十一月十五日陶林附近の戰闘で日本軍飛行機は支那軍駐屯地帯に八十個の爆彈を投下した。十一月十五日百靈廟の激戰で支那軍は約三百日滿軍は六百の死傷者を出した。これ等の事實は戰闘が如何なる質性のものであつたかを充分に物語つて居る。日本軍部が對共產主義鬪争に關聯して如何に欺辯を弄して軍事行動を隠蔽せんと努めても、日本が支那領域を蠶食せんが爲め戰争を行つて居ることは全世界に公然たる事實である。

綏遠は日本の侵略計畫に於ける次の段階である。綏遠攻撃の究極の意圖は對ソ聯戰の戰場準備にある。綏遠占領の目的は全内蒙古を日本に服従せしめることにあり、従つてそれは日本帝國主義者が滿洲國と同様の蒙古獨立國を建設することを意味する。日本軍部の意見に依れば、綏遠占領は蒙古人民共和國を戰略的に包圍し支那と蒙古人民共和國との間に障害物を設けることになる。

綏遠を掌中に確保せる日本帝國主義者は蒙古人民共和國攻撃のための第一線を擴張し得ると考へて居る。然しそれ

最近(十一月五日)日本陸軍省は「陸軍々備の充實」に關するパンフレットを刊行した。この刊行物は陸軍省の發行せる他の總ての文獻と等しく日本國民に對して軍備のためには爾後更に多大の犠牲の必要なることを説得せんと努めて居る。その結論に於て、極東に於ける戰争煽動の思想的指導者はドイツ・ファシズムなりと明らかに記述して居るパンフレットに曰く

『未來の戰争は兵力戰、經濟戰及思想戰の三巴である。故に豫め平時に於て國家の全力を完全に發揮し得るが如き國家の全體制度を確立することが肝要である。如何なる犠牲を拂ふとも、國家の全力を傾倒することは戰争開始と同時に強力なる一撃を加へ爾後の戰闘を有利に展開せんが爲めに斷じて必要である。』

かくの如く「ヘツケル式」戰闘機並に毒ガス製造法と共にドイツより日本に「全體國家」戰争開始と共に爾後の戰闘を決せんとする「突撃軍」等の思想が輸入された。日本軍部のファシスト派はドイツの先輩の良き模倣者である。然し彼等は明らかにドイツの先輩に先鞭をつけた。即ちドイツファシズムはスペイン内亂と同時に直接軍事行動を開始せるに反し日本帝國主義は周知の如く既に五ヶ年間對支戰を行つて居る。

日本帝國主義は新帝國主義戰争準備、急速なる軍備、滿鮮

と同時に日本軍の内蒙奥地への侵入は北支各省(陝西、山西省)の壓迫並びに支那西北部に於ける勢力範圍擴張に有利なる地位を獲得せんとする意圖をも含んでゐる。

故に最近日滿蒙軍のなせる綏遠攻撃は英米兩國の言論界に大恐怖を惹起した。綏遠に於ける戰闘は英米兩國をしてアジア大陸に於ける日本の武力侵略は止まず、又汎ゆる國際的、國內的障礙にも拘らず日本は一九三二年以降植民地再分割政策を繼續して居ると云ふことを想起せしめた。この邊鄙な支那の一省が外見上歐洲政策の「大道」より如何に遠隔な地にあらうとも綏遠に於ける戰闘は日本帝國主義の侵略政策の一大確證である。

かくの如くドイツ・ファシズム及びファツシヨ化しつつある日本軍部の言論行動共に、最近この二侵略者活動が著しく敏活になつて來たことを表示して居る。それと共に一九三六年十一月二十五日調印された日獨協定は、最近頃に共通利害關係の増大した二戰禍根源地が公然と直接の折衝を開始したことを意味してゐる。

秘密條約を隠蔽せんが爲めに日獨防共協定なるものが發表された。然しこの愚劣な隠蔽策に欺瞞される者は殆んど無い。全世界の眞摯なる言論機關は既に所謂日獨防共協定なるものは兩侵略國間の軍事條約のカムフラジナリと確信

して居る。例へば批判に極めて慎重な態度を持つる英國通信社ロイテルはこの日獨外交取極めを目して『その大部分は海面下に沈んで居る氷山の如きものなりと評して居る。』

著名なる英國評論家ケミングスはニュース・クロニクル紙に於て日獨軍事秘密條約の内容を可成り詳細に論述して居る。次にケミングスの要旨を記さう。それに依れば條約第一部は軍事協定であり、その内容は兩締約國相互に如何なる軍事技術的援助をなすかを示して居る。而してドイツは日本に對し航空軍事化學其他の軍事技術部門に於て技術的援助をなす義務を有する。條約第二部は日獨兩國の『合法的利害關係の共同擁護』問題の取極めである。條約第三部は日獨兩國共に他の締約國に通知することなく如何なる第三國とも條約を締結することを得ざるの義務を設定して居る。而して最後の第四部に於ては締約國の一方が第三國と戦端を開く場合には他の締約國は盟友の不利になるが如き措置を取らざるの義務を定めて居る。

この協定の侵略的意圖は明瞭である。この文書は日獨軍事プロトクを完全に定義して居る。日獨軍事協定の必要性は日本に於て公然と宣傳された即ち末廣博士の如きは『外交時報』(一九三六年五月號)に於て明確に次の如く論述して居る。
『日本の唯一の盟友はドイツである。ドイツは植民地を失

のである。余は全責任を以てこの共產主義なる語さへ見出し得ないであらう秘密條約が、過去十五ヶ月に日本大使館附陸軍武官とドイツ首腦外交官との間の協議交渉の所産たることを斷言し得るのである。』

世界多数の言論機關はこの公表された反コミンテルン協定そのものには何等重大なる意義なきことを認めて居る。眞摯なるブルジョア政治家は唯一人として地球の正反對面は位し而もそのテロ的政治機關の完全を誇とする日獨兩國が反共產主義闘争の爲め特別の相互條約を必要とする事態にあるとは考へない。

小數の例外はあるにせよ英米佛の所謂大新聞紙は公表された日獨「防共」協定の目的はこの二國間の軍事秘密條約に存し、その目標とするところは獨りソ聯のみならず廣く英米其他諸國をも包含すると論斷して居る。

ソ聯の提唱する世界分割不可論の正しきことは嚴然たる現實が之を裏書して居る。英國に於ける日獨協定に對する反響は注目に値する。タイムスは日獨協定が一大脅威なることを論じ次の如く述べて居る。

『この同盟の惹起する可能性ある重なる危険は歐洲に於てはヒットラーの支配、極東に於ては日本軍部の活動而してそれは恐らく猛進的狂暴的行動の自由の増大にある。我々の利害關係の大なるは主として後者である。この協定に依

ひ販賣市場を必要として居り、日本は市場の公平なる再分配と天然資源を渴望して居る。日獨軍事協定の締結こそ兩國協調の第一歩である。』

日獨兩國は一九三六年夏以降ソ聯に關し汎ゆる流言蜚語を流布し反ソ政策及「イデオロギー的」準備工作を行ひ、これにより「日獨防共協定」に對する英米佛ブルジョアジの感情を緩和し得るものと考へて居た。然し賢明なるブルジョア政治家は一人として日獨協定の「イデオロギー的」反コミンテルンの性質を信する者は無い。

日獨協定の真相の暴露はニールンベルグに於ける反ソ宣言、日獨新聞紙の反ソ中傷を根本的にして重要な目的即ちソ聯邦のみならず日獨兩國の帝國主義的競争をも目標とするプロトク同盟の結成並に侵略準備を隠蔽せんとする煙幕の用に供せんとして居る事實を全世界の前に明かならしめた。

充分なる確證を有するリトヴィンフは第八回臨時全聯邦ソウェイト大會に於て次の如く聲明した。

『今回發表せられたる日獨協定に關し余はその條文中に何等かの意味を求めやうとするのは無駄だと思ふ。何故ならばこの協定はそれと期を一にして審議され署名、調印され而も公表を憚る條約を隠蔽する以外何等の意味をも有せぬ

つてインドネシアに於ける日獨兩國の經濟的従つて政治的勢力範圍劃定に關する了解がついたとの風聞は恐らく根據あるものであらう。これは明らかに香港及シンガポールに於ける我國の地位を脅かすものである。何れにもせよ日本南進はこの協定に依り更にそのテンポを早めた。尙ほ又、歐洲に於ては、ドイツがチエコスロバキヤの「赤化」と云ふ根も葉もないことを理由として行つて居る不斷の工作は最悪の結果をさへ豫想せしむる。』

英國保守主義者の指導的機關紙が右の如く指摘してある處のものは日獨軍事同盟の不可避的結果の一部分にしか過ぎない。事實日獨軍事同盟に起因する世界の脅威は印度南部支那チエコスロバキヤより更に廣範圍に亘る利害關係をも侵害する。イタリーをも包含するプロトク形成後この兩戰禍根源地は更に行動の敏捷性を加へつゝある。日獨プロトク結成と云ふ事實は先づ第一にこの兩國の弱點を白日下に曝し出して居る。即ち、日獨兩國共に重大なる——經濟的並に政治的——障礙に直面して居る。社會的基礎不安定にして經濟資源固渇し、原料を海外市場に仰で居る二國間の同盟は斷じて國內勢力を増大することなく激化するものは唯冒險主義と侵略的傾向のみである。

日獨軍事協定加入國は對ソ侵略を強化することは必然なるも更に彼等は小國にも着眼するであらう。支那は必らず

や新軍事ブロック渴望の對策となるであらう。緩速に於ける軍事行動は着々と進展しつゝあり、日本外交は南京政府に對し執拗に「支那共産主義者及び紅軍防衛同盟の締結」即ち換言すれば日本軍の支那内部への侵入権を強要して居る。

支那輿論が日獨同盟を以て支那の自由並に獨立を脅かすものなりと論じて居るのは極めて正鵠を得て居る。日本侵略者は恐らく支那民衆の強力なる反撃を蒙るであらう。日本軍の緩速進撃に呼應して新に起れる抗日民衆運動は明らかに這般の消息を物語つて居る。緩速戦線に於ける支那軍の頑強なる抵抗は支那に於て展開しつゝある抗日救國運動の重大なる指標である。

日獨同盟はそれが歐洲に於けるドイツ並にイタリーの侵略的傾向を増大すると云ふ點でも亦重大なる軍事的脅威を激化する。英國政界は次の如き觀測を下して居る。日本側の支持を得たドイツは近き將來に於てダンチツヒ及チエコスロバキヤの侵略を對象とする次の飛躍段階に移るであらう。而して日本軍部が極東に於ける大英帝國の權益を直接に侵害するものとすれば西歐に於ては大英帝國の權益はドイツの煽動によりて間接に侵害されるものである。然し更に廣範圍に互り利害關係を侵害されて居るのはフランスである。日本と同盟締結後フランス・ドイツは

ことを明示してゐる。

小數のブルジョア評論家はソ聯邦の平和政策、集團安全保障確立に對する積極的闘争をソ聯邦が侵略者の攻略から免れんとする努力なりと解さんとする傾向がある。

第八回臨時全聯邦ソウエート大會に於けるスターリンの演説對論特にモロトフ及びリトヴィノフの演説はソ聯邦の態度を明確に決定した。

ソ聯邦人民委員會議長モロトフは次の如く述べてゐる『然し平和並にソ聯邦國民の平和工作擁護の爲めに我々の信頼すべきは唯自國の力のみなることを斷言する』(拍手)と。

リトヴィノフは次の如く強調した。『ソ聯邦は如何なる同盟如何なるブロック、如何なる聯合にも助力を懇願するものではない。唯他國家に對し平和擁護のため、諸國と密接なる協調を保持することにより如何なる利益を獲得し得るかを考慮することを提言するのである』と。

戦争を究極の目的とする日獨協定は敵國の攻略に對し何時にても應ずる準備あるソ聯邦を奇襲するを得なかつた。この協定により最も打撃を蒙つたのは戰禍の局限にはなき望を抱き、他國を犠牲にして自國の安全を計らんとする國家である。

フランス・スペイン干渉問題に續いて今次の日獨協定

以前にも増しチエコスロバキヤ、ルーマニヤ並に其他フランスと密接な共通利害關係を有する歐洲諸國家に對し暴威を逞しくすることを得る。全世界平和に對する脅威はドイツ、イタリーが従前にも増して公然とスペイン問題への干渉を始めることにより激化される。

かくして主要同盟國——日本及ドイツ——は侵略の機を覗つて居る最も貪欲な帝國主義的國家なるが故に平和脅威の範圍は著しく擴張された。

日獨軍事協定は平和維持に深甚なる注意を拂つて居る諸國家の幾多の利害關係を侵害しつゝある。然し乍らそれと共に日獨軍事同盟は日獨兩國國民の最も大なる利害關係をも侵害する恐れが充分にあることを忘れてはならない。蓋し『世界中何處にも戦争を欲する國民は「もたない」(スターリン)からである。日獨國民大衆は戦争及軍事同盟を望んで居ない。一部侵略者が強制的全國民大衆を戦禍に捲き込むが如き罪惡的行爲は、早晩弱小民族の帝國主義的掠奪征服を欲せざる此等國民の側より猛烈なる反撃を受くることは明白である。』

日獨協定が英米其他資本主義諸國に惹起せる混亂は、過去現在を通じてソ聯の政策、即ち效果ある平和擁護、集團的安全保障制度の設立強化政策こそ唯一の正しき政策である

は集團安全保障を忌避する者及び中立維持を口實として、集團安全保障を回避する赤色信號である。(H・M)

日本に於ける統一労働者人民戦線樹立の爲の闘争

本文は十二月九日附アラウド紙所載「東京、寺田」の署名ある首領論文を譯載したものである。その内容は近年の労働者、農民、小市民の生活状態悪化のため、二月事件前から反ファツツヨの気分が醸成されつゝあつたが、この機運は廣田内閣の成立後は一層濃厚となり、昨年六月には加藤勸十一派の労働無産協議會の成立となり、同黨は社大黨に門戸開放を迫り反ファツツヨ人民戦線の創設を提案した。之に對し社大黨内には河上片山一派の人民戦線賛成派と、麻生、龜井一派の人民戦線反対派が對立するに至つたが、軍部支持の麻生派の地位は軍部の造兵廠労働者の組合加入禁止に關連して動搖するに至つた。併し日本人民戦線運動は未だ初期の段階にあるに過ぎない、と述べたものである。尙「寺田」なる署名は従來も屢々日本の問題に關するソ聯紙の論文に用ひられて居る。

統一労働者人民戦線——此れは今日の日本の新聞紙上に於て最も論議囂々たるテーマの一つである。

茲に東京に起つた二月事件は、労働階級廣汎なインテリゲンチヤー及び小ブルジョア層に多大の感銘を與へ、日本

に於けるフアシズムの危険を全幅的に示した。従来の齋藤及び岡田の兩内閣に於けるよりも軍部の勢力が著しく強い廣田内閣の成立は、フアシストの危険の激化に拍車を加へた。廣田——寺内内閣は労働階級のみならず自由主義的な各グループに對しても彈壓的官憲テロを強化した。

斯かる事態の下に盛りあがりつゝあつた現行制度に對する不滿の聲はフアシズム（廣田内閣はこのフアシズムの爲めに地盤を築きつゝある）時に日本に於けるフアシズムの指導的部隊たる軍部に向つて集中された。その結果、既に二月の總選挙の場合に於て國內に擡頭した左翼への前進は各ブルジョア政黨及ブルジョア・インテリゲンチヤの進歩的な分子をも獲得した。

然し最も重要な運動は労働階級の陣營内に於て行はれた労働運動に對する官憲テロが強化された時期と一致する滿洲占領の時期は労働者の大量檢舉多數のプロレタリア政治及び文化機關の破壊及び労働組合に對する彈壓に依つて特徴づけられてゐる。而して我等は總べて必然的に労働運動の状態の上に重大な影響を及ぼし労働運動の積極性を減殺した。一方盲目的な排外的愛國主義者は世界戦争が齎した様な景氣を滿洲に於ける軍事行動が齎らすであらうと期待してゐた小ブルジョアの可成りの層を獲得した。この排外的愛國主義の波の影響を受けてインテリゲンチヤの

階級の状態は政府ですら特に憂慮せざるを得なかつた程に悪化し、現在政府は農村に於ける上層階級たる地主・富農の状態を改善する爲め、又北日本即ち東北地方に於ける數ヶ年間に亘る不作と饑饉の結果齎された緊張せる事態を緩和する爲め、各種の對策を講ぜざるを得なくなつた。

同時に各國に於ける日本商品のダンピングに對する闘争の結果たる輸出の沈滞は、小ブルジョアたる小商工業者の状態を悪化し、各小企業に於ける生産高の減少を招來した。例へば「東洋經濟」誌の指摘してゐる所に依ると、一九三五年の下半期には「小工業の各企業に於ける労働者の數が激減したが、此れは生産の利潤確保の爲め此等の企業が労働者の數を縮小したからである。」と述べてゐる。

小ブルジョアの間に於ける動搖と労働階級の積極性の強化は、先づ第一にインテリゲンチヤの動向の上に現はれた。即ちインテリゲンチヤが軍國主義及びフアシズムより遙遠さがるに至つた幾多の事例が存在し、又彼等の陣營内に於ては民主主義的な、反フアシスト的なそして反軍部の傾向に新しい刺戟を與へたが、現在この刺戟は將來に於ける軍備の充實を計る爲め新しい重荷で大衆の肩に擔はれてゐる廣田——寺内内閣の政策に影響されて、一段と強化されてゐる。

大部分は國家主義の陣營に移行し、フアシズムの陣營にすら投じた。然し労働階級の進歩的な部分は共產黨の指導の下に、戦争と反動に對する闘争に於て多大の勇氣と頑強さを示した。

一九三四年——三五年には労働運動の發展上一大轉換が行はれ、各労働機關の積極的活動が急速に熾烈さを加へてきた。蓋し、此の原因は労働者の物質的狀態が組織的に悪化した事と、國內に於ける盲目的な排外的愛國主義者の勢力が衰退し始めた事によるものである。一九三五年から三六年にかけて労働階級の主要部分を占めてゐる男女紡績工の一日の平均勞賃は九十一錢から六十九錢に低下した。特に軍需關係の各産業部門に於ける勞賃は著しく低下した。前記期間に機械製作工業部門に於ける勞賃は五・九%、器具生産部門に於ける勞賃は三・七%、車輛生産部門に於ける勞賃は四・四%、染料工業部門に於ける勞賃は四・五%等々夫々低下した。

然し滿洲と云ふ「樂園」の建設が齎した結果を自己の肩に負擔せしめられたのは獨り労働階級のみでなかつた。農民階級の状態も労働階級に劣らず悪化した。一九三五年に於ける日本の全農村經濟の生産額は、一九二九年——經濟危機の前年——八八%、一九二五年の僅か七〇%であつた事を指摘するだけで充分である。一九三五年には農民

此等の總ての事情に影響されて労働階級の陣營内に於ては統一への即ちフアシズムと軍國主義に對する防壁たる統一戦線樹立への氣運が強化された日本の労働階級はこれについて若干の經驗を有してゐる。一九三五年の秋に於ける府縣會議員選挙に際し共產黨は統一労働者選挙戦線のスローガンを掲げたが、此れは多くの地方労働機關の支持を得て實現された。その結果は多くの府縣に於て労働者出身の候補者の當選となつて現はれた。而して此の時以來統一労働者戦線の思想は日本に於て益々普遍的なものとなつてきた。大阪及び東京の労働者は率先して統一労働組合本部の樹立を目的とする運動を開始し、此れは本年一月に「總同盟」と「全勞」の合同となつて現はれた。

労働運動の積極化の結果として社會大衆黨の革新と相並んで新たに合法的なより一層左翼的な労働黨が成立した。即ち一九三六年の六月加藤勘十（有名な左翼社會主義者）を首領とする評議會の指導者と最近社會大衆黨を除名された左翼分子は、労働無産評議會と云ふ新黨を樹立して、主として左翼の中間派の分子を陣營内に包擁してゐる。此の黨は「我が黨は階級闘争を立場とするものである」と聲明し主要スローガンとして戦争及フアシズムに對する闘争を掲げた。本黨は日本に於ける統一プロレタリアート人民戦線樹立の課題を廣汎に亘つて提起した。尙これのみに留まら

ずして、勞農無産は、最も強大な政民主義的労働黨たる社会大衆黨に向つて、凡有る労働機關に對して例外なく門戸を開放する様に要求した。

社会大衆黨なるものは抑も英國労働黨とベルギー社会黨の形に倣つて組織されたものである。社会大衆黨は黨員を個人的にも採用するが又總數二十萬乃至三十五萬を算する會員を擁する多くの労働組合及び若干の農民組織をも加盟せしめてゐる。勞農無産は、社会大衆黨の門戸開放をスロীগンに掲げながら、凡ゆる農民及び労働運動を社会大衆黨の勢力下に統一する様に努めて來たし、又現に努めてゐるが、蓋しさうする事に依つて、階級闘争を立場とする勞農無産は凡ゆる黨を階級闘争の陣営内に移行せしめんとする闘争の實を擧げんとしてゐるのである。

勞農無産の聲明は、此の黨に加入してゐる左翼的労働組合及び農民機關の間に於けるのみならず、社会大衆黨の多くの下級役員及び普通黨員の間に於ても熱烈なる共鳴を克ち得た。社会大衆黨の陣列内に於ては統一労働者戦線の樹立に關する問題及び戦争とフアンズムに對する闘争の爲めの人民戦線樹立のスロীগンを繞つて激烈な討論が戦はされた。斯くて從來四分五裂してゐた労働組合及び農民同盟の統一運動が始まり、八月月上旬には大阪に於て、社会大衆黨及び勞農無産の周圍に夫々分派を作つて群立してゐる勞

働者及び農民機關の所謂「圓卓會議」が開かれた。此の會議に於て大阪、神戸、名古屋及び京都に協調委員會を設置してフアンズムに對する闘争の指導と社会大衆黨を中心とする統一戦線の樹立に當らしめるやうに決定した。一方、東京に於ては八月二十九日東京交通労働組合市従業員組合、自動車従業員組合、及び評議會東京支部の四つの左翼的色彩を帯びた最も大きな労働組合が社会大衆黨に合流する事に決定し、此の問題に就いて社会大衆黨と交渉を開始する事になつた。而して此等の労働組合の後に續いて勞農無産中央委員會も亦無條件で社会大衆黨に合流する事に決定した。

社会大衆黨の普通黨員及び多くの黨役員が統一労働者戦線の樹立に賛意を表したのに反し同黨の反動的な指導者は勞農無産の提案に驚愕した。其處で九月一日に開かれた社会大衆黨中央委員會の會議は統一戦線樹立の運動を妨害する決議を採擇した。即ち黨中央委員會は「前記四つの労働組合が眞の反フアンショ運動と共產主義の思想を全幅的に排撃する反資本主義の原則に立脚してのみ始めて可能である事を認める限り、此れを條件としてのみ」此等労働組合を黨の陣列内に加入せしめると決議してゐる。

社会大衆黨指導者の此の態度は若干の黨組織の間に於て不滿を買つた例へば「東京日日」紙の報じてゐる所に依れ

ば、川方代議士の指導してゐる大阪の黨組織は斷乎として統一戦線の樹立を主張してゐるとの事である。然るにも拘らず、社会大衆黨中央委員會に於ける指導的グループは依然として凡ゆる方法で統一戦線樹立の努力を怠り況や勞農無産との合同は考へやうとしてゐない。

社会大衆黨指導部内に於ける闘争を繞つて黨は二つのグループに即ち、代議士河上、片山其他のに依つて指導される統一戦線、人民戦線の樹立を主張してゐる労働者グループとフアンシスト的色彩を帯びた代議士麻生（黨書記長）及び龜井（中央委員會書記）の下にあつて一部の軍部とのプロツク結成に傾き、統一戦線人民戦線に反對してゐるグループと分裂した。「報知」紙の報じてゐる所によると麻生及び龜井一派は次の様に主張してゐるとの事である。即ち「(一)日本軍隊の本性は他の凡ゆる世界の軍隊より隔然と異なつてゐる。日本軍隊は國家革新の原動力たり得るであらう。而してその革新の方向は不可避的に社会主義的な線に沿ふて進むであらう。

(二)日本に於てはフアンズムとの闘争の爲め人民戦線を樹立すべき何等の必要をも認めない。従つて社会大衆黨と勞農無産との合同には反對せねばならない。」と

斯くの如く麻生及び龜井一派の指導的思想は反フアンシヨ人民戦線ではなくて社会大衆黨と軍部の一部とのプロツク

クである。麻生——龜井一派の態度は本質的に軍需品の注文獲得に關心を有し、戦争と國內に於ける軍部「フアンシスト」的獨裁に自己の運命を塔げフアンシズムの側に移行しつゝある中、小ブルジョアの上層部の意向を反映してゐるのである。

麻生——龜井一派の態度は労働階級の左翼分子の側のみならず、廣汎な進歩的なグループ及び急進的「ブルジョア」グループの側から亦指彈を蒙つた。有名な自由主義的な評論家清澤は人民戦線の樹立に賛成せる論文を掲げ（雑誌「改速」誌上に）麻生の態度を峻烈に批評して「若し麻生の見解が本當に社会大衆黨の態度を反映するものであるならば、彼等の所謂「人民戦線」なるものはフアンシズムと闘争するのではなくしてフアンシズムと協力して進んでゐる諸運動と合流する事になるであらう」と端的に述べてゐる。

統一労働人民戦線樹立の運動はフアンシスト化しつゝある社会大衆黨の指導者の反動的な態度にも拘はらず益々發展しつゝある。勞農無産の指導者加藤勘十は此の問題を繞つて今日迄開かれて來た討論の總決算を行ひ「中央公論」誌上に於て「社会大衆黨よりフアンシスト的なイデオロギーを清算すると共に大衆黨内に於ける反フアンシスト分子の積極性を強化し彼等の活動を鼓舞する」爲め積極的な闘争をア

ピールしてゐる。この呼掛けは社會大衆黨の黨員大衆の間に於て明らかに彼等の共鳴を克ち得た。既に「報知」紙が報じてゐる様に、陸軍省が造兵廠の労働者に對して労働組合に加入する事を禁じたる事に關聯して、從來軍部の見解は「社會主義的」なものであるかの如く思つてきた幻想に重大な打撃を齎したるこの命令によつて、社會大衆黨内に於ける片山田方共の地位は一段と強化されたが、一方此れと同時に麻生——龜井一派の地位は動搖を免れ得なかつた。

最近多數の左翼社會主義的評論家と加藤勳十一派に接近してゐる活動分子が檢舉されたが「東京日日」紙の報じてゐる所によると東京に於て開かれた警察部長會議に於て検事總長が「日本に於ける共產運動は未だ々々根絶される所までは達してゐない。……日本共產黨は、黨が最近迄意見を異にして來た諸組織と協力して統一プロレタリア戦線を樹立することを内容とする新しい政策を採擇し此れを實行してゐる」と述べたことである。

日本に於ける統一労働者、人民戦線樹立の運動は、未だ最初の段階に留まつてゐるに過ぎない。然るにも拘らず此の運動は今や既に廣汎なる各層のスローガンとなつてゐる。然し、本運動の指導的な合法的グループ即ちフアンズムと戦争に對する闘争に於て明かに進歩的な役割を演じてゐる。

支那に於ける日本の侵略の激化を背景とする張學良軍の蜂起と彼等に依る蔣介石の逮捕は特別の性質を帯びてゐる。現在、支那國內に於ては支那の統一を目指して凡ゆる勢力の調整が行はれつゝある。この過程は最近數ヶ月間にその形罷が益々尖鋭化して來た反日運動の壓迫の下に、發展擴大しつゝある。日本帝國主義の侵略に對する闘争の戦線には凡ゆる社會層とグループが参加してゐる。即ちブルジョア一の代表者、學生、労働者及び農民が加入してゐる。

而して、最近に於ては、支那を分割し、國民を貧困に陥れてゐる諸軍閥の愚劣な内亂の凡ゆる重疔を自己の肩に負はされてゐる廣汎な兵士大衆も亦此の戦線に加入する事となつた。押し寄せてくる日本の侵略者の面前に於て内亂を事としてゐる此等の軍閥は、侵略者に對する抵抗力を弱め秩序を破壊するのみであつて、其の結果は侵略者をして支那の領域を次から次へと容易に獲得せしめてゐる。

支那の統一を計ると共に其の分割されたる部分を糾合し外國の侵略者に對する闘争の爲め支那の全國民を團結せんとする企圖——此れは現在南京政府が直面してゐる緊急の基本課題である、支那國民の敵の走狗となつてゐる徒輩に依つて使喚されてゐる反動諸勢力は、此の企圖に對して頑強に反對してゐる。

張學良軍蜂起の原因は、日本帝國主義による支那の奴隸

加藤勳十一派の見解が未だ自己矛盾を清算するに至らず混亂してゐる事を看過してはならない。

西安事件に對するブラウダ紙の論調

一九三六年十二月十四日附ブラウダ紙は過般の西安に於ける張學良叛亂事件に關し「支那の事件」と題する社説を掲げ、今次の事件は一部親日分子の陰謀に依るものにして、事件の背後には日本帝國主義の魔手あり、日本は支那に於ける諸勢力の統一を妨害し、その支那に對する帝國主義的強盜政策を實現せんと企てつゝあり云々と虚妄の臆説をなして日本を誹謗してゐる。

尙、同紙は一方上海、東京、パリ其他よりのタス通信記事を掲げて右事件の内容を報道して居るが、その報道も同記事を右の如く觀察する見地より之を爲し居れる態度の窺はれるものがある。

陝西省に突發せる事件は、問題が問題であるだけに、全世界の視聽の中心となつてゐる。未だ十分ではないが、個々の電報通信社が支那より報道してゐる情報に依ると、陝西省に駐屯してゐる張學良軍は南京中央政府に反對して立ち、政府の首領、蔣介石を人質として捕へた様様である。支那の西北地方に生起せるこの事件は、今後も引續いて起るであらう類似的事件の前途とも云ふべきものである。

化を容易ならしめる爲め、凡ゆる手段を利用してゐる親日系分子の陰謀の上に求むべきである。有名な日本の走狗、精衛の名前が陝西省に起つた今次の張學良軍の蜂起と密接に關聯されてゐる事は、蓋し偶然ではない。曾て南京政府の代表者たりし汪精衛は、公然と國家の民族的諸利益を外國の侵略者に賣らんと企て、支那國民の裏切者としての烙印を押されたのである。支那の愛國の士に依つて汪精衛の暗殺が企てられ、彼は其の後遂に外國へ亡命せざるを得なくなつた。

然し、この札付きの日本の走狗は、亡命中と雖も依然として一派の首領を以て任じ、支那の統一に對して凡ゆる反動勢力を對抗せしめた。彼汪精衛は、張學良軍内に於ける反日的な機運を利用して、中央政府に對して此等の軍隊を蜂起せしめた。汪精衛は彼が任へてゐる外國の主人の使喚に基いて、支那の敵の侵略者の計畫の遂行に執つて有利な新しい混亂を國內に捲き起さんと努めてゐる。

今次の事件の秘められたる一面を明かにしてゐる此の風説は最も眞實に近いものである。張學良は日本の侵略者に抵抗する凡ゆる機會を持つてゐた。彼の率ゐる軍隊も亦、此の闘争を行ふ決意に燃えてゐた。然し張學良自身は常に外部からの侵略に對して無抵抗主義の政策を採つてきたが此れは日本軍部の思ふ盡であつた。この滿洲の舊支配者は

會て一戦をも交へず支那の華北地方を日本帝國主義者に讓渡した。現在彼等は反日運動に一八勝負を張つた、日本に對し鬭争の旗幟を掲げてゐるが事實は支那の分割に拍車を加へ支那に於ける今後の混亂の禍根を作り、支那を外國の侵略者の犠牲に供してゐる。

最近、南京政府は嵐の如き勢ひで、發展しつゝある反日運動の壓迫の下に、支那の統一と其の分散割據せる凡ゆる勢力の糾合を目指す各種の對策の實行に掛つた。南支那に於ける諸軍閥の政治中心たる廣東を南京政府の勢力範圍内に包括する事も亦此等の對策の一つに屬すべきものである。南支那に於ては、日本に依つて懐柔され、互に内亂を事としてゐた諸軍閥に對して重大な抵抗が示された。反日運動のスローガンに依つて偽裝されてゐたが、事實は日本帝國主義の爲めに活動してゐた廣東軍閥は粉砕され、驅逐された。

最近、北支那に於ける日本軍司令部が發表した公式のパンフレットの中には日本が支那に於けるその侵略を遂行してゐる特徴的な方法が其の全貌を現はしてゐる。日本軍司令部は、支那に於ける各種の形態の反日活動が發展擴大して來た事實は、南京政府の責任であると糾弾し、前記パンフレットの中に「蔣介石及其の一派が失脚せざる限り、反日行動は今後もくり返へされるであらう」と聲明してゐた。

聞「日々」紙は「十二月十二日の午後」張學良の「獨立政府」が樹立されたと速報してゐるが、陝西よりも二十軒も距つてゐる上海に於ける同紙特派員が斯かる情報を獲得したのは如何なる活動によるものか驚く外はない。「日日」の特報は陝西事件の張本人が誰れであるかを暴露してゐる。

煽動と誹謗に長けてゐる「日日」紙は、日本の走狗共の行跡を隠蔽して、罪を他人に轉嫁してゐる。「日日」は「張學良の獨立政府とソ聯邦との間」に既に恰かも「攻守同盟」が締結されてゐるかの如く喚き立てゐるが、同紙の報じてゐる所は煽動の爲にする虚偽の捏造に過ぎない事は明瞭であつて如何なる人も瞞着されはしない。日本の煽動家は自己の行跡を隠蔽する事は出來ないであらう。彼等が如何に努力しても此の不手際な活動は自ら彼等の正體を暴露してゐるのである。

ソ聯邦は諸外國の内政に對しては絶対に干渉しない自己の政策を忠實に守つてゐる。「獨立政府」の樹立、即ち支那領土の侵略を目的として日本帝國主義者に依つて樹立される傀儡國家の建設を目的とする政策の如きはソ聯邦にとつて凡そ縁の遠い存在である。

支那國民の廣汎なる大衆は、日本の煽動家や彼等に依つて買収されてゐる走狗に瞞着されない。東京政府の侵略者の不遜な政策は、偉大なる支那國民を奴隸化せんとする日

全支の奴隸化を目指して日本軍部は、周知の如く支那國內に混亂と無秩序を齎らす最も効果的な手段を、常に彼等に依つて煽動されてゐる諸將連の軍隊の間に求めて來たし現に求めてゐる。彼等即ち日本軍部から蔣介石政府を中心として既に擡頭し、凄まじい勢で進行しつゝある支那統一の過程は支那を植民地化せんとする彼等の計畫に執つて致命的な危険であると思はれてゐる事は誠に其の通りである。従つて日本軍部は昔も今も個々の支那の將領を使喚して南京政府に對して反對せしめ、必要な場合には此等の支那將領が反目的なスローガンを利用して敢て服はないのである。

日本帝國主義は、支那に於て、支那をして個々の封建的、地方軍閥の割據してゐる國家たらしめる政策を系統的に行つてゐる。日本帝國主義は日本帝國主義に抵抗する能力のない零細な單位に支那を分割する事によつて、支那に於ける内亂と不和の禍根を培つてゐる。斯かる政策は侵略者の爲めに支那領土の今後に於ける侵略の途を開くものである。

日本帝國主義は、支那に於て強盜的政策を遂行しながらその政策を反ソ宣傳に依つて偽裝せんと試みてゐる。

従來、日本が特に好んでゐた方法即ち支那に「獨立」政府を樹立せんとする方法が再び活用せられてゐる。日本新

本帝國主義の公然の意圖に對して、之等大衆の眼を益々開かしむるであらう。支那の分割及奴隸化政策、支那の敵にとつて有利なる混亂を捲き起さんとする政策は、支那の眞の獨立を擁護する爲め、凡ゆる勢力を統一整理する政策と對立するものである。(H・M)

中國共產主義同盟の西安事件に對する態度

中國共產主義同盟は所謂トロツキー派の一派で國共兩黨鼎立して、反國民黨反共產黨(反スターリン派)的態度を持つて居るが、昨年末突破した西安事件に對しても、獨特の見解の下に「西安事件に關し民衆に告ぐる書」と題する左掲譯文の如き檄を發出して、其の態度を明にした。其の内容は、蔣張の軋轢は軍閥の内訌で共產黨が學良の尻馬に乗つて抗日するのは軍閥の内戰擴大であり、自身東北軍は抗日反蔣の情緒を有つては居るが、學良等が軍を起したのは私利の爲で抗日のスローガンは内戰進行の口實である。蔣は帝國主義の走狗である。眞に國家を獨立せしめんとするならば、先づ蔣を倒さねばならぬとて工農兵大衆の行動綱領六項目を掲げてゐる。

尙右共產主義同盟は文書口頭による宣傳をする程度の現勢微弱な團體で、其の動向は何等時局に影響を及ぼす懸念はない。

工人、貧農、兵士及一切の勤勞民衆達よ

國民黨が得意になつて「國家は既に統一されたり」と宣

傳しつゝある時に際し軍閥の内訌が又表面化した。賣國賊張學良が賣國賊蔣介石を監禁し南京官吏を殺害して西安に於て獨立し國民黨政權を突如として動搖せしめた。

此の事件は資産階級及國民黨の領導下に於て國家を統一せんとすることが夢想に過ぎぬことを遺憾なく裏書したものである。

今や軍閥の内戦は既に爆發し同時に英日帝國主義も亦機乗すべしとして活動を開始し蔣介石下野後に於ける南京賣國機關を自己の藥籠中のものたらしめんと企圖して居るのである。

各式各様の軍閥政客も亦力を竭して活動し軍閥内戦の程度を増加せんとして居るスターリン派の所謂共產黨は遂に張學良の尻馬に乗つて抗日することを聲明したが、之れは事實上軍閥の内戦を擴大せんとするものである。斯くして軍閥混戦の災禍は又お互ひの頭の上に降り掛つて來た。

根本的に軍閥戦争を消滅し眞に國家の統一を完成し徹底的に民衆解放を謀る爲めには我々工農兵大衆は今次の西安事件に對して次の如き正確なる了解と主張を持たなければならぬ。

第一我々は張學良 楊虎城等が事を起したのは全く自己の利益の爲めであつて抗日のスローガンは總て内戦を進行する口實であることを知らねばならぬ。

五、一切の政治犯人の釋放

六、降敵害民の國民黨を倒し普選に依る全權を有する國民會議を召集して一切の國事を解決す。

一九三六年十二月二十日(S.K.)

葡領印度に於ける共產黨の活動

葡領印度に於ける共產主義活動が最近特に目立つて來たことは蔽ふべくもない事實となつた。葡領印度は一九二七年政府に依つて禁止されて以來地下運動に入つたが、其後其潜行運動は猛烈となつた模様である。以下の記事はフェルキツセル・ベオアハテル紙(一九三六・二・二四)の翻譯である。

一九二七年の暴動以來葡領印度の共產黨は禁止されておたが、最近アムステルダム、ブラツセル、アントワープ、ベルン、巴里其他佛蘭西、瑞西等の小都市から郵便物其他の物品中に隠してコミンテルン大會決議を馬來語を以て記した宣傳文書が送られた。和蘭本國に於ては共產黨は禁止されてをらず、従つて葡領印度人留學生並に訪蘭の印度人に宣傳を行ひ、又一九三四年に設立された葡領印度外事局は葡領印度主義者等を包含してモスコと連絡を取つて葡領の失業者、婦人及青年等に働きかけてゐる。

他方葡領印度禁止以來出現したインドネシア共和黨は一九二七年に創立されたが、同黨はシンガポールに在る亡命共產黨員の指導を受け、最近においてはモスコに倣ひ細胞組織の建設、各種支部の組織を行つてゐる。和蘭本國

第二然し東北軍中の十數萬の兵士は歸るべき家もなく耕すべき土地もなく彼等の抗日反蔣の情緒は事實である。

第三蔣介石は幾百萬の工農と革命家を殺戮し四分の一の國土を放棄せるものであるが故に彼等が監禁せられたこと等は同情する價値はない生命を保つただけでも拾ひ物である。資産階級は「蔣介石は民族の父であつて蔣介石が無ければ國家は亡ぶであらう」と言ふて居るが之れは首領を失つた後に於ける國民黨資産階級の無恥なる欺瞞と恐慌を表示するに過ぎない。實際に國家を獨立せしめんとするならば先づ帝國主義の最大の走狗たる蔣介石を倒さねばならぬ。

此の認識に基き我等工農兵は左の主張の下に行動すべきである。

一、交戦する双方兵士を團結せしめ兵士委員會を組織し双方の軍閥を倒し蔣介石、張學良等を逮捕し全國民衆の審判に附す。

二、即時對日宣戦を爲しソ聯邦無産階級の援助を求め一切の帝國主義の陰謀に反對す。

三、言論、集會、罷工、罷課の絶對自由と帝國主義國民黨の壓迫を排撃す。

四、スターリン黨の革命叛徒を倒し一切の革命民衆及貧農隊伍を共產主義同盟の旗幟下に團結せしむ。

では「赤色救援會」「自由行動」等の名の下に和蘭の大學に籍を置く學生を以て組織されてゐる學生團體も活動してゐる。ソウエト政府の秘密組織たるコミンテルンの活動目標が葡領等の植民地半植民地に集注されてゐることは明白であつて、葡領警察は葡領に對するソウエトの宣傳を防止する事に充分の措置を講じてゐないものゝ如くである。葡領政府は一層努力して本國政府との連絡を危殆に陥れるが如き共產主義宣傳に對し立法的手段を講じて之と對抗すべきではなからうか。

全聯邦共產黨中央委員會の舊黨證明書の効力に關する決議

全聯邦共產黨中央委員會は一九三六年十二月二十九日附を以て一九三七年二月一日以降、舊黨證明書即ち一九二六年度に制定せられたる形式の黨員證及舊形式の黨員候補證を無効とし、右期日までに新黨證明書を取得せざる黨員及黨員候補は爾後脱黨したるものと看做す旨を決議した。

所謂新舊黨證明書の取換へは一九三三年に始まる清黨工作の一段階として一九三六年二月黨證明書検査工作の終了に續いて開始せられ、同年九月二十九日附を以て黨中央委員會が黨員採用を十一月一日より復活する旨指令するに及び右指令實施の前提として終了せるものと看做されたが、今回の決議は右取換工作の結果を確保し黨員統制の徹底を期さうとするものと思料せられる。(H.M.)



報 雜

汪精衛暗殺未遂事件の判決

昭和十年十一月一日南京に國民黨中央の六中全会開會の際、時の行政院長汪精衛を狙撃し之に重傷を負はしめたる兇手孫鳳鳴は、現場に於て警察官の拳銃彈に中り其の翌日死亡したが、其の背後に在りて孫鳳鳴を躍らせた張玉華、賀坡光、劉書容、項仲霖、李懷誠、盧慶麒等六名も其の後南京、鎮江、上海等に於て逮捕せられ、一應南京警備司令部の取調を受け次で江蘇高等法院に起訴せられた、而して附來數回の公判が行はれたるが昨十

一年十二月三十一日張玉華、賀坡光兩名の民國危害を目的として團體を組織したる部分に關し各々有期徒刑七年、公權褫奪七年の判決あり、其他の殺人に關しては民國刑法第二百七十一條の罪に該當するを以て民國刑事訴訟法第二百九十六條の規定に依り南京地方法院に移送する旨を判決せられた。次に右判決の事實及び理由の譯文を掲げる。

事實

張玉華は思想左傾し、國民革命軍第二十五師政治部二科員なりし當時共產黨に加入せんとして未だ果さず、民國二十年上海に至るや生活に困却し素識の嚴少朋の紹介にて共產黨の外圍團體たる社會主義者聯盟（以下社聯と略稱す）に加入し、文化總同盟（以下文總と略稱す）の指揮を受けて集會に参加し、文章を起草し傳單を撒布し標語を貼附する等のことを爲し、後社聯常務委員會より拔擢せられ滬西區々委と

なり、並に社聯盟報の編輯及び社聯經濟委員會委員を擔任し、次で其の友人にして目下逃亡中の華克之と共に、南京に來りて晨光通訊社を創設したが、爾後は社聯の職務を擔任せず。賀坡光は上海浦東新法洗染業工會及び裝卸工會の書記たりしが、民國二十三年四月謝愷生の紹介にて張玉華を知ることを得、先づ讀書會を組織し毎週一回會見することを規定し、後張玉華の紹介にて社聯に加入し、沈明釗、張玉華と共に一細胞をなし次で又共に文總の指導を受けたる工人教育聯盟（以下工教聯と略稱す）に加入す。九月十三日張玉華の招致に應じて南京に來り晨光通訊社の記者たり。民國二十四年十一月一日午前十時過ぎ中央黨部は六中全会開會式を舉行し、全體中央委員が會議室門前にて記念攝影を爲さんとし前後二列に分れて立ち撮影後、後列の中央委員より順次會議室に入らんとしたるが、前行政院長汪精衛は適々前列

に在り、其の時晨光通訊記者の名義を以て入場したる孫鳳鳴は突如寫眞機の置かれある附近の群衆中より躍り出で拳銃を擧げて汪院長に向ひ連續三發を放ちたるが、幸ひ致命的傷害とならず孫鳳鳴は現場に於て逮捕せられ並に

罪法第六條の罪を犯したりと認め本院に起訴せり。

理由

本事件を兩部分に分ちて論斷すると次の如し。

(甲) 張玉華、賀坡光の民國危害を目的として團體を組織したりと起訴せられたる部分

張玉華、賀坡光、劉書容、項仲霖、李懷誠、盧慶麒は何れも暗殺に參與したる嫌疑あるを以て前後して上海、丹陽、鎮江等に於て逮捕し首都警察廳より憲兵司令部に送致したる後中央常務委員會の決議を奉じ法院の審理に移すこととなり本院檢察官は取調べ終結を俟ち張玉華、賀坡光、劉書容、項仲霖、李懷誠、盧慶麒を危害民國緊急治罪法第一條第三款、刑法第二百七十一條、第一第二兩項の罪の共犯と認め刑法第十五條に依り最も重き刑を以て處斷すべく、而して張玉華は會て社聯に加入して區委を擔任し賀坡光は會て社聯及び工教聯に加入し並に危害民國緊急治

査するに被害張玉華は取調中既に二、二八の後嚴の紹介にて社聯に加入し上海滬西區々委を擔任し文總の指導を受け、文總は共產黨の外圍團體にして共產黨の指導を受くる事を自稱し（江蘇高等法院檢察官調書第四十一、四十二頁に見ゆ）其の南京警備司令に提出したる自白書には尙社聯の活動に参加したる原因、社聯組織の内容及び自己の社聯に於て擔當したる仕事を縷述して遺す處なし（張玉華自白書第十頁至十三頁に見ゆ）而して社聯は社會科學聯盟の略稱にして社會主義者聯盟の略稱に非ず、是は社會科學を研究する一

種の團體にして三民主義も亦研究題目たり、絲毫も反動的性質なく其の團體は固より共產團體に非ず殊に其の分子は共產黨員に非ずと辯ずると雖も是は明かに言葉飾りて強辯するものにして信を置くに足らず。被告賀坡光に至りては、民國二十三年三月の間、上海に於て謝愷生、張玉華と共に讀書會を組織し、後張玉華の紹介にて社聯に加入したるは警備司令部及び檢察官の取調中屢々自認したる所たるのみならず本院に於ける審理中にも亦明かに其れを承認す（本院民國二十五年三月三十一日審理速記録に見ゆ）其の自白書中には更に「民國二十三年七月張玉華との關係にて社會主義者同盟に加入し波明釗、張玉華と共に一細胞を爲し専ら理論を研究し並に印刷物、例へば記念日に工人に告ぐる書、社聯工作報告、時事公論等を回讀す。八月には新法洗染業同業工會を閉鎖し余は浦東に移轉し工人教育聯盟に加入し文總常委陳炯

之と接近し、次で洗染業工人の勞資爭議を發動せんとしたるが工人幹部徐本良の死亡に因り展開する能はざりき』等の語有り。(賀坡光自白書第七頁に見ゆ)然し社聯が如何なる性質に屬すかを知らず單に其れが讀書機關たるを知功たりと稱するは空言にして採るに足らず。又社聯組織の内容は張玉華の自白書中に述ぶる處に據れば『行動に於ては一切の集團に参加し機會を利用して闘争を發動し、藉りて以て自己の群衆を戦ひ取り宣傳に於ては有する刊行物に侵入し自己に有益なる文章を發表するものなり』とありて該團體の主要作用が共產黨の爲めに大衆を戦ひ取り藉りて以て階級闘争を發動し、更に三民主義國家を共產主義國家に變改せんと希圖する物なるを見るに至るべし。從て張玉華等が社聯の活動に参加したるは民國を危害することを目的として團體を組織したるものなること毫も疑義を有せず賀坡光は孫鳳鳴の汪院長暗

殺事件に因りて逮捕せられ、其の取調中其の社聯加入の經過を自供せりと雖も裁判要求の意思表示をなさず、從て自首要件に符合せず張玉華の逮捕に至りては賀坡光檢舉の後、彼と賀坡光とが共同して社聯に加入したる事實を早くも賀坡光によりて供述せられたるものなれば其の社聯加入の自白は自首を以て論ずる能はざるは贅言を要せず。又彼等は晨光社入社以來社聯との關係を脱離したりと稱すると雖も既に合法的に自首したるものに非ざれば刑事責任を減免する能はず。更に張玉華、賀坡光は社聯及び工教聯に加入したる後共產黨に有利なる宣傳工作を擔任したること既に供述書に明記せられたるが是は民國を危害する事を目的として團體を組織したるの罪を犯したる以外に尙三民主義と相容れざる罪をも犯したるものなり。惟ふに危害民國緊急治罪法第六條の行爲態様は三種ありと雖も法文の競合なるを以て其の情狀の比較

的重き民國危害を目的として團體を組織したるの一罪を以て處斷すべく危害民國緊急治罪法第六條、第十條及び刑法第二十八條、第三十七條第二項に依り各々有期徒刑七年に處し、各々七個年公權を褫奪し、而して押收したる書籍は中央組織部の審査を経たるが此の内『左派幼稚病』『世界勞工の現狀』なる兩書は共產黨の刊行物『國家論』及び其の他の一書は無政府主義者の刊行物『共產主義と中國』なる一書は國家主義派青年黨の刊行物にして何れも發行を禁止すべき反動的書籍なるを以て縱し何人の所有なるかを證明する能はずと雖も既に禁止物なる以上、刑法第三十八條第一項第一款、第二項及び第四十條に依り沒收を宣告すべし。

(乙) 張玉華、賀坡光、劉書容、項仲霖、李懷誠、盧慶麒の民國危害を目的として叛徒と結び治安を擾亂せんと圖謀し及び殺人未遂として起訴せられたる部分

査するに危害民國緊急治罪法第一條第三款の罪は其の構成要素三有り即ち(一)須らく民國危害を目的とすべし、(二)須らく叛徒と結託したるの行爲を有すべし。(三)須らく治安擾亂の圖謀を有すべし、而して此の内一を缺如せば本罪を構成せず。所謂治安擾亂を圖謀すると稱するは必ず如何に地方の治安を擾亂すべきか其の方法順序に就きて確かに具體的なる計畫有りて始めて之に相當す。本件は檢察官の起訴事實の記述に據れば

『被告張玉華、賀坡光は目下逃亡中なる王亞樵、華克之等の指使を受け、南京に來り、晨光通訊社を組織し中央要人暗殺の掩護機關と爲し並に孫鳳鳴を實行者となし一面劉書容を南京に招致し新聞記事の集收に共力せしめ且つ機密に參與せしむ。民國二十三年十月より通信發行を開始したるが其の時華克之は兇器たる六輪拳銃一挺を王亞樵の下より持來り張

必泉の家に隠匿す。同年十二月中央が五中全會を開會するや張玉華、賀坡光は孫鳳鳴を中央黨部に派し蔣委員長を暗殺せんと圖りたるも未だ果さず次で拳銃を盧慶麒の家に隠匿し間もなく、之を取り戻し民國二十四年八月汪院長辭職し蔣委員長が漢口より南京に飛來するや賀坡光は孫鳳鳴を同伴して飛行場に赴き暗殺を實施せんとしたるも遂に蔣委員長を發見する能はずして罷む。爾後通信社の經費不足を告ぐるや華、張は項仲霖を南京に招致し社内に起居せしめ補助金獲得に活動せしめ項の舊友李懷誠は時に同社を訪れて集談し秘密も亦聞きたり。同年十一月一日中央が六中全會を開會する事となるや開會の数日前即ち同年十月二十日前後、華克之は孫鳳鳴を帶同して南京に來り張、賀等と商議の上、六中全會開會後記念撮影の時決行する事に決定し又前二回の失敗が専ら蔣委員長

一人を目標としたるに因るに鑑み今回は先づ蔣を狙ひ次で汪を狙ひ若し其の何れも不可能なる場合は一大騒動を惹起せしむる(張玉華の稱する處に據れば會場内にて無目的の發砲を爲す)ことを決定したるが猶暗殺實施の擔任者たる孫鳳鳴が意志鞏固ならず其の時に臨みて或は躊躇することあるべきを恐れ同月二十八日晚華克之の發起にて談話會を開催し華、張、賀、劉、項、李、孫等均しく其の席に集り劉一人黙したる外其の他の者總て孫を指導激勵し孫は之に對し100%の承認を與へて生還せざることを誓ひ並に項賀兩名が種々の手段を講じて記者出入證を入手して孫鳳鳴に交附し孫は之を以て入場し遂に昨年十一月一日の事變を發生す』とあり、本院は該被告張玉華等が如何に王亞樵、華克之等の指使に聽從し南京に來りて晨光通訊社を組織し中央要人暗殺計畫進行の掩護機關となしたる

か、如何に工作を分配したるか、如何に兇器を隠匿したるか、如何にして出入證を入手したるか、如何に實施を激勵したるか、如何に兇手を同伴入場し機に乗じて暗殺せんとしたるか等の各事情に就きて調査したるが、其等は該被告等が警備司令部及び本院の取調中一再ならず供述したる處にして其の犯罪嫌疑は誠に重大に非ずと謂を得ず。張玉華、賀坡光等の辯解に依れば當局の外交政策に對する認識の錯誤に因り愛國の熱情に激し要人暗殺を計畫したるものにして民國危害の意なく、又叛徒と結託したるの事實なし云々とあり、其の供述の信すべきや否や姑く論ぜず然し該被告等は本事件の未だ發生せざる以前に總て南京より逃避し僅かに兇犯孫鳳鳴一人に六輪拳銃一挺實包五個を懐中入場せしめたり。其れが有目的の發砲たるや抑も亦無目的の發砲たるやに論なく何れも地方の治安を急激に擾亂せしむるに足らず。張玉華は事變

の數日前晨光通訊社に於て華、賀、孫等と會談の際「若し暗殺失敗の時は直ちに一大騒動を惹起せしむ」の語を爲したりと雖も其れは單に張玉華個人の意志表示にして當時其の席に在りたる諸人は騒動の實行を如何に準備すべきかに就きて何等の計畫及び決議をも有せず（警備司令部調書第一〇六頁、第一〇八頁、第一一一頁及び江蘇高等法院檢察官調書第三〇頁に見ゆ）即ち治安擾亂を圖謀したる事情有りとは云ひ難し、該被告等が孫鳳鳴の中央要人暗殺の行爲に於て若し事前相謀り或は一部分の工作に参加したるならば、刑法第二百七十一條第一項第二項の規定に合し前述の民國危害罪の要件は之を具備せず。而して刑法第二百七十一條の罪は其の第一審地方管轄に屬し本院は實體上の裁判を爲す能はず。故に刑事訴訟法第二百九十六條の規定に依り管轄錯誤の判決を下し同時に管轄權を有する首都地方法院への移送を宣す。

以上に據りて論結するに刑事訴訟法第二百九十一條前段、危害民國緊急治罪法第六條、第十條、刑法第二十八條、第三十七條第二項、第三十八條第一項第一款、第二項、第四十條、刑事訴訟法第二百九十六條に依り特に判決すると主文の如し。

本件は本院檢察官羅人驥出廷檢察官の職務を執行したり。

中華民國二十五年十二月三十一日
江蘇高等法院第五分院刑庭

裁判長 判事 吳 昱 恒
判事 宜 開
判事 斯 文

右は原本と異なるなきを證明す
江蘇高等法院第五分院
書記官 劉 隨 澤
中華民國二十六年一月五日

當事者本判決に對し若し不服あらば判決送達の日より十日以内に書狀を以て不服理由を叙述し本院に控訴を提起すべし。(S.K)

中山事件の控訴判決

一九三五年十一月九日上海發樂安路に於て我が特別陸戰隊中山秀雄兵曹を狙撃し、遂に死に至らしめた事件の被疑者葉海生及び楊文道の兩名は、上海第一特區法院にて死刑の判決を受けたが、兩名とも本判決に服せず、江蘇高等法院第二分院で控訴した趣は本報第七十一號に掲載したが、右控訴公判は本年十二月二日審理終決し、同九日控訴棄却の判決を云ひ渡された。(S.K)

國民革命軍攻撃停止命令に關する毛澤東の談話

最近の情報によれば、中華ソウエト人民共和國中央政府及人民紅軍々事委員會は客年十月紅軍に對して國民革命軍（所謂剿匪軍を指す）に對する攻撃停止命令を發出せる趣きにてソウエト區新聞記者に對し同年十月十五

日同政府主席毛澤東は談話の形式を以て本件に關し、左の如く發表したと言ふ。

「中華ソウエト人民共和國中央政府と人民紅軍々事委員會は既に一、總ての紅軍部隊は國民革命軍に對して如何なる攻撃行動をも停止すべし。

二、但し攻撃せられたる時に於てのみ必要な自衛手段を採ることを允許す。

三、總ての國民革命軍に屬するものにして我等を攻撃せることによつて、紅軍の捕虜となりたる兵士或は押收せられたる武器は、該軍が抗日をなす場合に於て一齊に之を還附するも其紅軍たらんことを希望するものは其自由に任す。

四、若し國民革命軍が抗日陣地に向つて移動する場合、其の移動を妨害する一切の行動は之を制止し、且つ可能なる範圍の援助をなせ。

との命令を發佈したが吾人は更に一切の國民革命軍並に南京政府と停戦して手を携へて抗日すべきことを聲明し要求することに決定した。該聲明請求書は現に起草中であるが、現在察哈爾、綏遠、山西三省の形勢は甚しく危険状態にあり、吾人は南京政府と合併して綏遠軍を援助して抗日救國圖存の目的を達成せんことを切望するものであつて、若し南京政府が國難を顧慮して内戦を停止し抗日の爲めに出兵するならばソウエト政府は全力を擧げて援助し且つ全國紅軍主力を以て先鋒として日本軍と決戦せんと欲する云々」と。

右談話は當時既に紅軍と西北に在る剿匪軍との間に或種の默契が成立し居たることを裏書する資料と認められる。(S.K)

米國大統領選挙戦に於ける
各政黨の得票数と運動費

一九三六、二、二一、紐育タイムズ

一九三六年に於ける米國大統領選挙戦は識者間の豫想の如く民主黨の歴史的勝利に歸してルーズヴェルトの再選となつた。今回の選挙戦に際して各政黨が投票獲得の爲めに何程の運動費を要したかを各政黨選挙本部より發表された數字に基いて比較對照するに下記の如き甚だ興味深いものがある。

共產黨選挙委員よりの公式報告書によれば同黨の得票数は正副大統領を合計して八萬九千六百票で、これに要したる運動費總額は十六萬二千四百弗であつて、一票當り平均二弗二仙となる。而して右十六萬弗餘りの支出運動費中十五萬七千二百七十五弗は寄附金によるもので殘餘の四千七百六十五弗は過剩支出となつてゐる。尙ほ右運動費中で最も多額の費用を要したるものはラヂオによる放送演説費で三萬一千五百

八十五弗を支出してゐる。

民主黨に於ては未だ精密なる數字を得るに至つてゐないやうであるが、選挙戦の當初同黨幹部の建てたる運動費豫算金額は三百五十萬弗であつたと云ふことである。而して開票の結果獲得總数は二千七百五十七萬二千票であつて一票平均一二仙宛に當つてゐる。

言論戦に於てはハースト系各新聞雜誌を背景にもち選挙資金捻出に當つて米國屈指の資本家連及びウォール街財閥を後援者として有してゐる共和黨は、千六百六十八萬二千票の得票に對し七百五十萬弗を支出して一票平均四十五仙宛に當る運動費を費してゐる。この共和黨の運動費總額七百五十萬弗は當に民主黨の運動費總額に對して二倍以上である許りでなく他の何れの政黨に比しても多額の運動費を費してゐる。

ノーマン・トーマスを候補者として指名した社會主義黨では十八萬七千票

を獲得したに對して二萬九百七十三弗の支出を見てゐる。即ち一票當り十一仙強と云ふ最低額である。同黨に對しては共產黨が久しき以前より共同戦線を張らんとして度々呼び掛けてゐたが實現の運びに至らずして今回の選挙戦となつたものである。

白ロシアに三人民委員部新設

ソ聯邦中央執行委員會は、一九三六年十二月二十二日附を以て憲法第八十三條（聯邦加盟共和國人民委員會の構成に關するもの）に従ひ、白ロシア共和國に輕工業、食料品工業、林業及粒穀家畜ソフホズ各人民委員部を新設することを認可する旨を決議した。

(H・M)

昭和十二年一月

内務省警保局